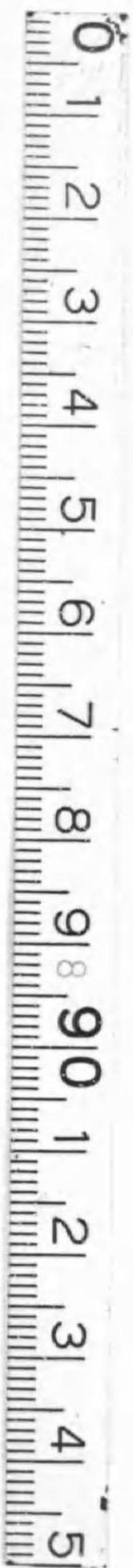


324
787

岐阜縣加茂郡飯地高等小學校編

飯地村誌



始





序

第一章 概觀

第二章 鄉村概觀

第一節

總說

鄉村

歷史

卷頭

目次

八、七、六、五、四、三、二、一

經費比較	小學校兒童數一覽	小學務委員異動	補習學校教員異動	小學校教員異動	小學校長異動	青年學校沿革	小學校沿革	教育	總說	鄉村	概觀	序
三	三	三	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一
九	七	二	〇	三	一	九	三	一	一	一	一	一



第三章	鄉土ノ政治經濟	一七
第一節	政治自治沿革	一七
一	戶長村長一覽	一八
二	助役吏員	一八
三	村會議員	一八
四	警察	一九
五	村條例	一九
第二節	資力財政	二一
一	緒論	二一
二	歲入歲出	二二
第三節	公益各種團體	二七
一	消防組	二七
二	產業組合	二四
三	飯地村分會	二五

第四節	公益團體	二六
一	金歌	二六
一	各種團體貯金	二六
第四章	鄉土ノ產業	二七
第一節	總說	二七
一	主十儿產業	二七
第二節	農業	二七
一	米麥	二七
二	其他	二八
第三節	養蚕業	二八
第四節	牧畜業	二九
第五節	林業	二九
第六節	水產業	三〇

騰寫に附す大別して郷土の歴史郷土の地理郷
土の自治郷土の産業となす素より内容の分類
序列等妥當を缺き尚改竄補正を要する点多々
ありて他日の大成に委ぬべしと雖も之れによ
りて我が郷土人文の沿革發達上温故知新の一
端ともなれば幸甚の至りなり一言所懷を述べ
て序となすと云爾

昭和十一年丙子八月

岐阜縣加茂郡飯地尋常小學校長 續 續 今次郎

第一章 郷土の歴史
第一節 總説

本村名ヲ飯地村ト唱フルハ古来ノ名稱デアツテ
阿比羅彌ノ庄蘇原ノ郷ト呼ンダ一部落デアル
併シ村ノ創始當時ノ事跡ハ茫トシテ知ルコトガ
出来ナク天保八年ノ暴風ニ沖ノ森ノ鎌倉村ガ
倒サレタ事カワリコノ鎌倉村ハ鎌倉幕府時代ニ
或人が殿ノ供奉ヲ鎌倉へ参リ持歸ツテ植エタ物
ト言ハレテキルカシ鎌倉時代以前カラ開ケテ牛
クコトハ窺フコトガ出来ル相確實ナコトハ慶
安以後爲二百八十餘年前ニ原ルモノ外ハ十
而シテ徳川時代ハ苗木藩ニ属シ明君維新以後ハ
村ノ行政區劃ヲ変更サレタコトニ度アツタガ
明治三十一年遂ニ独立シテ一村ヲ十シ今日ニ及

ンデキル。昔時ハ今ノ湖南村ノ一部ナル潮見也
下一箇ノ村落デアツクガ後(年秋)潮見ハ分離シテ
飯地村ノ枝郷ト唱へ同地ノ被官頭ノ一人ニ任ジ
潮見一區ノ庄屋ノ事務ヲ取扱ハセタ。ケレドモ
飯地村ノ長タル庄屋ガ總ベテ之ヲ監督シ毎年ノ
中勘定ノ如キハ飯地潮見兩郷各別ニ見聞ヲ受ケ
タガ潮見ハ飯地村ノ庄屋ガ豫メ出張シ主人トヤ
ツテ代官ノ出張ヲ待子受ケ白ラ責任ヲ負フテ其
見聞ヲ受ケタノデアリ。明治元年ノ革新ニハ苗
木縣ニ屬シ後廢セラレテ望松縣ニ屬シ明治四年
同縣廢セラレテ岐阜縣ヲ置カルニ至リ之ニ屬
ス。而シテ明治ノ革新ニハ元枝郷デアツク潮見
ハ全ク分離シテ飯地ハ一箇獨立シタ。明治十七
年村治區劃ノ度更(官選戸長ヲ置カレシ當時)ニハ

潮見村外四箇村(潮見福地南戸飯地河合)ニ聯合シ
後町村制實施(明治五年)ノ時其聯合ヲ解キテ飯地
河合ハ組織ヲ以テ一村ヲ形成シタ。此間明治五
年戸籍改正ニ當リ戸籍区ノ変更ニ於テハ加茂郡
第十大區第三小區ニ編入サレタ。
舊幕時代ノ職制
村役人ハ庄屋組頭百姓代ガアリ之ヲ三役人ト稱
シタ。庄屋ハ今ノ村長ノ如ク一村ノ統轄者ト共
文配スル區域ノ一切ノ公務ヲ統べル。職掌ノ主
子ルモノハ諸布令ノ示達施行年貢ノ收納及
納付ノ公共土木工事ノ監督訴訟及不動産賣買
實入ノ證明諸帳簿ノ保管整理風俗ノ矯正
村外經濟道産撫恤宗教ノ取締等デアリ。
本村庄屋ハ潮見庄屋河方家ノ祖先山田小十郎一

男山田平右衛門が永祿時代ニ飯地村へ来リ庄屋
トナツタ。之が山田ノ先祖デアルト。コノ
平右衛門カラ相傳へ明治三年山田猪平次ニ至ル
十代三百余年デアル。古傳ニ言フ、平右衛門以前
ハ沃尻五輪ノ西ニ庄屋屋敷トイフ。カアリ又庫ノ
前ト言フ田ガアリコ、ニ庄屋ガアツタト。庫ノ
前トハ郷藏ノ跡デアラウ。庄屋孫右衛門故アツ
テ家出シ十年ノ間行方不明デアツタガ本村魚釣
ニ畑ヲ開墾シ藝居ニテ弁夕ガソレガ土岐郡深沢
カラ見エタトイフ。其當時魚釣ハ森林加繁茂シ
奥山デアツタデアラウ。苗米藩主遠山氏
鎌倉以来ノ旧家デアラウ。依リ遠山庄ヲ傳領シタ。戰國時代所謂七遠山ハ

若村遠山ヲ系取トスル。惠那郡ノ中郡中仙道側
ノ地ハ應仁ノ乱カラい笠原氏ノ爲ニ占領セラレ
タガ天文年間ニ至リ遠山氏ガ回復ニタカクテ
苗米高森城ニ遠山五近ガ居リ若村ノ藩屏トシテ
永曾方面ニ備ヘタ。按カルニ五近ハ子齋取ノ遠
系デ初勲太郎トイッタ。永祿三年補秩間合戦ニ
從リ、初勲ヲ齋カセタ。信長ノ妹ヲ娶リ一女ヲ生
マシ、信長之ヲ養ヒ永祿八年武田勝頼ニ嫁セシメ
之ニ是年益田ノ三木氏ヲ攻メテ傷ツキ死ス。人
稱ガカソク爲信長ハ飯塚城主右衛門尉友勝ニ
後ヲ継ガセタ。永祿十一年友勝ハ富城ニ入り男
友兵衛友忠ヲ飯場ニ置ク。友忠後ニ男右衛門佑友
ヲ留メ自ラ明照城ニ移リ、父ノ死後爲久兵衛友
政ト共ニ富城ニ住ム。天正十一年夏森蘭丸ノ爲

美濃ノ國名ハ六國史ニ美濃トアリ古事記万葉集
國選本紀ニハ三野正倉院古文書ニハ御野ト書カ
レテキル。古文書ニ美乃三乃ト記シタノハ箇ニ
從ツテ記シタモ、古事記傳中ニハソノ義真野ナ
ルベシ。コノ國平野開ケタレバ稱ヘテ爾言ヘルナ
リトアル。

美濃ノ祖神ハ當國一宮南宮神社ノ祭神金山彦命
如ト言ハレテキル。鎮座ノ不破郡宮代村ハ西偏
テアルが金山彦命が東面ノ鎮守校トシテ屯シ十
サツタ地デアルカラコニ祀ツタノデアアル。
賀茂縣主東農加茂ノ地ハ賀茂縣主ノ置カレタ
所デアアルコトが延喜式内社ニ縣主神社カアツテ
今モ太田町北方ノ丘上ニ鎮座マシマス。デアアル。
考坐命ノ子孫カコノ地ニ移住拓殖シテ縣主姓ヲ

帶ビ世叢シテ治メタノデアアル。

加茂氏ノ三流

加茂郡地方ハ鴨氏ノ拓殖ニカ、リ其名ヲ得タ。

太田町ヲ始メ郡内ニ加茂神社ヲ祀ル所ガ所々ニ

アル。蓋シ鴨氏ノ祖鴨縣主ヲ祭ルマノデアアル。賀

茂氏加茂氏ハ同一ノ祖鴨縣主ヲ祭ラウ。之ニ三流ア

ル。(一)皇別系坐命ノ後ナル鴨君鴨縣主カアル。

(二)神魂命ノ孫武津之身命ノ後ナル鴨縣主(加茂縣主)

カヤリ山城國愛宕郡賀茂郷上下賀茂神社カ本

居デアアル。

(三)大國主命ノ後裔テ大和國葛上郡鴨津味波八重

事代主神社又ハ葛城賀茂神社トイフ本居ト

スル(阿達須積高日子命ヲ祀ル)賀茂鴨朝臣カアル。
(二)及(三)ハ共ニ神別デアアル。(一)ハ西濃ニ子孫カ多

いか尚此地方マデ敷衍シタト推察サレル。
 大寶二年戸籍ニ加毛郡トアリ類聚國史ニハ賀茂
 可見土岐惠奈四郡山谷ニ居リ土地境埒比郡稔ル
 ト雖モ損荒常ニ多シトアル。和銅以後專ラ賀茂
 ト書キ戰國時代ニ及ンタ。近世ニ至リ加茂ト改
 メタ。太閤檢地以後ノコトデアラウ。諸説ヲ按
 カルニ工古賀茂縣主ノ治メタ賀茂縣ノ地が即チ
 本郡デアラウ。
 歴史工參考トナル遺蹟等ハ極メテ少イ。唯本村
 ニ見ルベキハ西山不動様ノ古劔。觀音平ノ
 石棒ガアル位ノモノデアアル。植物ニハ惠那郡坂
 本村デ天然記念物ニ指定サレテキル花ノ木ガ市
 政附近ニ自生シテキル。動物ニモ固有ノモノハ
 ナシ。

第二節 教育

教育ハ古来余リ進歩セズ唯中産以上ノ者ノ長男
 ハ郷里ノ僧侶或ハ医者等ニ就キ多少ノ學藝ヲ受
 クト雖モ秩序ナク程度亦低クシテ名頭苗字盡簡
 易ナル日本文ヲ習字科ニ於テシ、讀書ニハ商賣往
 来實語經童子經、數學ニ於テハ八算見一ト云フ類
 ニシテ是等ノ學術ヲ卒ヘタル者ハ頗ル上達シタ
 ル者ナリ。而シテニ男以下及婦人ハ教育ヲ受ク
 ル事ナシト言フヲ得ハシ。然ルニ明治六年始メ
 テ學校ヲ創設シ飯地正道學校ト稱スル學校出末
 以後法令ニ從ヒ現今尋常小學校ヲ置クニ至レリ。
 以上明治三十五年村是調査中ヨリ
 明治六年以後ノ狀況ハ小學校沿革ニ記セル所尚
 中等教育以上ニ至リテハ甚ダ振ハズト雖モ地勢

上經濟上マ夕止ムヲ得ザル所ナリ。現在ニ於テ
 專門學校卒業者男子三人中等學校卒業者男子九
 人女子四人合計十六人中中等學校在學者男子二人
 女子一人ノミナリ。
 現在迄ニ於ケル小學校補習學校等卒業者左ノ如
 シ。

尋常小學校卒業者	一一四四名
高等小學校卒業者	三四六名
農業補習學校前期卒業者	男八名 女三十四名
後期卒業者	男一六六名 女四十名
研究科卒業者	男二名
青年訓練所修了者	三五名
農業青年學校卒業者	普通科(女)二名 本科男四名
研究科學習者	男六名 女二名

小學校沿革概要

明治六年三月本村三番地宇真坂洞泉寺ニ創立シ公

五正道學校ト稱シタ。第十一大區三ノ小區三十

四番中學ヲ置ク。

明治八年二月文部省小學校則ニ準ジ八月改則略則

ニヨリ教授ス。

明治十五年學區改正ノ時第四學區部以ニ編入サレ

タ。同年學則変更ニヨリ教則改正、中等初等兩科

ヲ併置シ又公立飯地小學校ト改稱シタ。翌年女

生徒ノ爲ニ裁縫ヲ設置シタ。

明治十七年十月第六學區部以ニ編入サレタ。又字

下洞一九九番ニ校舍新築落成シタニヨリ移轉シ

タ。木造ニ階建テ建坪三十坪敷地百〇ニ坪デア

ツタ。

明治十八年十一月小學校令改正ニヨリ教則ヲ変更シ、又飯地簡易科小學校ト改稱シタ。

明治二十二年本校生徒控室教員寓室ヲ一時巡查駐在所ニ貸與シタガ翌年九月他ニ移轉シタ。

明治二十四年七月三日濃尾大震災ニヨル被害小學校取調、為大脇岐阜縣屬林加茂郡書記加巡視

明治二十六年九月カヲ裁縫科ヲ設ケ大ニ女子教育ヲ奨励シタ。翌年七月ニ一、兩日教育幻燈演說會ヲ開催シタ。

明治三十三年六月六日校医ヲ設ケタ。明治三十四年三月廿五日修業年限ニ箇年、補習科ヲ設置認可ガ未タ。

明治四十年四月一日修業年限四箇年、高等科設置同年五月四日校舍ノ改築ガ落成シタ。

明治四十一年十一月 大正天皇ガ皇太子ニマシマシタ時岐阜地方ヘ行啓ヲサツタノヲ記念シテ附設記念文庫ヲ設置シタ。十二月村教育會發會式

明治四十三年四月名古屋共進會觀覽、為始メテ修學旅行ヲ舉行シタ。五月教員住宅一棟建築落成

明治四十三年十一月二十五日 明治天皇昭憲皇太后、御眞影ヲ奉戴シタ。同年七月九日陸軍參謀本部陸地測量部員ガ枝庭築山工(凡ニ米)ヲ測量シ

タ。海拔六〇六、五米東經百三十七度十七分三十分北緯三十五度二十八分五十秒デアル。

明治二十四年一月二十五日教育勅語謄本御下賜

明治四十一年十二月五日 戊申詔書謄本御下賜

明治四十五年七月一日通學團六組ヲ設立シタ。

大正二年七月十七日遊動園木据付金拾八圓七十五

鐵ヲ要シタ。翌三年各児童ノ通學距離ヲ測定。

大正四年五月一日御大典記念事業トシテ青年團カ

吉野櫻二十本ヲ校庭ニ植エタ。

大正四年十月二十九日 大正天皇御眞影奉戴

大正五年十月二十八日 皇太后陛下御眞影奉戴

大正六年十一月十二日學校校役場間電話架設

大正八年一月二十四日午後十一時四十分頃事務室

カラ出火 御影及勅語謄本ノ御奉還ヲ申上ゲ校

舎等ハ僅カニ宿直室便所ヲ殘シタノミデ全焼シ

テシマツタ。翌二十五日午前二時半頃漸ク鎮火

シタガ水便利惡シク消防ノ設備モナク、只雪ノ塊

ヲ投ゲツル位ノエトヨリ致方ナカツタト、コ

トデアル。依ツテ第一分教場沢尻自法庵、第二分

教場五明説教場、第三分教場西山説教場トシテ一

月二十八日カラ授業開始、三月三日自法庵ヲマメ

五明分教場及役場ニ階ニ移ツタ。九年四月十五

日西山説教場ヲマメ五明ニ移ツタ。

大正八年十一月十日校舎新築ニ着手シ九年八月ニ

落成シ九月一日カラ之ニ移ツタ。

大正十年十月十八日新校舎落成式舉行

大正九年校歌ヲ作リ文部省ノ檢定ヲ受ケタ。本校

長森島博作歌、岐阜縣師範學校教諭厨二郎作曲。

大正十一年三月二十五日明治四十二年ヨリ岐阜測候

所ノ囑託ニヨリ繼續シテ年々雨量觀測廢止

大正十二年十月國民精神作興詔書寫御下賜。同年

十二月十五日創立五十週年記念式ヲ舉行ス。

大正十三年三月三十一日電燈取付ヲ了ス。又同年兒

童購買部設置。八月二十六日宿直室湯沸場改造。

大正十五年七月一日青年訓練所併置。八月廿四日
 井戸修繕ヲ了ス。又四月カラ農業實習田六畝畑
 四畝借入ル。小作料一年九斗五升デアル。
 昭和二年七月助木六間鉄棒二間設置ス。八月便所改
 築。又六月尋五以上ノ児童ヲ以テ少年赤十字團
 設置登録券四六〇三子デアル。
 昭和三年十月六日 今上陛下皇后陛下御影奉戴
 昭和六年一月廿三日 今上陛下皇后陛下御影奉還
 昭和六年二月二日新ニ 今上陛下皇后陛下御影奉
 戴、今日奉戴式舉行ス。
 今六年八月登校坂路ノ新設工事ヲ行フ。
 今七年二月廿六日教職員ニ賜ハリタル勅語謄本御
 下賜
 今三年八月十六日カラ運動場拡張工事ニ着手連年

昭 小部公宛拡張、昭和七年九月四日全ク完成シタ。
 昭和九年二月二十三日 皇太子明仁親王殿下御降
 誕奉祝ノ佳キ日ヲトシ尋ニ以テノ児童ヲ以テ組
 織スル少年團結式ヲ挙グ。
 今八年六月二日國際聯盟離脱ニ関スル詔書寫ヲ下
 賜サレタ。
 今九年五月十六日小學教育ノ任ニアル者ニ對シテ下
 シ賜ハリタル 勅語謄本御下賜。

農業補習學校沿革大要

明治三十四年三月廿五日補習科設置認可。 修業年
 限二箇年
 今三十七年十一月十二日農林補習學校開校式
 認可ハ同年十月八日デアツタ。 修業年限二箇年

大正七年九月農業補習學校ト改稱。修業年限八箇年。大正十年實業學校令ニ依リ獨立。昭和十年六月三十日青年學校令ニヨリ廢止。大正十五年七月一日青年訓練所併設。四箇年修業。昭和十年六月三十日青年學校令ニヨリ廢止。同十年七月一日青年學校令ニヨリ農業青年學校開辦式。令月全日ヨリ農業科專任教員ヲ置ク。令八月村東端笹畑地内ニ定習農場ニテ五反ヲ設定。令定習道場一棟ヲ建設ス。昭和十一年六月國庫一、施設費補助金五百八十圓交付セラル。農具舍、加工室、堆肥舍、畜舍、作業室、整山夫ヲテス。今年 縣ヨリ緬羊一番、交付ヲ受ク。

小學校長異動

資格	氏名	就任	退任	備考
洞田	泉	明治廿六年三月	明治廿八年二月	洞泉寺任職 辞任
柳沢	太郎	全一八、二	全一八、二	惠那郡 岩邑士族 辞任
鷲津	彌太郎	全一九、一	全一九、一	愛知縣士族 辞任
安藤	才兵衛	全一四、一	全一五、一	可兒郡 日吉村平民 辞任
北原	南太郎	全一六、一	全一六、一	惠那郡 河合村平民 辞任
政事縣 石田	藏	全一七、一	全一九、一	辞任
全	樋田	全一九、一	全二二、一	惠那郡 尾呂窪小學校入籍任
全	曾我	全二三、一	全二三、三	前惠那郡 藤小學校訓導 辞任
全	渡辺	全二四、一	全二五、一	前惠那郡 久持小學校訓導 辞任
尋本正	松前	全二六、一	全二九、三	前福地小學校訓導 辞任
全	林	全二九、六	全三三、四	前黒川小學校入籍任 辞任
全	安江	全三三、四	全三五、六	前河東小學校訓導 辞任

小學校教員異動

資格	氏名	就任	退任	前在地等	轉任地等
助教	柘植 咲五郎	昭和三十四年三月	昭和三十四年四月	本村	
全	安藤 喜三次	全一四、一	全一六、一	日吉村 平民	
全	小本 伴六	全一六、二	全一七、一	河合村 平民	
補助員	安吉 菊五郎	全一七、一	全一八、三	本村	解雇
全	各務 市太郎	全一七、二	全一八、三	本村	解雇
全	伊東 逸吉	全一八、四	全二二、六	本村	解雇
全	丹羽 辰太郎	全一八、七	全一八、二	惠那郡藤村 平民	解雇
教員	柘植 可次	全一八、四	?		
助教	田口 時五郎	全二一、六	全二六、三	本村	辞任
助教	安吉 閑次郎	全二五、四	全三〇、一		河合小学校へ
全	早井 石衛	全二九、一	全二九、六	本村	辞任
全	田口 時五郎	全三一、九	全三二、五	本村	

尋本正	川尻 市藏	昭和三十五、九	昭和三十九、九	前下花見小学校校長
小本正	柘植 善治	全三九、九	全四一、八	河原小学校へ転任
全	石井 盛一	全四一、八	全四四、一〇	前黒川小学校訓導
全	森島 博	全四四、一〇	全四五、一四	田原小学校へ転任
全	石井 深三	全五一、一	全五一、一	前入道小学校訓導
尋本正	安吉 今次郎	全五一、一	全五一、一	前黒川小学校訓導
小本正	同人	昭和三十六、一		前入道小学校訓導

前下花見小学校校長
河原小学校へ転任
前黒川小学校訓導
田原小学校へ転任
前入道小学校訓導
前黒川小学校訓導
前入道小学校訓導
前入道小学校訓導

助	敬	平井	百衛	合三二、六	合三三、一	本村	
合	交	岩	伊東	合三三、四	合三四、三		中連書記トナル
尋	准	坂	下	合三四、五	合三七、四	本村	退職
尋	准	春見	三藏	合三五、四	合三五、四	蟻原小学校	辞任
合	高	木	明雄	合三五、四	合三六、四	大田小学校	川辺小学校へ
合	堀	川	潤清	合三五、四	合三六、四		
尋	本	正	大久保	合三七、四	合三八、四	乙種講習修了	伊深小学校へ
合	増	田	金兵衛	合三八、四	合四〇、一	伊深小学校	近衛隊入營
代	用	植	菊雄	合三八、六	合四〇、四	本村	
合	建	村	友	合四〇、四	合四〇、九		
專	正	遠	山	合四〇、九	合四一、二	津原小学校	久田見小学校へ
尋	准	石	垣	合四〇、二	合四一、三	三重縣平民 福地小学校	潮見小学校へ
合	植	菊	雄	合四〇、三	合四一、一	福地小学校	六十八隊隊入營

代	用	交	岩	鐸	太郎	明岩	四、三	明岩	四、一、四	本村	退職
合	大	脇	峯	三	郎	合四一、四	合四一、一	本村			
合	各	務	秋	次	郎	合四一、〇	合四三、五	本村			
尋	本	正	長	谷	川	合四一、二	合四四、四	岐師簡易科卒			苗木小学校へ
代	用	村	瀬	幸	子	合四一、二	合四三、九	八百津町平民			黒川中小学校へ
合	田	口	蚕	吟		合四三、四	合四三、〇	本村			退職
合	交	吉	鐸	太	郎	合四三、五	合四三、五	本村			退職
合	大	脇	末	吉		合四三、五	合四三、〇	八百津町平民			退職
合	杉	山	幸	忍		合四三、九	合四三、八	川辺小学校			退職
尋	本	正	尾	関	規	久	二	川辺小学校			退職
尋	准	植	植	菊	雄	合四三、〇	合四四、九	本村			退職
小	本	正	今	村	助	尹	合四四、四	政師二部卒			今泉小学校へ
代	用	中	西	規	矩	造	合四四、二	高山町平民			豊岡小学校へ
專	正	渡	辺	と	又	合四五、三	合四五、二	上米田小学校			上米田小学校へ

代用	藤井	宗市	明治四五、三	大正二、四	准教員養成所	退職
合	細野	方リ	大正元、八	今二、九	黒川西小学校	西白川小学校
尋准	吉田	金壽	今二、八	今三、二	西白川小学校	伊深小学校
代用	渡辺	たみ	今三、二	今三、四	准教員養成所	赤河小学校
小本正	大竹	鏡一	今三、四	今四、四	政師卒	上米田小学校
專正	関口	標	今三、四	今四、四	姫路小学校	夏茂小学校
小本正	鈴木	勇	今三、四	今四、四	富岡小学校	休職
小本正	板津	榮三	今四、四	今四、七	川辺小学校	富岡小学校
尋本正	深尾	鹿二	今四、五	今四、一	愛知新川小学校	伊深小学校
尋准	吉田	豊	今四、七	今五、四	大山小学校	田原小学校
專正	山田	ます	今五、二	今七、七	愛知黒赤津小学校	赤河小学校
尋本正	安江	上阜	今五、一	今七、四	越原小学校	川辺小学校
小本正	坪内	護六	今五、四	今七、四	政師卒	下麻生小学校
尋本正	佐藤	正郎	今七、四	今二、三	黒川西小学校	黒川東小学校

小本正	加藤	藤藏	大正七、四	大正八、四	大田小学校	八百津小学校
代用	花村	操	今七、五	今八、三	富田高女卒	退職
左	佐橋	敏一	今七、七	今八、四	八百津町平民	退職
專正	花村	千代	今八、四	昭和三、三	富田高女卒	却井小学校
代用	山本	俊一	今八、五	大正九、三	本村	退職
小本正	石植	清松	今八、四	今二、九	政師卒	西白川小学校
代用	保母	喜多	今九、四	今一、一	本村	退職
小本正	石井	八初	今一、三	今一、三	四原小学校	大山小学校
代用	各務	重通	今一、五	今一、四	本村	政師入學
尋本正	林	重夫	今一、五	今一、四	校定	六十聯隊入營
代用	佐藤	淺代	今一、六	今一、四	富田高女卒	退職
小本正	松原	勝	今一、三	昭和三、三	和知小学校	八百津小学校
小本正	藤井	一平	今一、八	大正一、三	京都誠和小学	黒川中學校
代用	藤川	稔	今一、四	昭和六、三	京都誠和小学	越原小学校

小本正	平野 二	大正一四、三	昭和六、三	昭和六、三	昭和六、三	今泉小学校
尋准	山口宗治郎	令一四、二	大正一六、三	昭和六、三	准教員養成所	退職
尋本正	宮前 吉雄	昭和二、三	昭和六、三	昭和六、三	越前小学校	前戸小学校
小本正	伊佐治喜久夫	令二、三	令三、三	令三、三	越前小学校	前戸小学校
小本正	細井 不又	大正一五、三	令四、七	令四、七	越前小学校	前戸小学校
小本正	上野 鶴壽	昭和三、三	令四、三	令四、三	越前小学校	前戸小学校
尋本正	板植 工	大正一五、三	令四、三	令四、三	越前小学校	前戸小学校
小本正	板植 不丹	昭和三、三	令五、三	令五、三	越前小学校	前戸小学校
助教諭專正	吉田 玉枝	令四、二	令九、三	令九、三	富田高女学	川辺小学校
小本正	交吉 藤次	令四、三	令七、三	令七、三	越前小学校	越前小学校
尋本正	渡辺 和夫	令四、三	令九、三	令九、三	越前小学校	越前小学校
尋本正	岩田 少吉子	令四、七	令七、三	令七、三	越前小学校	越前小学校
尋准	工藤 子み子	令七、三	令九、九	令九、九	越前小学校	大波小学校
小本正	林 乃也	令九、三	令六、三	令六、三	越前小学校	富田小学校

專正 熊崎 千代 昭和九、九 昭和一一、三 益田農林女子部 下米田小学校

專正 牧田 狂子 令一一、三 令一一、四 太田小学校 退職

現在 在職 員

小本正	交吉 今次郎	大正一一、九		久穂小学校	校長就任
小本正	土井 薫	昭和六、三		久田見小学校	
小本正	板植 工	令五、三		政師卒	
小本正	清水 盛	令七、三		上米田小学校	
小本正	渡辺 未子	令一一、三		政女師卒	
小本正	山田 年繁	令九、三		三郷村教手	
小本正	下村 英子	令一一、四		越前高女学	

補習學校校長異動

職名	氏名	就任	退任	備考
訓導員	文吉 鹿太郎	大正一五七	昭和四一	步兵軍曹 勲八等 年手七二四 小正正 年手三六〇日
令	上野 鶴壽	昭和六二	令四三	三等看護長 年手七二四 年手六〇日
令	文吉 美信	令四一	令八二	步兵軍曹 年手六〇日
令	安田 一鶴	令八四	令一〇六	
令	石井 盛一	令四一八	令四四八	
令	森島 博	令四四二	令五一四	
令	石井 榮三	令一五五	令一三三	
令	文吉 今次郎	大正一三四	昭和四一六	年手七二四
令	文吉 今次郎	令一五七	令一〇六	年手三六〇日
訓導員	川尻 市藏	明治三八三	明治三九九	年手一三二四
令	石井 善治	令三九九	令四一八	

農業補習學校職員異動

職名	氏名	就任	退任	備考
訓導員	大砂 銀一	大正三五	大正四四	年手一〇日 小本正
令	石井 八初	令二一六	令一三三	年手一〇日 小本正
令	文吉 今次郎	令一三五	昭和四一六	大正十三年三月 校長就任 年手六〇日
令	松原 勝	令一三四	令三三三	年手六〇日 小本正
令	鹿村 千代	令一三四	令三三三	年手六〇日 小本正
令	松植 善治	令一三四	令三三三	年手六〇日 小本正
令	土井 善治	令一三四	令三三三	年手六〇日 小本正
令	吉田 玉枝	令一三四	令三三三	四年南事務 補給三十五日 年手六〇日 小本正
令	渡辺 和夫	令一三四	令三三三	年手六〇日 小本正
令	座馬 志勝	令一三四	令三三三	年手六〇日 小本正
令	山田 年繁	令一三四	令三三三	年手六〇日 小本正

助教 齋藤 晴 代 昭和九一二月 昭和大 二年 七月 專正

農業青年學校職員

職名	氏名	在職	退任	備考
助教	齋藤 晴	在職		昭和九一二月 昭和大 二年 七月 專正
助教	大野 吉	在職		昭和九一二月 昭和大 二年 七月 專正
助教	土井 一	在職		昭和九一二月 昭和大 二年 七月 專正
助教	母 康	在職		昭和九一二月 昭和大 二年 七月 專正
助教	照崎 千代	在職		昭和九一二月 昭和大 二年 七月 專正
指導員	長 田	在職		昭和九一二月 昭和大 二年 七月 專正
指導員	平井 一	在職		昭和九一二月 昭和大 二年 七月 專正

學務委員要覧

氏名	就任	退任	備考
交告 伊助	明治六、三	明治九、三	學務委員 昭和大 二年 七月 專正
吉田 伊助	大 八、二	?	昭和大 二年 七月 專正
交告 吾市	大 九、三	明治一〇、二	昭和大 二年 七月 專正

祐植 健太郎	明治一〇、二		右同
千村 音三郎	合 一、一		當洋已取締 伊岐幸志村
交告 近三郎	合 一、一		主者 幹事會 兼務
祐植 健太郎	合 一、三、三	明治一五、五	右同
田口 吉三郎	合 一、五、五		當洋已學務委員
祐植 健太郎	合 一、五、五	明治一六、四	幹事
田中 所三郎	合 一、六、?	合 一、七、?	當洋已學務委員 久田鬼村
林 泰 乙	合 一、六、五	明治一八、三	幹事
祐植 健太郎	合 一、七、三	合 一、八、一	戶長 兼學務委員
阿部 敬儀	合 一、七、二		當洋已學務委員 河合村
鈴村 藤三郎	合 一、八、四		幹事
田中 竹三郎	合 一、八、二		學務委員 廢止 戶長 兼務 卜
阿部 敬儀	合 一、八、五		村總代 幹事 兼務
交告 茂一	合 一、八、七		

柘植 健三郎	明治三〇、八	明治二九、三	校長兼務
柘植 豐三郎	令二一、?		右同
河方 徳次郎	令二〇、四		戸長学務委員兼務
佐伯 常次郎	令二一、?		右同
田口 吉三郎	令二一、六		幹事
交吉 常三郎	令二二、四		幹事
柘植 健太郎	令二二、九		常設委員
交吉 長次郎	令二三、四	令二四、一	左
田口 吉三郎	令二四、二	令二四、九	左
柘植 健三郎	令二四、九	令二五、四	左
伊東 浦藏	令二五、五	令二六、四	左
平井 才大	令二六、四	令二八、三	常設委員 廢止戸長兼務 小学校令三号 学務委員二名止
柘植 健太郎	令二六、四		

松前 文治	明治二六、八	明治二九、三	校長兼務
田中 誠資	令二八、三	令三三、六	區長兼務
林 末治	令二九、六	令三三、四	校長兼務
交吉 常次郎	令三二、六	令三六、九	学務委員
安江 靖	令三三、四	令三五、六	校長兼務
交吉 重紀	令三六、九	大正四、一〇	
川尻 市藏	令三五、六	明治三〇、九	校長兼務
柘植 善治	令三九、九	令四一、八	左
石井 盛一	令四一、八	令四四、〇	左
平井 百衛	大正四、一〇	大正八、三	
交吉 光属	令八、二	令一〇、六	
石井 榮三	令一〇、二	令一三、三	校長兼務
赤林 島博	明治四四、一〇	大正一〇、二	左
伊東 恭三	大正一〇、七	昭和一一、三	

報告今次郎 大正一三 四
 榎植松十郎 昭和一一 四

校長 藤 務

小學校児童数一覽

年度	男	女	計	年度	男	女	計	年度	男	女	計
明治十四	七四	九六	一七〇	明治十五	四二	一四	五六	明治十六	三九	三	四二
合十五	五五	八五	一四〇	合十六	四三	二四	六七	合十七	二七	四〇	六七
合十六	七六	七五	一五一	合十八	四九	三〇	七九	合十九	二八	?	?
合十七	六〇	七〇	一三〇	合十九	五五	三四	八九	合二十	三二	?	?
合十八	六四	三五	九九	合二十一	三八	四四	八二	合二十二	三三	?	?
合十九	三八	一一	四九	合二十三	五五	五〇	一〇五	合二十四	三三	?	?
明治三十二	七一	七七	一四八	明治三十三	五八	六五	一二三	明治三十四	三三	?	?
合三十三	六〇	六六	一二六	合三十五	五〇	五四	一〇四	合三十六	三三	?	?
合三十四	六四	七六	一四〇	合三十七	五二	五二	一〇四	合三十八	三三	?	?
合三十五	七二	七二	一四四	合三十九	五八	五九	一一七	合四十	三三	?	?

明治四十一年度ヨリ尋常科六箇年高等科貳箇年
 明治三十二年年度ヨリ尋常科四箇年
 明治三十四年度ヨリ補習科設置

明治三十二年年度ヨリ尋常科四箇年
 明治三十四年度ヨリ補習科設置

補習学校経費

明治廿七年度	二〇円	明治四十八年度	一二月
大正二年度	三二円	大正七年度	一七円
今十二年度	八三円	昭和三年度	二五七円
昭和八年度	二九五円	青年訓練所	大正十五年度 二五四円
昭和十一年度	青年学校経費	昭和九年度	一九六円
	一五〇七円		

村豫算比較

明治三十一年度	八八三円	三十五年度	一三六二円
今四十年度	一七二二円	四十五年度	二九二四円
大正六年度	二七六九円	大正十一年度	一〇〇八三円
昭和二年度	臨時費 九六四八円	昭和七年度	臨時費 八四四六円
今十一年度	經常費 一三二六五円	臨時費 二六二一円	

醫師ニ就キテ

- 一、玄良ハ本村市政ニ生レ漢方医テ沢尻入屋ニ開業シタ。
- 一、玄際ハ今ノ橋本屋ノ漢方医テ玄良ヲ師トシテ修業自宅ヲ開業シタ。
- 一、玄益ハ父玄際ノ後ヲ嗣イテ漢方医ト下ナリ終生開業シテトキ。
- 一、玄通ハ五明ノ人玄際ヲ師トシテ學ビ自宅ニ於テ開業。
- 一、玄良(後)養中ハ沢尻入屋ノ生レ良益ヲ師トシテ學ビ漢方医ニ和蘭方ヲ交ヘ自宅ニ於テ開業。嘉永カヲ明治マテ營業。
- 一、花村幸信ハ岐阜縣稲葉郡南長森村ノ人。豫テ本村ハ出張診療中ノ所明治三十九年頃ヨリ本

村ニ轉任シテ医業ヲ營ム。大正十二年カラ昭
 和八年迄前役十一箇年飯地小學校校医トシテ
 勤勞盡力セラル。昭和九年二月七日病歿。
 一 范村朗氏ハ幸信氏ノ息。日本大學醫學部卒業
 現在医師開業中ナル。飯地潮見南戸三小學校
 校医。飯地村農業青年學校校医。飯地村潮南村村医。
 政事縣士族豫備役砲兵少尉正八位ナル。

一 明治四十二年十一月カラ文正七年四月マデノ
 小學校校医ハ渡辺晃トイフ人。中之方ノ医師。

社會教育

(一) 飯地村教育會 明治四十一年十二月村教育普
 及發達ヲ目的トシテ創設ス。始メ附設トシテ
 青年會婦人會ヲ置キタルニ後各獨立セリ。
 會則左ノ如シ。

第一章 目的及名称

第一條 本會ハ本村教育ノ普及振興ヲ因リ社會文化ニ貢獻スヲ目
 的トス
 第二條 本會ハ飯地村教育會トシテ事務所ヲ飯地小學校内ニ置キ
 第一條 綱領及實行要目
 第三條 本會ノ綱領及實行要目左ノ如シ
 綱領 教育ニ関スル勸語並ニ 戊申勸書
 國民精神作興ニ関スル勸書、御趣旨ヲ村民一般ニ周知
 セシメ其履行ニカハルヲトス

實行要目

- 一 教育第一ナル其ノ必要ヲ感ゼシメ之ヲ尊重ヲ計ルヲトス
- 二 兒童生徒ノ就學ヲ奨励シ南進ヲ英才教育ノ方法ヲ講スルヲトス
- 三 通俗教育ノ普及ヲ因リ智徳ヲ修得ニ資スルヲトス

四、時間尊重ノ良習慣ヲ養成シ能率ノ増進ヲ計ルコト
五、勤儉節儉ノ美風ヲ養ヒ況費ノ節約ヲ計ルコト
六、村民ノ同僚ヲ篤正シ民風ノ改修ニ力ムルコト
七、孝子翁儀節儉其地善行若ク篤行若ク表彰スルコト
八、子弟ヲ獎勵シ貧窮者ヲ救済シ貧窮者ヲ救済スルコト
九、老年者ヲ慰籍シ下幼年者ヲ誘掖シ怠ラサルコト

第三章 會員

第四條 本會員ハ本村内居住年令満二十五才以上ノ男子ヲ以テ組織ス

第四章 役員

第五條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 一名 幹事 二名 評議員 六名

第六條 會長ハ本會ヲ指導管理シ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長欠員又ハ事故正時ハ之ヲ代理ス

第七條 會長副會長ハ會員ノ互選トス但幹事ハ會長ノ囑託又ハ會員互選トス

評議員ハ會員ノ互選トス但各組長ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
役員ハ總々テ各職職トシ其任期會長副會長幹事ハ二箇年評議員ハ一箇年トシ再選ヲ得
役員ハ其任期満了トシ再選ヲ得
補欠役員ハ任期ハ前任者ノ残任期間トシ職員ノ場合ニアリテハ他ノ役員ト同時ニ任期ヲ終ル

第五章 會議

第八條 會議ハ本會及總會ニトス評議員會議ハ必要ニ應ジ會長之ヲ召集ス

第九條 評議員會議ニ附議スベキ事項左ノ如シ

- 一、予算議決及決算ノ認定
- 二、本則又ハ他ノ規定ニ於テ時ニ本會ノ議決ヲ必要トシタル事項
- 三、其他重要ナル事項

第十條 總會ニ於テ本會行スベキ事項左ノ如シ

- 一、會務會計報告
- 二、會長副會長及幹事評議員ノ選挙
- 三、討論 決議 請願
- 四、其他必要ト認メタル事項

第六章 資産會計

第十一條 本會ノ經費ハ基本財産ノ収益又ハ補助金ヲ以テ之ニ充ツ但止ムラ得ザル場合ハ會員ノ願出金品寄附金等ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十二條 本會ノ其基礎ヲ強固トシ其事業ヲ遂行スル爲メ左記收入ノ部ヲ以テ基本財産ヲ蓄積ス

第十三條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

- 一、寄附金
 - 二、歳入剩餘金
 - 三、補助金
 - 四、其他
- 基本財産ハ評議員三分二以テ同意ヲ得ルニテアラザレハ之ヲ處分スルコトヲ得
基本財産ハ公債證券及預金トシテ會長之ハ保管ニ任ズ
本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

二評議員會ノ決議ヲ決算ハ年及終了後其ノ認可ヲ經テモトス

第七 章程 附 則

第十四條 本會ノ業務事務ヲ執行スルニ必要ナル規則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ會

第十四條 本會則ハ評議員二人以上ノ同意ヲ經テ總會ノ決議ヲ經ルニテラレハ之

第十四條 本會ハ左ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

第十四條 本會ハ收支ノ簿冊ヲ備フ 一役員名簿 二會誌 三會計簿 四賦金口帳 五文書假

(二) 青年團 沿革概要

第六條 本會ノ會長其他ノ役員ハ一村教育會ノ役員ヲ以テ之ニシテノ

第七條 總會ハ毎年二月一日開會ス但シ會長ノ意思ニテ臨時ノ開會

第八條 本會ノ費用ハ村ノ補助金又ハ寄附金ヲ以テ之ニシテ

第九條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十一條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十二條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十三條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十四條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十五條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十六條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十七條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十八條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第十九條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第二十條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第二十一條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

第二十二條 本會ハ規約第五條ノ自納ヲ貫徹スルトモ引續キ高小學校

上がることもか縛いて道具類かなくなつた頃でも
虫干と結して盆會に民家を借り男女混合で飲酒
し放歌したものである。それ等も凡べて舊慣によ
つて擇せられ之に及するものは肉體をリ精神を
りに制裁を没せられたものである。従つて腕力か專
帝され各所に石をいり常に寄合つては腕力
の練磨をされた。又酒を万能の如く考へ何事にも
酒を用いた。其外賭事が大層流行し樂は賭博
行ふ様な結果となつたのである。夜遊も盛ん
盛で處女を守り通す娘は殆どない程であつたさ
うである。そしてかうした若い衆組も明治四十年
頃には終末を告げたのである。
明治三十七年農林補習學校が創設され時の川
市造校長大いに入学奨励に努められ左が十数年

であつた。日露役の出征者の見送、戰病死者の葬
儀など補習學校の名に於て行はれた。明治四十
年高等科設置、植植善治校長と居るや、大いに努力
された結果五十名の會員を得て少年會を創立さ
れ、之が現在の青年團の前身とも言ふべき者であ
る。總裁植植校長會長大脇峰二郎氏であつた。
明治四十二年二月十一日紀元節の佳辰を卜し青
少年會創立、銀地村教育會に隸屬する事となつた。後
四十三年加茂郡青年會創設され之に所屬独立し
た。會員は種々各方面に於て努力の結果本村在
住者は殆ど入會、年令は十五歳以上二十五歳以下
で年々約七十名位の會員があつた。
大正八年政府命令により年令を二十歳に達下し
たので二十歳以上の者は全部退會壯年團を別に

組織し文告覺一氏會長を辞して之が成立に力を
竭し五明八幡座に於て創立式を行ふ。會員二十
名團長森島博校長副長文告覺一氏。其年の祭典
餘興古札々しくゆつたが、大正十二年再々^{青年會}祭典
歳に復するや壯年團は自然消滅の形となつた。
其後青年會は將養と奉仕に力をこめしめたが大正
十二年五月十二日の通常總會に青年團と改稱す
ることと決定した。

團員は本村のみに居住し小學校教育を修了したる
二十五歳以下の者を以て組織する。

事業としては總會、郡青年團及部落總會出席。青年
學校出席督勵、儀式各種會合出席。陸上競技會、演武
會、角力、奉仕作業、敬老會、教育懇呼、身体検査、雄辯會
諸員事業、規約科金、講演會、講習會、文藝募集、團報発

行(大正五年度より)等を行つてゐる。

現況

1.組織 顧問四名 團長副團長各一名 幹事二名

部長(産業辯論体育の三部)三名

評議員六名 旗手一名

正團員九四名(現正團員四名、休團員四名、名譽團員八名)

2.分團 六分團 各分團長が統制を司る。

3.財産 昭和十一年三月現在

現金 金貳百拾拾四円 有價證券 拾四

山林 産反産貳拾拾歩

4.財政 昭和十年度収支

歳入 金貳百拾拾九円五拾錢也

歳出 金貳百拾四也

5.規約 貯金 昭和十一年三月現在

飯地村婦人會

本會は大正十五年三月創立。現在會員二七人不
昭和三十年三月六日基本財産送成志願聯合を始め
将来は其利子を以て活動をなさんとす。

會則左の如し (大正十五年三月二十五日制定)

第一條 本會は會員の知見を高め 徳操を達め 家庭教育 家事經濟 及育
護育児等の法を研究し 以て矯風奨善 勤儉貯蓄の美風を養ひ
婦人としての務を全うするを目的とす。

第二條 本會は飯地村婦人會と稱し事務所を飯地小学校内に置く

第三條 本會は本村在住の已婚婦人にして六十歳迄の者を以て組織す

第四條 本會は前條の目的を達する為左の事業を行ふ
總會 毎年一回開催し必要に應じ臨時總會を行ふことあるべし
講演會 部若講演會 講習會
善行者表彰 其他必要と認めらるる事項

第五條 本會に左の役員を置く
會長 副會長 各一名 理事 若干名 評議員 六名

第六條 會長副會長は總會に於て選舉を以て定む 理事は會員の互選
又は會長之を指名す

評議員は各組に一名を置き總會に於て選舉若しくは會長の指名を
以て之を定む

第七條 會長は本會を代表し 會務を總理し 會議の議長となる。

第八條 副會長は會長を輔佐し 會長事故あるときは 其職務を代理す

第九條 理事は會長の命を受け 庶務會計を司る

第十條 評議員は會長の招集に應じ 會の重要な事項を審議し 議決して区域の
の庶務を分掌す

第十一條 役員は名譽職とし 任期は二箇年とする

第十二條 本會に會長の屬託する顧問若干名を置く

第十三條 顧問は會長の諮詢に應じ 本會輔導の任に當る

第十四條 本會の經費は補助金及寄附金及會員の獻金を以て之に充つ

第十五條 本會の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に終る

第十六條 本則を変更せんとする時は 評議員の多数決により之を行ふ

- 役員名簿 會誌 會計簿 文書綴
- 會則綴 豫算綴 規約附金帳 志願聯合帳

昭和十一年三月九日 弔慰規程を定む

第一條 本會々員中疾病死七其他不慮の災害に遭遇し 又は救助の要ありと
認めたる時は 本規程により 弔慰救助をなすものとす

第二條 前條による 弔慰救助の方法左の如し

- 一、會員の死亡したる時は本會役員は會を代表し金巻封を香典として持参會葬するものとす
- 二、會員にして大患に罹り又は疾病久しきにわたりたる時は本會役員は會を代表し金巻封を慰問として慰問するものとす
- 三、會員不慮の災害に遭過し又は救助の要ありと認めたる時は評議員會の決議を経て慰勞救助を要するものとす
- 第四條 本規程により弔慰救助を要する場合は評議員會の決議を経て評議員會の決議員は評議員會の決議を経て弔慰救助を要するものとす
- 第五條 弔慰救助金は本會名を記すし

飯地村婦人會總代
氏名

大正十五年年度予算案 全考拾五円也
昭和十一年年度予算案 全貳拾五円也
會員は毎月拾圓以上の規約貯金をなし評議員に於て取纏め會長へ提出會長は之を飯地信用組合

に預入す。同時に一錢藤金も預入す

昭和十年十二月一日現在願左の通り

五明野金額	二七三・八〇	會員六六	平均	四・一五
福原尾	一・九・八〇	二五	・	四・七九
澤尻	一五・四二	四一	・	三・六九
杉之沢	三〇・四・七二	四六	・	六・六二
南	二二・五・〇一	五五	・	四・一〇
西山	二七・六・〇六	五五	・	五・〇二
計	一三五〇・八一	二八八	・	四・六九

此錢藤金現在高令拾八円四拾錢也

飯地小學校附設記念文庫

木田書館は明治四十一年十一月大正天皇皇太子にましませし時岐阜地方行啓遊ばされしを記念して設立せられ今日に至る。昭和十一年四月

現在本縣に於ける公立図書館は二十六年。私立四十八の内本図書館は創立の古きこと箱葉郡常磐文庫、武儀郡菅田通俗図書館、大垣市立図書館に次ぎ第四位たり。大正八年小澤放火災の際、蔵書を焼失したると経費の鮮少なる爲、昭和十一年七月現在蔵書數七百拾五冊を有すに過ぎず、將來益擴充を固り村民文化に大いに奇興するが如く致し、たきものと思はる。

社會教育委員 安田亦三郎
 委員長 安田亦三郎
 交吉 今次郎 館林萬次郎
 保母 啓次郎 各務秋次郎
 稻植 傳一 藏一
 土井 薫

第三節
 村社 大田神社 宇工明 境内六百五坪
 祭神 御本殿正中 猿田彦大神

合殿左座 天照大神
 合殿右座 豐受毘賣大神
 末社殿左座 伊邪那美神社

大汝天神
 少昆古那大神
 建美那方大神
 菊理比咩大神
 建達須佐雄大神
 伊邪那岐大神
 伊邪那美大神
 永范開耶姬大神

菅原大神 建稻種大神

末社殿右社 大山祇神社

武並大神 父彦靈大神

天磐戸別大神 品田別大神

大山祇大神 八意思兼大神

稲田姫大神 金刀比羅大神

三峯大神

例祭日 毎年四月十一日十二日

沿革 (前の社掌由中竹三郎翁手記に據る。)

太田神社は從來一村の大神と呼び、沖の森と言ひ傳

へ氏神社及び本居とも言つてゐた。

祭神は白鬚大明神と申すのである。御神体とし

て金佛一休があつた。寶物として 劔一腰、及

棟札 沢山、幣直沢山、獅子一頭、槌沢山、駒犬二頭があつ

た。御本殿は南向、棟行三間、四尺、奥行七間、三尺、居

垣は周圍六間、鳥居(居垣付)一所、本殿から凡そ三丁南

に一の鳥居一所、舞臺間口十一間、奥行七間のもの一

棟、石燈籠二箇、石段三十一段があつた。例祭は毎年

八月十一日、御神酒祭、豊年の時は余興として、若い

者が狂言芝居を行ふを例としてゐた。

御勸請年月日は棟札がないから不明といつても、永

祿十丁卯の年であると言ひ傳へ、遠山久兵衛村友政

苗木在城以前、今氏が木曾明照山に住居の頃であ

る。明治四年三月、苗木城主の命に依り、村の中央

へ移轉するに際し、時勢爰遷の勢、過つて棟札を破棄

したものを、然るに當神社は古來村の大神と稱し

一村氏神の社であつた。

古傳に今の沖田は一面に森林繁茂し、檜杉楠などの
大樹があつて、六つの祠があり、年を経ると共に開墾
をなし、合祀したものの、今に至る沼底には大樹の根
横に満ちてゐる。神子塚は其當時の神子湯花(熱湯)
の害にかゝり、即死したものの、塚であると言つてあ
る。熱湯(湯花)は昔神に捧げる樹であつた。
惟ふに勸請した人は明かでないが、定めて飯地の里
の創始者であることは勿論、多分沖の洞一二の屋敷
の祖先であらう。何となく今、沢尻は古末動か
ぬ地名で、沢尻の人の爲に付けられたものでなく、沖の洞
に對する地名であるからである。
寛政の頃公儀より西の丸御用として、檜杉の大樹十
二本を伐採した。
天保八年八月(日)二百十日に際し、暴風雨起り檜杉の

大樹二十本を倒した。其中には鎌倉杉と稱して一
本の大樹があつた。此杉は昔或人が殿の命により
鎌倉へお供するに際し、無難で歸着する様氏神に祈
り置き、鎌倉から杉を持ち歸り植えたものと傳へられ
てゐる。それも倒され、其伐採の跡が今にある。そ
れによつて推定するに、凡そ周囲三十尺、株の中部は
朽ちて大きな底の合りに難い穴があり、其中に檜杉が
元々又用材になる。
天保十二年八月、御祭奉立に若い者が狂言芝居をな
し、二日月の夜半、鬼物人の引取つた後、幕に火が移り
消す間もなく舞臺は全焼してしまつた。
弘化の宮水探動として年月不明であるが、村の長始め
(庄屋山田源之衛)村の者二十人何心なく伐採したことを
地頭が漏れ聞いて、お呼立になり所刑、庄屋組頭三名

世間門、残る十二人は手錠御付けられぬ。
野村豊七なる者(この人は本村に在るたが苗木の人で)は組頭(家中へ出入し心易かつた)の所
遣を買取り申開かんとしたが、その謀は達せられず
遂に死刑に處せられ、並松下其首をさらせられた。或
人言ふに豊七悲しみにたえず、悔の一念残り夜に
多し其首が飯地の方へ向いたと言ふ事である。
嘉永元年に至り舞台再建の議起り正月から始め翌
二年二月に落成した。
嘉永六年二月十五日京都吉田の宮家御巡拜あらせ
られ、庄屋山田猪平次方、御泊り、村民は官位を恐れ
大いに混雜し困難を極めた由である。
安政三年四月本殿御造營(建替)
請負人大工山口吉左衛門支告桂藏、請負金参兩一分
二箇計共である。今年八月十一日落成した。

トより正遷宮式舉行。庄屋山田猪平次
従前は四十一年目、式年の建替、二十一年目葺替の例
になつてゐた。
文久二年 伊勢大神宮より御祭車の御鍬御輿は諸
國を巡列ましましたによつて領主から命加あり、本
村は三月十二日潮見中小屋で奉村から請取り、嚴重
に奉仕し、本社を始め村内外社を巡り二日間、此間氏
神の供奉と称して、御幣帛を御輿に釣り、整列をなし
て、合十三日河合坂平岩で河合村へ引渡した。
此裝飾を記さん前後三年は大豊作で太平の代、世
の中は大いに穩であつた。この前年から若者たち
の獅子神樂流行し、神樂堂五本を買木め、二三年前か
ら獅子舞の稽古をなし、祭日には競争の獅子舞をす
る。殖木の類又は種々の作り物を釣つて、男女老若

群集し、ヨイサ／＼の大音聲をあげ、實に天地も鳴動する様であつた。道の辻々には有志を以て献備する酒樽を揃へ、焼飯など沢山に積立て、酒は汲み、餅散らし大いに乱雑を極めたものである。

明治三年四月七日(太陽曆三日)神武天皇遙拜の義領主の命により、祠官柘植土雄、祭執行、村内一般参拜した。神武天皇遙拜式の始である。

明治三年十月領主旧知事公の命を守り、青山大参事嚴命を下して、佛敎を全廢し、村中全体神葬祭となつた。従つて寺院を廢し、僧侶は歸農した。神社に於いても佛像或は梵字等を書した棟札の類は残らず破棄した結果、神社の勸請年月等不明となつたと言ふ。庄屋を利正と改め(山田猪平次)組頭を年寄役と改め(文吉伊助)組頭は別に三十六人、總百姓百九十三人

明治四年三月苗木領主の命により、本社を字五明の字松葉山を掘り、新宮を營み移轉し、其遷座と同時に村内六組の小社及組々に散在する小祠、個人の山の神に至る迄、御本殿の合殿と末社と合祀し、村社太田神社としたのである。

新築建物

御本殿 縦九尺七寸 横六尺一寸 壹棟

但神明造 小板葺

末社殿 縦三尺三寸 横二尺三寸 二棟 大板葺

玉垣 縦六間 横四間 檜板造

直會用室 縦四間 横六間 一棟

庇付小板葺、祭典の時村内の者神酒祭の直會に集

合用にするもの、古木で造つた粗末なもの

鳥居 二箇所 黒木造

石燈籠 八本 旧社から持来つたもの
 地所凡一町步 村有地を神社地としたもの

祭神	元祭神	元所在
大汝大神	御嶽大神	西山組岡田
少毘古那大神	淡嶋大明神	南組川平
建美那方大神	諏訪大明神	杉ノ沢奥屋、西山岡田
菊理比咩大神	白山大神	五明組立子野
建速須佐雄大神	津嶋牛頭天王	五軒畑(西山)
伊邪那岐大神	白山大神	今
伊邪那美大神	白山大神	今
木花開耶昆賣大神	不二山大神	今
菅原大神	天神宮	沢尻
建稻種大神	炊見大神	南組古田

祭神	神明宮	杉の沢川平及西山
天照大神	神明宮	杉の沢川平及西山
猿田彦大神	白鬚大明神	村の大神 沖の森
豊受姫大神	稻荷大明神	南組古田
武並大神	武並大明神	五明組の枝宮
火産靈大神	秋葉大神	南、西山組及各所
天磐戸別大神	權現	福原尾組
品陀別大神	八幡大明神	五明、西山組
大山祇大神	山之神	個人數箇所
八意思兼大神	春日大明神	西山組岡田
稲田姫大神	天王姫神	五明組立野
金刀比羅大神	金毘羅大神	南、西山組及各所
三峯大神	三峯大神	五明、西山及雨包み

右新築工事は地均し用材元木杉木椽運搬等悉く氏

子の入夫奉仕であつた。時の祠官は土岐正雄戸長
は文告吾市である。

明治十一年三月初之沢組神明神社西山組岡田神社

二組の若者参拜の不便より、官に復社を請ひ四月認可

兩組共元社に新殿を建築、杉之沢組は十二年五月九

日、西山組も今年復社遷宮式を挙行した。南組南神

社も復社十三年認可、今年八月遷宮式を行つた。

三社共祭神は村社に据置き其分靈を安置してある。

明治十一年伊勢神宮御分靈の御鏡を迎へんとし、神

風講社の手續により祠官土屋廣丸本廳に請ひて拜

受し、四月二十一日遷座式挙行、祭事盛大に行はれ費

用莫大を要した。神酒三石六斗、餅米一石二斗。

明治二十一年本殿葺替此令五十六圓七十六錢

明治二十六年拜殿新築此令百十四圓七十九錢

今年購入した物 時太鼓一、曲玉一、神鏡一、劔一、五色

布二、麻装束一、祝袋一、太鼓五圓五十、其他の物代六圓

明治三十三年神職土屋廣丸辞職、社掌田中竹三郎

就任。四十一年一月風致林拂下許可。總反別一町一

反四畝十一歩。此令四十圓四拾錢

四十一年三月二十七日幣帛供進指定神社とある。本

年より例祭に供進使、尙幣帛料令三圓神饌料令二

圓奉奠することとある。

四十一年八月購入した物 唐櫃一(七、五圓)雲脚台(一、五圓)

白丁装束二人分(四圓)御簾三垂(六、五圓)御戸帳三垂(四、五圓)

三寶九呂(三、五圓)正服黄袍(一、二、五圓)單衣赤(五圓)淺沓(一、五圓)

藤竹(〇、二圓)狩衣洗張(〇、八圓)

四十一年三月廿九日、内務省令により幣帛料五圓、神

饌料二圓に増額する。今年本殿及末社殿葺替、此令

合計六十二月十八錢。

四十五年四月拜殿瓦屋根を栗小板ト葺きとす。此
合三十天月三十錢。

大正二年十二月玉垣鳥居社標改築。此合四十四月廿錢
大正三年一月 御神躰由緒の額面を掲ぐ。(三七月)

今年神饌所神職控所帶帛供進使着席所用として一
棟建築。縦三間横二間半平屋瓦葺、用材は元の道會堂
の古木を以てし、此合四十二月。

今年一月廿四日勅令を以て改定神社祭祀令並に祭
式の公布により次の如くなる。

大祭 祈年祭 新嘗祭 例祭 遷座祭 臨時奉幣祭

中祭 歳旦祭 元始祭 紀元節 天長節祭 神社に特別の由緒ある祭

大正四年御大典奉祝記念櫻七本植樹
大正三年神饌所改築記念和歌を献納す。 翌年十二

月額面に掲ぐ。(以て大正四年二月四日竹翁手記)

うぶすなの神のめぐみもながみけの
いひらのさとの深ひさしき 七十四齡 竹翁詠

昭和六年三月先に青年團に賜はりたる 令旨奉戴

子周年記念事業として参道修繕をなし青年團員勞
力奉仕をなした。昭和五年四月二の鳥居(木造)一基建設 寄附者 柘植傳一

昭和十年四月参道口を沢尻側に寄せ、五明沢尻組境
とし、参道改設。(従前は三本杉から上つたもの)

同時に鳥居(石)一基神社標一基建設。調進所二間づ、
増築。例祭日を以て落成式を挙行した。但工事着手は前年四月

右につき寄附者左の如し
石鳥居 一基 柘植伝五郎一族 同氏母堂米弄記念として。 石工 鈴村金治
神社標 一基 柘植工 交告敬一 安田豊 交告巳之平井一誠 交告正彦 長谷部優 交告次郎 二十五才記念
道路敷地 一基 三六坪 二合 交告今次郎 五十七坪 七合 出谷金茂 十五坪 一合 交告貴香
柘植 立 二基 飯地村婦人會 王明、福原尾、沢尻、杉之沢、西山支部 幔幕 南支部
櫻並木 二十三本 山本芳巳

無格社 神明神社 宇前之鳥屋
祭神 神明大神 豊受毘賣命

由緒 創立年月日不詳傳へ言ふ當社は當村神明組の(三十二戸)もので古来より本居大神と稱し崇敬厚かつた。明治四年村社へ合祀、明治十一年四月許可を得て舊社地に復座、明治三十四年十月十八日許可を得て現今の地に移轉鎮座す。
本社 縦四尺五寸横三尺。拜殿縦七間横五間一尺
境内坪数 二百七十六坪。例祭日 十月十一日

無格社 南神社 宇福田

祭神 稻田毘賣命
由緒 緒創建年月日不詳傳へ言ふ南組平民各勢氏祖植氏の祖先之を創建すると。爾来南組三十四

戸の崇敬神とす。明治四年村社へ合祀、明治十三年三月十二日許可を得て復社。
本殿 縦四尺五寸横四尺五寸 拜殿 縦三間横二間半
境内 三百坪 例祭日 十月九日

無格社 岡田神社 宇岡田
祭神 神明大神 大汝大神 諏訪大神

由緒 緒 創立年月日不詳傳へ言ふ當社は岡田組三十天戸のもの古来本居大神と稱し崇敬厚し。明治四年村社に合祀、十一年四月許可を得て旧社地に復座す。

本社 縦横各一間 拜殿 縦五間横四間
境内 百五十坪 例祭日 旧九月九日

無格社 秋葉神社 宇沖田

祭神 加具槌神

由緒 當社は五明組のもの寛政元年六月二十四

日創建の事棟札に記す。村全体崇敬す。

境内 五百坪 例祭日 旧九月二十四日

無格社 金刀比羅神社 宇金木山

祭神 大國魂神

由緒 當社は福原尾沢尻兩組のもの。明和八年六

月十日創建の事棟札に記す。村全体崇敬す。

本社 縦二尺三寸五分 横一尺八寸五分

境内 百五十六坪。例祭日 旧三月十日

無格社 天白神社 宇烏帽子岩

祭神 永波能賣神 御井神 鳴雷神

由緒 當社は本村三番地^新平井某はじめ六名四番地

所交告某はじめ八名の者祈雨の爲元禄六年九月

二十四日創建の由棟札に記す。方今も右十四名

の者特に崇敬す。

本社 縦一尺八寸 横一尺七寸

境内 三十三坪 例祭日 三月二十四日

其他

八幡神社 五明組

祭神 應神 天皇を祀ると一般に言つて居るか

正八幡神は彦火々出見尊妃豊玉姫命と言はれ

又は大抵比賣神 息長帯姫神とも言はれ不詳。

由緒 不詳 例祭日 九月二十八日

権現神社 福原尾組

祭神 天磐戸別大神

由緒 不詳 例祭日 十月七日

天神宮 沃尾組

祭神 菅原大神

由緒 不詳 例祭日 十月五日

秋葉大権現 西山組

祭神 火産靈大神

由緒 不詳 例祭日 旧四月二十四日

御不動様 西山組

祭神 不動明王 御神体 神剣(直刀)

由緒 不詳 例祭日 十一月十九日

御嶽神社 五明日野山

祭神 御嶽大明神

由緒 不詳 例祭日 四月十五日

第四節 宗 教

沿革 本村には苗永藩主菩提所臨濟宗天龍山雲
 林寺の末寺雲松山洞泉寺ありしが明治三年十月
 有名なる苗永城主の排佛毀教の命により廢寺と
 なり従前の壇信杖は全部神式となり住職巨益は
 歸農申付けらる。是に於て同寺を左の如く處分
 一 建家一棟 敷地二畝廿四歩
 右御堂の分存置 其地は歸農住職に譲る
 一 寺持田畑山林は壇家一戸に七十五錢を分割し
 悉皆巨益氏に移譲す
 一 本尊及樂師如來其他の佛像は壇家倉に密藏す
 一 巨益は姓を洞田名を泉と稱す。(現在の洞田源次郎氏の祖)
 一 明治廿三年三月旧壇家百廿八戸擧つて殘存せ
 百御堂修繕本尊其他の佛像を招いて安置す。

尚故田中竹三郎發起、洞田泉(巨益)及御庫裡方よ
の碑を建立す。

一 明治六年廢藩置縣明治新政となる如神式たる
あり、久田見村法藏寺に就く者、久田見村法誓寺
に歸依する者、天理教に入る者等様々なりき。

一 明治三十一年五月十三日旧壇家再興の協議す、
一 今三十九年文吉重紀等幹旋奔走、永平寺派曹洞

宗、惠那郡長島町長田高安寺の老僧木村祖廣を
して、静岡縣磐田郡富岡村自法庵の寺跡を移し
惠那郡坂本村千旦林大林寺末寺として再興せ
しむ(八月廿指令済) 静岡縣富岡村鈴木孫四郎
世話人として盡力せり。

一 明治三十六七八年は旧寺へ法藏寺代僧として
八百津大仙寺老僧大道寺師在住せり。

一 西山組平井百衛文吉任助平井悦次郎等主唱し
臨濟宗に歸依し自法庵を離れて久田見法藏寺
の出張所を惠比壽屋峠に建立す。其際建物及
佛像等分割等にて紛糾せしか、結局新築費中へ
村より拾円壇下より三十円を寄附して落着。

一 本願寺壇後には五明に久田見法誓寺の出張所を
建立せり。

一 自法庵沿革

大正三年十一月十六日 木村祖廣住職 關山

大正二年十月廿四日 晋山式執行 今二十五日より十二月一日迄授戒

戒師 名古屋市熱田白鳥山大方丈及説教師一名

大正二年三月十日 法地辞令 自法庵許可する

大正八年三月三日 木村祖廣入寂

大正十三年五月十一日 木村祖英任職となる。

昭和五年一月木村祖英惠那郡長島町高安寺後住として轉任せり。依りて土岐郡日吉村開元院住職逸見智勇兼務住職となる。昭和十年二月 小澤禪入山住職となる。

小澤隆禪は逸見智勇の得度を受け修業後、本山永平寺に於て修業修業せり。

用山祖廣は尾張國丹羽郡岩倉村中市場木村兩助の三男開基とす。尾張國愛知郡畑野村大沢清兵衛四女よそをり。高安寺を退き、隱棲せしが當寺再興を從憑せし。私有財産全部を傾注し、宅地家屋田地山林等を購求し、高沖田に開墾を營み、全部寺有とし、基礎を固めたり。祖英は岐阜縣加茂郡飯地村西小各務定右工門の庶子、幼にして祖廣の嗣子となり、入山長じて總持寺に參禪後任職となる。

初世 當寺 當山 旧岩惠周首座禪師 寛文六年三月十六日寂

二世 當寺 中興 峰月祖慈首座禪師

三世 前住 當山 厚禪祖竺首座禪師 享保廿年七月廿八日寂

四世 前住 當華山 榮樹首座禪師 享保廿年五月六日寂

五世 前住 養山 祖育首座禪師 天明二年中秋

六世 前住 當山 堪岩首座禪師 寛政十一年正月三日寂

七世 當山 再中興 雕外宗 琢首座禪師 天保七年九月廿四日寂

八世 前洞 泉大 巨益首座禪師 明治廿年三月廿二日寂

宗派 曹洞宗 大林寺末

本尊 釈迦如来

本堂 縱五間 横六間 庫裡 縱三間 横五間

土藏 縱横各二間 境内 二五五、一五坪

信徒 沢尻、福原、尾形之沢組の大部分及五明南組の

一部 分 九十戸

厄除弘法大師

由來 文久三年 大根 代目 文吉 万石 衛門 御堂 建

親山 林 中 節 堂 師 丈 平 萬 石 衛 門 御 堂 建

の 益 重 持 如 理 丈 平 萬 石 衛 門 御 堂 建

か 全 快 一 丈 正 入 丈 平 萬 石 衛 門 御 堂 建

大 祭 毎 年 三 月 二 十 日 取 併 祭 毎 月 二 十 一 日

木 尊 高 野 山 厄 除 大 師 分 身 祭 毎 月 二 十 一 日

信 者 當 所 高 野 山 教 會 取 締 者 長 昭 和 十 一 年

に 於 て 信 者 三 百 名 靈 驗 により 難 病 平 癒 した

者 加 多 いた の 二 と 毎 月 附 近 町 村 村 村 村

で 百 三 十 人 位 の 参 詣 者 加 あり (加 可 鬼 土 岐 惠 那 郡)

通 信 信 行 者 多 月 通 位 あり 由 (京 都 京 方 面 村 村 村)

五 明 説 教 場 宗 旨 眞 宗 大 谷 派 東 本 願 寺

本 尊 阿 彌 陀 如 來 大 正 六 年 安 置

建 物 縦 六 間 横 四 間 半

檀 徒 七 十 九 五 明 南 西 山 組 等 ニ マ リ

設 置 八 明 治 四 十 四 年 十 月 デ ア ツ テ 久 田 見 村 法 誓

寺 ノ 檀 家 デ ア ル 毎 年 三 回 彼 岸 及 報 恩 講 ニ ハ 説

教 が マ リ 参 詣 者 多 多 人

西 山 説 教 場

名 稱 臨 濟 宗 大 本 山 妙 心 寺 派 寶 藏 寺 西 山 出 張 所

本 尊 永 佛 坐 像 觀 世 音 菩 薩 志 体

由 緒 大 正 三 年 五 月 十 日 檀 家 ノ 寄 進 ニ ヨ リ 建 設

工 費 八 百 三 十 一 円 五 十 五 錢 夫 以 未 教 名 ノ 僧

ノ 在 住 シ タ コ ト ガ ア ル 祖 先 追 善 説 教 等 ニ 使

用 ス ル ノ 外 一 部 ヲ 西 山 青 年 分 團 ノ 俱 樂 部 ト シ

テ使用、又各種團體ノ總會講堂及華祭等ニ開
放シ、殊ニ昭和十年カラ執行、縣國會議員ノ第
ニ投票場ニ使用セラル。

建物 縦四間 横六間 本堂庫裡兼用

檀徒 五十四戸 西山南組潮南村入野篠原ニアリ

天理宣教所

明治三十一年十二月池山新五郎氏布教師トシテ

沢尻安田仙之助宅ニ来リ二箇年間布教ス。長谷

部キク外敷名講ヲ造リ、明治廿七年三月講元講脇

兼先等役割ヲナス。愛知縣中島宣教所カラ平野

義元氏再度布教師ニ来リ、飯地中之方福地潮南四

箇村ニ於テ百戸以上ノ信徒ヲ作り沢尻大久後ニ

居住シテ布教シタ。大正十三年飯地天理宣教所

ノ認可アリ平野義元所長トナル。昭和三年神坂

ノ新築ヲナス。昭和五年一月平野義元氏中島

宣教所長ニ轉任、後任 惠那郡中之方村山田福藏氏、

弘法講

明治三十九年自法庵再興ノ際任職本村祖廣師ハ

寺運発展ヲ期スル爲弘法大師ノ功德ヲ讃仰シ、詠

歌和讃ヲ傳授シタ。倘高野山長嶋町支部長武田

かの刀自、通路勸行セラシ其結果信者、教ヲ増シ

高野山參詣ヲナスモノ、大師尊像ヲ安置スル者相

次ガニ至ル。依ツテ昭和七年四月十七日同志相

圖リ弘法講ヲ創立シ、八十八箇所ノ札所設置ス。

御藏教講社

明治十六年長嶋所久樓磯村覺道教會所ニ設置本

村講社ヲ開ク。其頃講社員交吉吾市氏始メ八十

名位テアツタ。又明治二十五年曰野山ニ御藏神

明治三十七八年日露戰役

村長

勲七等

拓植

健三郎

兵事係

勲八等

伊末

致夫

應召年月日	戰死年月日	應召部隊名	勲章等級	氏名
三十八年一月一日	三十八年三月二日	步兵第十九聯隊	勲八等	氏名
三十七年七月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	平井 石衛
三十七年七月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	交吉 兼五郎
三十八年六月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	保母 啓次郎
三十七年五月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	交吉 関次郎
三十七年五月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	山口 桂太郎
三十七年五月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	木村 信太郎
三十七年五月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	長谷 卯原三郎
三十七年五月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	交吉 銀八
三十七年五月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	遠藤 圓次郎
三十七年五月	三十九年二月	步兵第十九聯隊	勲八等	交吉 豊次郎

三十七年十一月二十八日 二龍山にて戰死 步兵第十九聯隊 勲八等功七級 洞田 嘉吉

三十七年十一月五日 廣島予備病院にて戰死 步兵第十九聯隊 勲八等 曾我 榮三郎

三十七年十一月二日 三十八年三月三日 步兵第十九聯隊 勲八等 保母 千代吉

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 交吉 才市

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 交吉 長太郎

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 交吉 友重郎

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 長谷 部留吉

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 交吉 實方工門

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 交吉 金太郎

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 拓植 鋤太郎

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 安江 竹松

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 拓植 民次郎

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 拓植 傳一

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 步兵第十九聯隊

三十七年十一月二日 三十九年二月 步兵第十九聯隊 勲八等 步兵第十九聯隊

七八三〇	八二二一	左第三旅團既隊	步兵一等兵	交吉	藤太郎
七八二九	八二一一	步兵一等兵	大脇	鉄次郎	
七八二九	八二一四	步兵一等兵	柘植	俊一	
七八二四	八五二九	步兵一等兵	柘植	為藏	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵一等兵	渡辺	多十郎	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵二等兵	柘植	幹次郎	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵三等兵	大脇	末吉	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵四等兵	安江	早	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵五等兵	交吉	錫太郎	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵六等兵	交吉	藏一	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵七等兵	柘植	松十郎	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵八等兵	交吉	藏一	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵九等兵	交吉	藏一	
昭和三十二年戰役 (山東出兵)		步兵十等兵	交吉	藏一	

村長 兵事主任

柘植 松十郎
交吉 藏一

現在後備役	三等看護長	交吉	美信
現在後備役	步兵伍長	平井	源吉
現在後備役	步兵上等兵	藤原	鈴雄
現在後備役	砲兵一等兵	安田	美濃夫
現在後備役	步兵一等兵	長谷部	幹三郎
現在後備役	步兵一等兵	大脇	相五郎
現在後備役	一等看護兵	安田	定次郎
現在後備役	騎重兵特務兵	交吉	鈴一
現在後備役	騎重兵特務兵	交吉	弘紀
現在後備役	騎重兵特務兵	交吉	圓次郎

討 蕃

昭和三十二年六月五日台湾討蕃戰死
步兵一等兵 柘植 浦三郎
昭和三十二年六月五日台湾討蕃戰死
步兵一等兵 附上海軍軍吏

村長 安田 亦三郎

昭和三年六月一日入団 現役	兵事原 文 告	豊 一
昭和八年一月二十日入団 現役	二等兵 曹	各 務 武 男
昭和九年一月二十日入団 現役	二等兵 曹	交 告 秋 時
昭和八年一月二十日入団 現役	三等兵 曹	肥 田 幸 衛
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵一等兵	安 藤 榮
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵一等兵	拓 植 強
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵上等兵	田 口 利 一
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵一等兵(現)	山 本 卓 一
昭和九年一月二十日入団 現役	一等機関兵	長 谷 部 倉 吉
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵一等兵	各 務 三 郎
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵一等兵	大 脇 信 一
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵一等兵	林 秋 吉
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵二等兵(現役)	渡 辺 徳 男
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵二等兵(現役)	拓 植 鈴 市

昭和九年一月二十日入団 現役	砲兵二等兵(現役)	交 告 定 夫
昭和九年一月二十日入団 現役	砲兵二等兵(現役)	保 母 守 明
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵二等兵(現役)	交 告 清 三
昭和九年一月二十日入団 現役	歩兵二等兵(現役)	拓 植 孝 夫

第六節 風俗習慣

(一) 人情等に関して

東美濃は生得のまゝにて主地なり、日本の風俗四五ヶ國の如くなり。されども所から氣質に於ては、風俗は、美濃國の風俗、その意地奇麗にして譬へば水精の

に入り、酒肴に相娛樂し、漸次入り来りたる者相加
 はりて、益、飲食し日夜止む時なくして更に飽くこ
 とを知らざるなり。以上明治三、五年村是調査書より抜萃
 右の如く記されて居る所により、本村民の氣質等
 についで、其後時勢の變遷、文化の進展は甚だしい影
 響を興へ、此に於いては教育は進歩して村民の水
 準を向上せしめ、或は經濟上の影響等によつてか
 らしめた習慣、人懐等々に改善されあるを覺ゆる。
 ⑤ 習慣 年中行事等に關して
 古昔より六組に分れて各組諸種の事業をなして
 一團體をなして来たものである。
 (六) 新年門松として枝松ふくろうしにそよごを添へて立てる。
 尚屋敷、大黒柱、附屬建物ふくろうし庭にもそよごを立て注

連紙を付ける。元旦には未明に起床し若水を汲
 み茶を煎し神を拜し祖先を祭り、又菫固め稱して
 豆、粟、柿を食す。次に切餅を湯にてやはらげ、必ず
 鰹をかけ、別に豆腐を煮たる汁をかけ吸物とし三
 つ井(豆、田作、数の子)を添へ屠蘇を酌む。尚口取とし
 ての添へ物は家によりて異なる。又宮巡りと稱す
 るは之等に先立ち起きぬけに村内各社を巡拜す
 るのである。此際道にて他人に遭ふも挨拶しな
 いのを普通とす。正月来客等に切餅を煮て供
 するが御祝と稱し一杯を限るものである。
 (四) 婚禮 婚約を結ぶ時は双方の媒酌人、生家及婚
 家の者各一人結納を済し黄道吉日を選び華燭の
 典を擧げる。當日新郎は仲人夫妻親戚總代等と
 共に新婦の家上より貰ひ受けの式に臨む、俗に之

を打ち上げと言ふ。此式終れば新婦方からも仲人夫妻(或は叔母姉等)親戚總代兄弟等と共に婚床に行く。此の時は座敷の表から這入る。進物を呈し言葉掛と称し相互に挨拶を交した後三三九度の祝盃を挙げる。先づ新郎新婦の祝盃の後親子益親類益(或表者人)組合益(近隣總代)をなす場合もあり。次に祝宴に移り夜を徹することかある。
(ハ)湯初め、宮拜り。子女生れて三日日湯初と称し近親者産婆を招き饗應をし命名披露をする。又生後三十日位に生兒に新調の衣を着せ、氏神に初詣りをなす風も吹つてある。
(ニ)葬祭 神佛兩様あるも葬儀一切の準備は組合として近隣の者之を担任し準備終れば出立たちと称し食を出す。(以前は酒を用ひたるも更生計画掛後は用ひない) 終つ

て五色の旗燈籠を立て生花造花を手向け屋内で綱棺の式、次いで庭前に張つて葬送の式を行ふ。次に序列を正し墓地に至り埋葬する。有志の者は出かける前に花籠を振り錢を撒く。棺は孫ある者は孫が之を擔ふ。出祭後送を叩き門火を焚く。死者には惟子を着せ水珠敷にて手指を組ませ笠に杖を添へ善光寺に詣つた者は草履血眼を入丸、詣らぬ者は埋葬の際墓穴を三巡する。死者が善光寺階段巡をしてある時は之を着いておい、とざれてゐる。婦人は白無垢の喪服を着る。
祭は一年祭(おかはり)三年祭七年祭十三年祭十七年祭二十一年祭百年祭を行ひ墓参をする。忌中は七日毎に讀經供養をなし四十九日(神逆は五日)を忌明と言ひ親戚縁者近隣を招き法要を営む。近頃忌

明の式を翌日又は七日目位に食す者もある。
 忌明には齋と称して鮠鮓或は飯を精進料理にて
 振舞ひ後、讀經があり全部奉養をする。歸つてか
 ら精進落と称し魚類を使ひ^養應をする。招待され
 た人々は米志外野菜金錢を持參する。

上
 白米 志外
 金錢

姓
 名

(水) 俚謡 踊等 本村獨得のもの、は更生歌位のも
 ので他地方の模倣のみである。
 (火) 雨乞 早魃の時は村の各神社に祈願し白石負
 と称し、木曾川から小石を境の持つ習慣がある。
 (土) 降雨の古い時は花馬と称し各組から選に當つ

夫馬を出し、造花を飾り神馬を先頭とし、横笛太鼓
 で新しつゝ、村の神社を^巡拜する。大層壯觀である。
 又伊勢木引と称し神木を流して祈願する事もある。

(七) 娯樂 平生は殆ど娯樂と称する程のものはな
 い。豊年の際は芝居をうけ之を總見する。見物
 席へ酒肴飯(おひつき)等を持參し飲食する。青年は
 祭典余興をわたり踊りを食すか他の場合は撃劍^舞籠
 をする位である。時には宮相撲もやる。

(八) 節分 五節句、虫干、盆會等は他地方と略同じ。
 初老還暦喜字祝、米寿祝等は追々廢れて今は殆
 ど行はれない。

(九) の補遺 祝宴中に新婦は衣装替と称し数度衣
 服を替へる者がある。翌日新婦は姑に案内せら

此親戚近隣へ披露挨拶をする。之を嫁ぶれと言ふ。興入道中では見物人に紙を配り、式の時には老幼男女は庭前に集り之を見る。組によつては見物人に酒肴を出す家もある。又酒宴一席を終れば、おとうさんと稱し祝儀披露の意味で第二席を聞き、充分の饗應をする。嫁方の客歸らんとする際、草鞋酒と称し、ゆつこ豆腐を肴に大盃を強ひる。悪習がある。招待された者の祝儀は普通次の如くする。

一、目録 一、扇子 一、風呂敷 一、酒料 一、肴すしの二枚位

一、重の内(組重箱に餅米を入れる)

目録の書方(用紙杉原紙)

一、毒 惠 廣 志 對

一、風 呂 敷 志 折
 一、御 肴 志 樽
 一、重 の 内 志 臺
 右 御 祝 儀 の 印 と し て 差 工 假 間 幾 久 敷 被 下 度 假

何 日 某 (戸主) 殿 姓 名

三、生活状態

(1) 衣 文化の影響は山間にも普く、他地方と大差なく、只男子の「たつつけ」を着けること、冬期一般に袖無(でんちちゅう)を使用する者が多いのと、異なる位である。近時都市工場へ出稼する者漸く多く、都舎の華美な服装を真似る風あるは残念

合計 三〇五三八一九

此際の戸数

農業 二六戸

工業 二戸

商業 一〇戸

其他 一九戸

計 二五七戸

酒に
ついて

明治三十五年村是調査にも繰返し指摘してある通り本村は古来非常に酒を嗜んだもので現在にあつても平均酒量は随分多いと思はれる。明治維新當時迄は村内に五戸の酒屋があつた。五明中下の古酒屋、五明沖の洞の山田酒屋、五明中下の中酒屋、沢尻五輪の五輪酒屋、南福田の福田酒屋、加それである。其後順次酒造店はなくなつて現在では八百津釜戸武折久樓岩村方面から購入してゐる。最近長い不況の結果と酒に對する考の度つた事から大層飲酒量が減じたが、それでも年消費額五千円から六千円に及ぶと言はれてゐる。土地柄と氣候等の千係から一時に中止する事は困難であるが漸次節酒につとめたいもの

い
ある。

墓地について
川沿維新層時迄は共同墓地は沢尻、西山、南の三箇
墓地があつたが狭くなつた為現在では各組に共同
墓地が設けられてゐる。

観音平の石棒

石器時代の人類の文化階梯に於て石材を利用して日用具を製作したこ
の遺物で細形石棒に属すると思はれる。これが
用途は石剣の如く一種の儀仗的性質を有するも
のであるといふ説と、秤の如く什器として使用さ
れたといふ説とありつて未だ断定されてゐない。
俗説にいふ非貴用品で生殖器崇拜の対稱物とし
たと一言ふのは大石棒の事で、それは長さ三四尺か
ら五六尺に及ぶさうだが、是はこれではない。

第二章 郷土の地理

第一節 位置

一、経緯度上の位置

飯地村の四極

	東	西	南
東	東經一三七度一八分四〇秒	東經一三七度一五分	北緯三五度二六分四二秒
西		西	北緯三五度二九分五四秒
南		南	
北		北	

秋葉山の東端
川平西端
杉ヶ澤南端
五明北端

村の略々中央部に位する川學校は、
東經一三七度一七分二〇秒
北緯三五度二八分五〇秒
の地点にある。

参考

我が國は東經一一九度一八分から東經一五六度三二分迄の間
北緯二一度四五分から北緯五〇度五六分迄の間にある。
従つて我が國の四極より見た中心占いは
東經一三七度五五分と北緯三六度二〇分三〇秒との又又点たる

べく、これは本村の東北、長野縣内に位する。
 本村小學校は、此の中心点より距ること、
 經度上三七分四〇秒、緯度上五二分四〇秒、里程にして三十
 余里、であるから、日本の中央に近い、と言ふ事が出来る。
 二、關係的位置



前述の如く本村は日本の中央に近いが、
 岐阜縣中に於ては東南に偏り、加茂郡中
 では、東南隅、木曾川添の地点にある。
 隣接町村は
 北 恵那郡中野方村
 東 恵那郡笠置村
 東より順次
 恵那郡武並村
 土岐郡大湫村
 土岐郡日吉村
 北より西にかけて
 加茂郡潮南村
 の六ヶ村である。

此の中、峡谷及び高度の坂を経ずして他村の部落へ通じ得るは、潮南村
 と相隣る本村北部の極く一部分(圖中……にて示す)のみで、中野方村
 とは中野方坂、笠置村とは河合坂と稱する高度の坂を下る事によつて相
 通じ、潮南村とは北部を除く外、概ね名場居谷と稱する峡谷を以て相隣
 て、武並、大湫、日吉の三村とは木曾川を隔て、相對し、その間に飯地
 峡、深澤峡と稱せられる大峡谷を挟んで居る。

第二節 面積

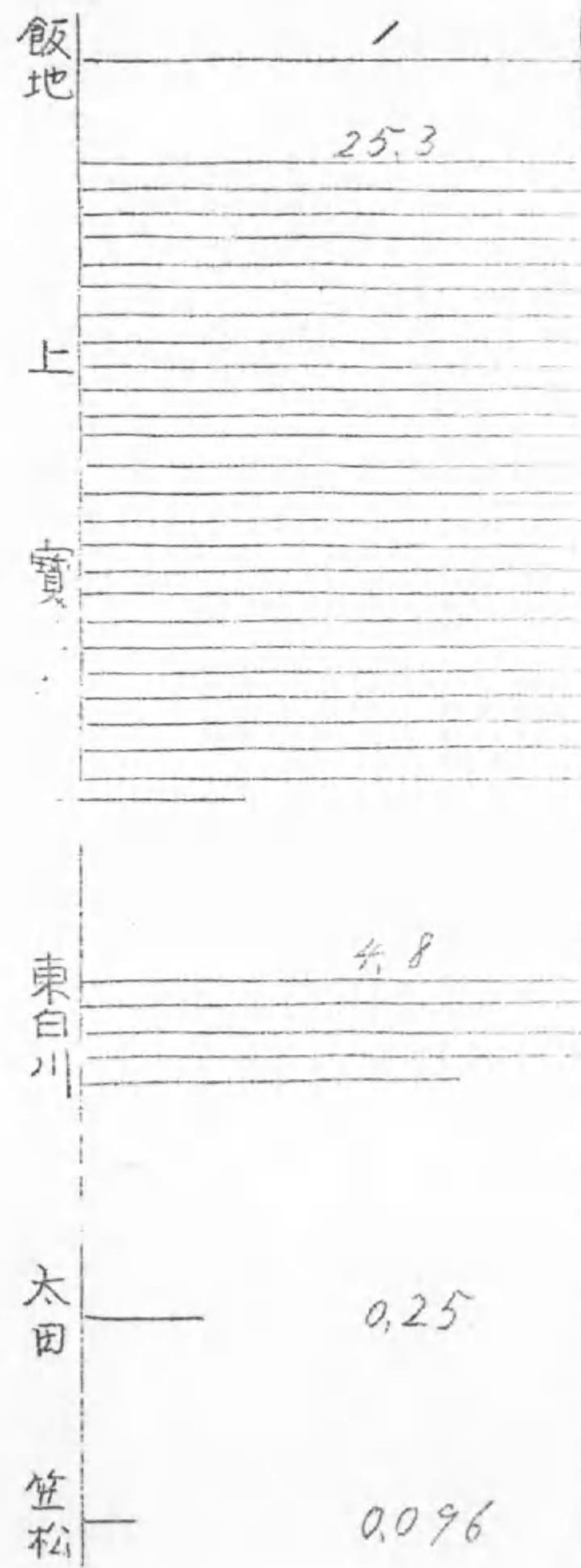
本村は最長距離

東西 一里十七町 (約五、七五キロメートル)
 南北 一里二十二町 (約六、三三キロメートル)
 面積 一〇一方里 (約十八、五平方キロメートル) あり。



- 一、本縣中面積の最も大きいのは、吉城郡上寶村で、
 面積の最も小さいのは、羽島郡笠松町で、
 約〇一方里 (一、六平方キロメートル) である。
- 二、本郡中面積の最も大きいのは、東白川村で、
 面積の最も小さいのは、木曾町で、
 約〇一方里 (一、六平方キロメートル) である。

○・二九方里（約四・六方キロメートル）で半里四方餘である。本村の面積は郡内二十七ヶ町村中第十一位で略々田原村と同じである。三、今本村面積を一として最大及び最小の町村の面積と比較すれば左図の如くである。

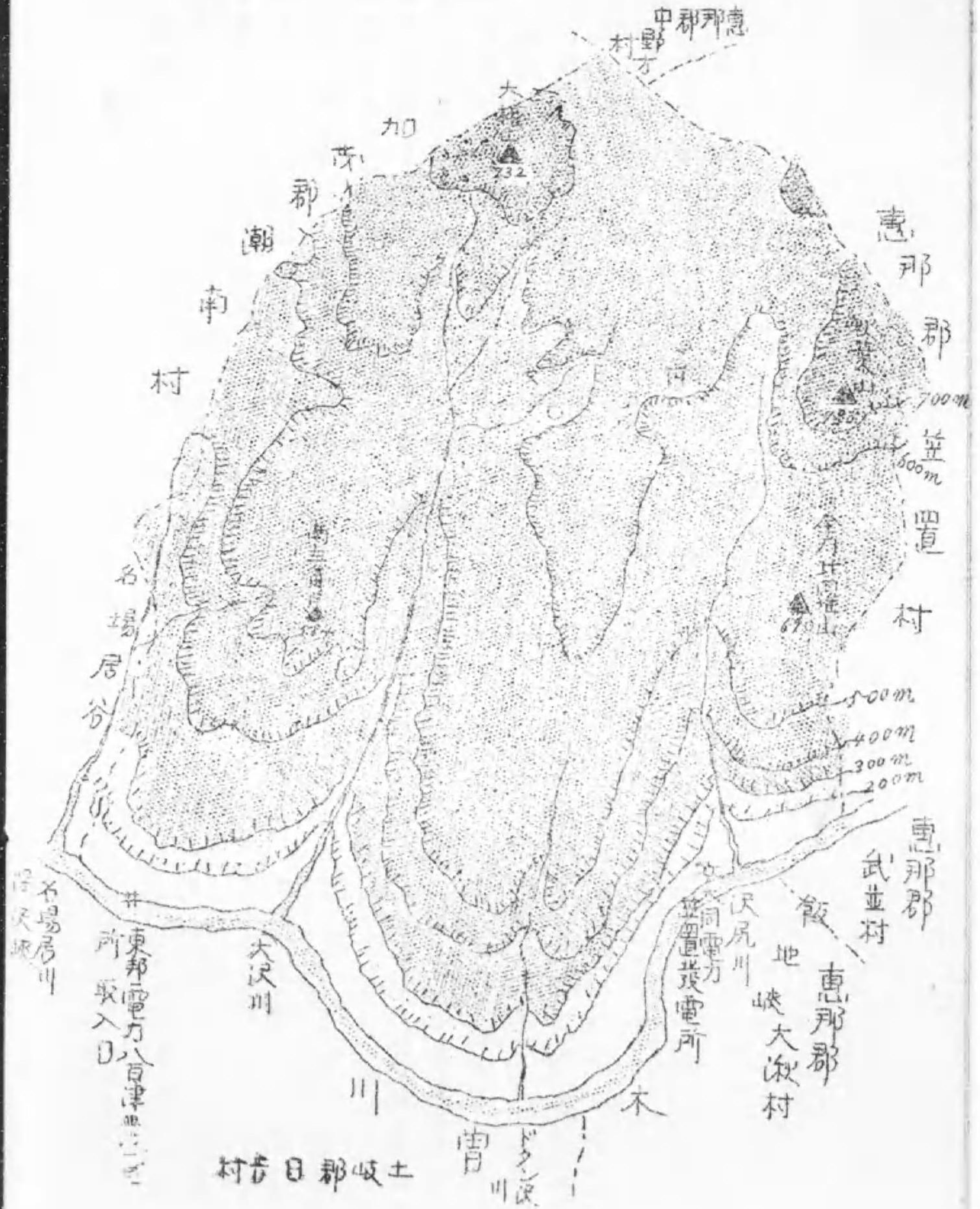


第三節 地勢

本村の南部は木曾川に添ひて低く、急激に高度を増すを以て本村の大部は高原状をなし、村の中央部は海拔五百乃至六百メートルあり久田見高原と名付けらる、高原の一部と見なされて居る。全村山丘起伏し、幼年期地層の特徴をさながら示して、峡谷深く各所を穿ち、殊に木曾川に面する峡谷は最も大にして、その傾斜面に相當多くの人家を擁して居る。

東部より北部にかけては、赤河断層と称せられて略々加茂郡の東端を走る断層の最南部であつて、笠置村及び中野方村との間に大なる断崖をなし、西部も又名場居谷と称する峡谷を有するを以て、本村は地勢上全く孤立の觀を有し、現在山脈的關係を有しない。然し村東部に略々火山形をなして懸立する秋葉山、金刀比羅山等は、赤河断層の主なる以前には恵那郡蛭川村方面より、笠置村を経て連続して居る山脈の一部であると言はれて居る。その山脈はニッ森山脈と稱して、信州境の三圓山に發し、恵那、加茂兩郡の境界に添つて走る山脈から分起して久田見方面へ走る無名の山脈を見行山などもその一部である。

飯地村地勢圖



一、山、主要なる山は村の東端、笠置村境にある秋葉山(七八八)金刀比羅山(六九〇)及び北端、潮南村境にある大根山(七三三)等で前二者は略、円錐形をし、後者は不定形の自然の高さを持つ山である。秋葉山頂に秋葉神社、金刀比羅山上に金刀比羅神社が祀つてある。

二、川、木曾川は村の南端に添つて西流する。村内を流れるものは、沢尻川、ドタン沢川、大沢川等、西端に略、添つて流れるものに名場居川がある。何れも短流で木曾川へ注ぐ。本村は北部が高く(六百―七百米)南部が低い(三百―三百米)ので川は南流する。

三、木曾川、木曾川の本村に添ふ部分は對岸(武並、大湫、日吉村)との間に大なる峡谷をなし飯地峽と称せられる。

飯地峽の上流に大同電力會社のダム式発電所竣工（昭和十一年）、二里半の上流迄水を湛え、一大湖水と化し、兩岸に矗立する山の美と、近代的な発電所並に社宅等の建物、堰堤を縫つて降る十數條の白水は、同所を全く名勝化し、加ふるに、飯地峽に添ふ木曾道路の両側に櫻樹を植うる計劃もある故、觀光地として宣傳するに足る。

木曾川は本村附近では、川幅狭く、流れ急で所謂「奔流の岸を嘯み山石に激する」の觀を呈し、加ふるに峽谷深く穿たれ、灌漑に利用の方途もなく、古来木曾の流材路として使用され村民の極く一部の者が仕事を得るに過ぎなかつた。所が明治四十一年一月、東邦電力八百津発電所工事起工され本村川平地内に取入口を設けられるに至つて、眠れる水の方が文明に

貢献するの端を發した。大正十五年三月更に本村上流に大同電力大井発電所竣工するや、流材路としての利用價値を失つたが前述の如く、本村地内に大同電力笠置発電所竣工し、谷底を流れて流材路としてより利用の途なしと見られて居た木曾川の本村附近に於ける利用價値が大いに増加した訣である。

◇発電所については後述、発電事業の項に詳説◇

2、澤尻川、澤尻川は紅葉山に端を發し、その山林鹿、沖田と稱する田圃の間を流れ、灌漑、水車等に利用された後、峽谷に入り杉と沢組と、福原尾組との境界をなしつゝ、木曾川に注ぐ。

3、大澤川、大沢川は其の上流三分し、東より順次、五明川、鰻平川、上田川と稱し、灌漑、水車（製材所を含む）等に利用されて居るが、合流間も無く大沢谷と稱せられる峽谷に

入り殆んど甲途を失ひ、南組と、杉之澤組との境界をなしつゝ、木曾川に注ぐ。

名場居川、名場居川は、村の西端、略々潮南村との境界附近を流れ、僅かに、灌漑、水車に利用されて南流、本村川平地内で、木曾川に注ぐ。その途中、本村西山地内を流れて合流する、ぶす川は支流としてや、大なるものである。

ドタン澤川、ドタン澤川と稱するのは、杉之沢地内を流れる短流であつて上流の一部のみ灌漑、水車に利用され、南流、村の最南端附近で木曾川に注ぐ。

第四節 區分

本村は字名を、五明、福原尾、澤尻、杉之澤、南、西山の六組に分ち、各組に組長（毎年互選）を置き幾分自治の形式を具備して居る。（その区分図は本章の始め参照）

五明 五六戸、村の中央部 役場、學校、巡査駐在所、村の北東部

福原尾 二一戸、村の東南端 説教場、産業組合事務所、倉庫、旅館等あり。

澤尻 四六戸、村の中央部、青年學校、寶曆道場、

杉之澤 六〇戸、村の中部より南部、大同電力笠置發電所あり。

南

四三戸

村の西南部、東邦電力公津発電所取入口

あり

西山

五〇戸

村の西北部、説放場あり

各組は更に小字に分ける。小字名左記。

五明組

市政

中洞

五明

中下

下洞

蝮平

重長洞

大根

水汲場

小楯立

梅

木坂

芳原

農樂郷

松本

宮洞

沖田

福原尾組

富皆戸

曲戸

福原尾

平澤

烏帽子山

石

澤尻組

笹畑

金木山

橋場

澤尻

奥坂

松尾

平瀬

杉之澤組

岩浪

前之鳥屋

彌宜田

奥屋

魚釣

新皆戸

下杉

本洞

湫

木屋畑

神明堂

南組

堀之前

福田尻

西ヶ鼻

中畑

川平

杣木屋

新田

木屋谷

岩切道

南

洞

栢久後

西山組

川端

菜畑

岡田

上田

松久地

石ヶ花

鹿路山

袖洞

中屋

米田

根畑

山塚

五軒畑

第五節

戸數及人口

昭和十年十二月調による本村戸數人口状態は左記の如くである。

戸數 二七四戸

人口 一八〇一人

内 男 九三八人

女 八七三人

一戸平均人口 六、六人弱

◇ 参考 ◇

全国一戸平均人口 五、一人

本縣一戸平均人口 五、四人

本郡一戸平均人口 五、八人

飯地村職業別戸數人口表(昭和十年十二月現在)

(本表には本業のみを示し副業を示さず)

職業	職業細分類		戸數	人口		計
	男	女		男	女	
農業	自作農	自作兼小作農	二二六	四八九	四七七	九六六
	小作農		一七	二六〇	二四四	五〇四
	計		二一〇	八〇八	七七四	一五八二
	工業					
工業	土木建築業		二	四	七	一
	飲食品及嗜好品製造業		二	三	三	六
	瓦斯電氣並に天然力利用業従事者		二	三	五	八
	其他		一	三	一	四
	計		七	一三	一六	二九
	商		一	二	一	三
商業	物品販賣業		二	一	一	三
	旅人宿飲食店		三	三	五	八

業	業				計
	其他	公務並に自由業	日雇及労働者	雜業	
其他	一七	一四	二四	一	五五
公務並に自由業	二	二	三	三	一〇
日雇及労働者	二	三	三	二	一〇
雜業	二	二	二	二	八
無職	二	二	二	二	八
合計	二七	二八	二七	二七	一八〇

第六節 地質

本村の大部分は水成岩質で、一部火成岩質の地質を有して居る。水成岩質には、秩父古成層の部分と其の上を新生代の洪積層によつて被覆された部分とがある。

南組西山組の全部及び、五明組福原尾組、沢尻組の大部分は前者に属し杉之澤組の大部分は後者に属する。

古成層の土地には、硬砂岩、粘板岩、凝灰岩、頁岩（泥板岩部参照）を含み、土壤は水引割合に良好である。

洪積層の土地には、石英斑岩、粘板岩、凝灰岩、頁岩（泥板岩等の圓礫が膠結されて居る。土壤は砂質粘土で稍水引がわるい。

本村の水成岩質

一、秩父古成層

位置 南、西山の全部、五明の南部、澤尻、福原尾の大部
岩石 硬砂岩、粘板岩、凝灰岩、頁岩、石灰岩、石英斑岩、泥板岩、石炭岩の圓礫

二、洪積層

位置 杉之澤の大部
岩石 粘板岩、泥板岩、石英斑岩の圓礫



火成岩質の土地は、五明の北部より中部、中野方及び笠原尾兩村境附近、木曾川に添へる福原尾及び杉之澤の山石浪より「茨ヶだる」に至る迄の地域にして、石英斑岩とその母岩である。

尚、古成層の土地に含まれて居る石灰岩は、南組の西端潮南村と相接する部分及び、杉之澤の木曾川への傾斜面下、観音比良と称する附近にある。

南の西部は勿論古成層で當然であるが、大部分は積層に属する杉之澤に石、灰石を有するのは、観音比良は、固上部落より三百呎以上傾斜面下にある事によつて説明出来る。即ち杉之澤の固上部は積層であるが、その下には南組方面より連続せる古成層もあるのである。

△参考▽

本村の岩石について

一、硬砂岩

花崗岩類のくだけたものが水底で固まつて出来たもの。砂岩の層がたくなつたものが硬砂岩で、水成岩地帯にあつて質緻密でかたく暗色を呈したものはこれである。

二、硅岩、普通白色で少し青味、赤味などを含むかたい石、さういしにてゐる。

三、角石、出来方はちがふが、硅岩によく似て居る。獸の角の様な感じがし、褐色又は黝色、

四、粘板岩

板の様にさけるかたい石、よいのは砥石にする。

五、泥板岩

頁山石とも言ふ。粘板岩よりやはらかい。杉之澤方面のよく、砕ける石はこれで、くだけると、ねば土になる。

六、硅板岩

硅岩と粘板岩との中間のもの

以上述べたのは皆、水成山石である。

七、石英斑山石 普通切石と言はれて居る。

一般に御影石とも言はれて居る様であるが、御影石とは違ふ。

御影石は花崗岩の事であるが、本村には花崗岩は産出しない。

花崗岩は深成岩であるが、石英斑岩は噴出岩である。

然し成分は花崗岩に等しいが、不純物を混入して居る。

石英斑岩地帯は土壤にかたい砂があるからよくわかる。

水汲場、學校の坂など、

第七節 交通土木

一、村内交通状況

本村は海拔五百乃至六百米内外の台の上に大部分の部落を有し、加ふるに村内の土地は甚だしく起伏し大小の凸凹に充ざれて居るから、古来全く交通上恵れない位置にある。即ち道路と言ふも屈曲と急坂に富んで輻音の狭い道路が通じて居たのみで荷車の往復出来る程度の道すら極く少部分に止つて居た状態であつた。昭和五年頃より縣営林道を始め縣補助金を得て村営林道工事各所に営まれ、全く全村道路の面目を一新したが、今日尚村内を自轉車を以て貫通し得る道路は一つも無いまでに、各所に急坂を有する上に屈曲も頗る多い。改修以前の道路が如何に貧弱であつたか、想像されやう。

他町村に通ずる道路も、殆んど全部急勾配の坂を有し、村中央部より自轉車を以て往復出来るものも亦一つもない有様である。

二、木曾道路 木曾川に添ひて東は笠置村を経て大井に通じ西は潮南村を経て八百津町に通ずる所の旧郡主捨里道木曾道路のみは早くより自轉車を通じ得る程度のものであつたが、村内之を利申し得る戸數は僅々十數戸に過ぎず、且郡制廢止後（大正十五年）は、修理不充分なる上危険な箇所多く、利用價値が割合少なかつたが、岩浪地内の同道路に添ひて、大同電力笠置発電所が設けられたから利用價値が大いに増加し、殊に同所より

笠置村河合までは現在工事用のガソリンカーを通じて居り、工事終了後ガソリンカー廢止となるも自動車は自由に通じ得るから岩浪より大井方面への利用は頗る多くなつて來た。

三、村内道路新設及び改修工事について 昭和五年以後道路工事頻繁に行はれた事は既述の如くであるが、その工事経過及び工費は左の如くである。

A、縣道 大井八百津線

笠置村河合地内より村中央部を経て潮南村地内で八百津へ通ずる道路と接続するもので縣道認可告示は本年七月、全通は明十二年度で、現在、西山の石ヶ花地内迄竣工、残る一千米内外の開通によつて本村分工事は完成する。

今此の道路完成に至る迄の経過を表示すれば

區 間	起工年月	竣工年月	距 離	工 費
河合—三本杉	昭和六年十月	昭和八年三月	幅員 六五六〇四米	二九八八一円
三本杉—清登	六、十二	七、二	三、七	二五七八円
清登屋—大福屋	五、一	五、三	全	二〇九八円
大福屋—朝日屋	七、十一	八、二	全	三〇二八円
朝日屋—石ヶ花	九、十一	十一、三	全	二九五〇円
石ヶ花—入野	十一	十二 予定	一〇〇〇米位	

此の道路の開通は實に飯地村文化史上待筆すべき意義あるものであつた。殊に昭和八年河合に通ずる道路（縣營林道）開通前は村内へ自動車は勿論馬車を通ずること、

全く不能で、物資の運搬は馬の背を最なるものとし、四十貫内外の荷をつけた駄馬が八百津又は大井へ往復したものであつた。此の縣營林道の村中央部へ通じた事により、先づ馬車の通行を見、三年を経て始めて自動車の姿を村中央部に見得るに至つた。自動車が始めて村中央部へ通じたのは昭和十一年五月一日で、その後利用を見るに至つたが、現在の所や、幅員狹隘のうらみあるを免れない。河合に通ずる部分をはじめ諸所にや、大なる勾配を有する故に自轉車は片道利用のみで、往復利用は不可能の状態である。然し乍ら此の道路の齎した村文化上への影響と全通後本村の大動脈として貢献する所の大なる

事は萬人齊しく認めて居る所である。
 B、新設された其他の補助林道現在工事終了分

線名	起工	竣工	幅員	延長	工費
中野方線(三本杉)	八年十月	九年三月	三米	一〇六四、六	二〇四八円
大澤谷組合林道(木橋)	七年五月	十年四月	二、七	二〇四八、〇	九三三、五円
川平地内村道	十年一月	十年三月	三、七	三六四、〇	一〇二八円

参考

本村現在(昭和十年六月) 車の數

- 自轉車 二五台
- 馬車 九台
- 荷車 九台

村内橋梁の主要なるもの

- 木曾川 釣橋
- 澤尻川 出店橋(土橋) 澤尻橋(鉄筋コンクリート)
- 大澤川 大澤橋(土橋)
- 名場居川 名場居橋(木橋、表面コンクリート) 川平橋(木橋)

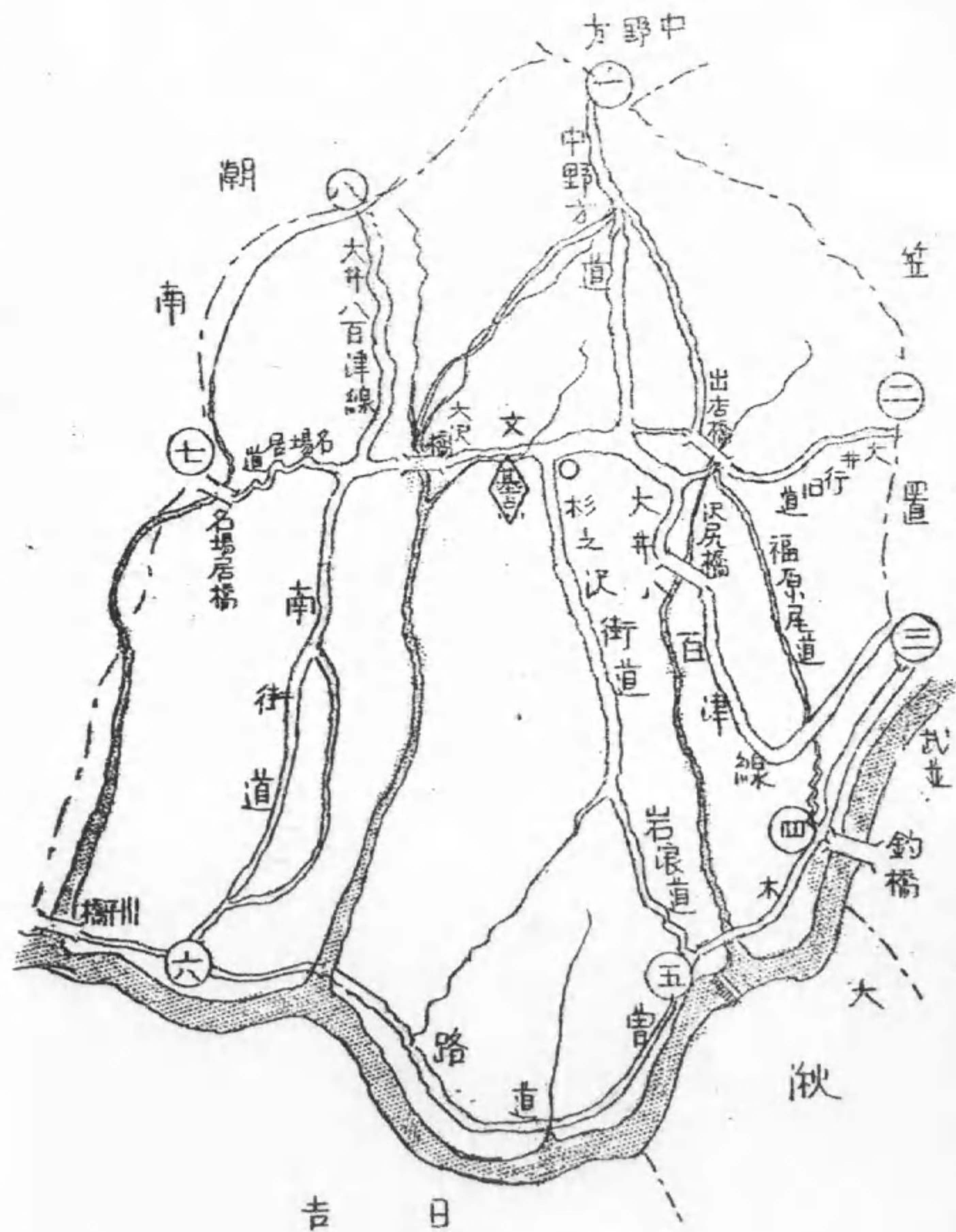
釣橋

村内福原岩浪より惠那郡武並村に通ず。
 長さ七十米、明治三十五年十月、岩浪方面の有志相謀りて架橋せしもの、修理架替現在に至る。大同電力並置発電所工事竣工後新橋架設の筈

澤尻橋

起工 昭和七年十月 竣工 昭和八年四月
 工費 千二百円
 構造 鉄筋コンクリート 桁長 六米 有効幅員四米

飯地村主要道路略圖

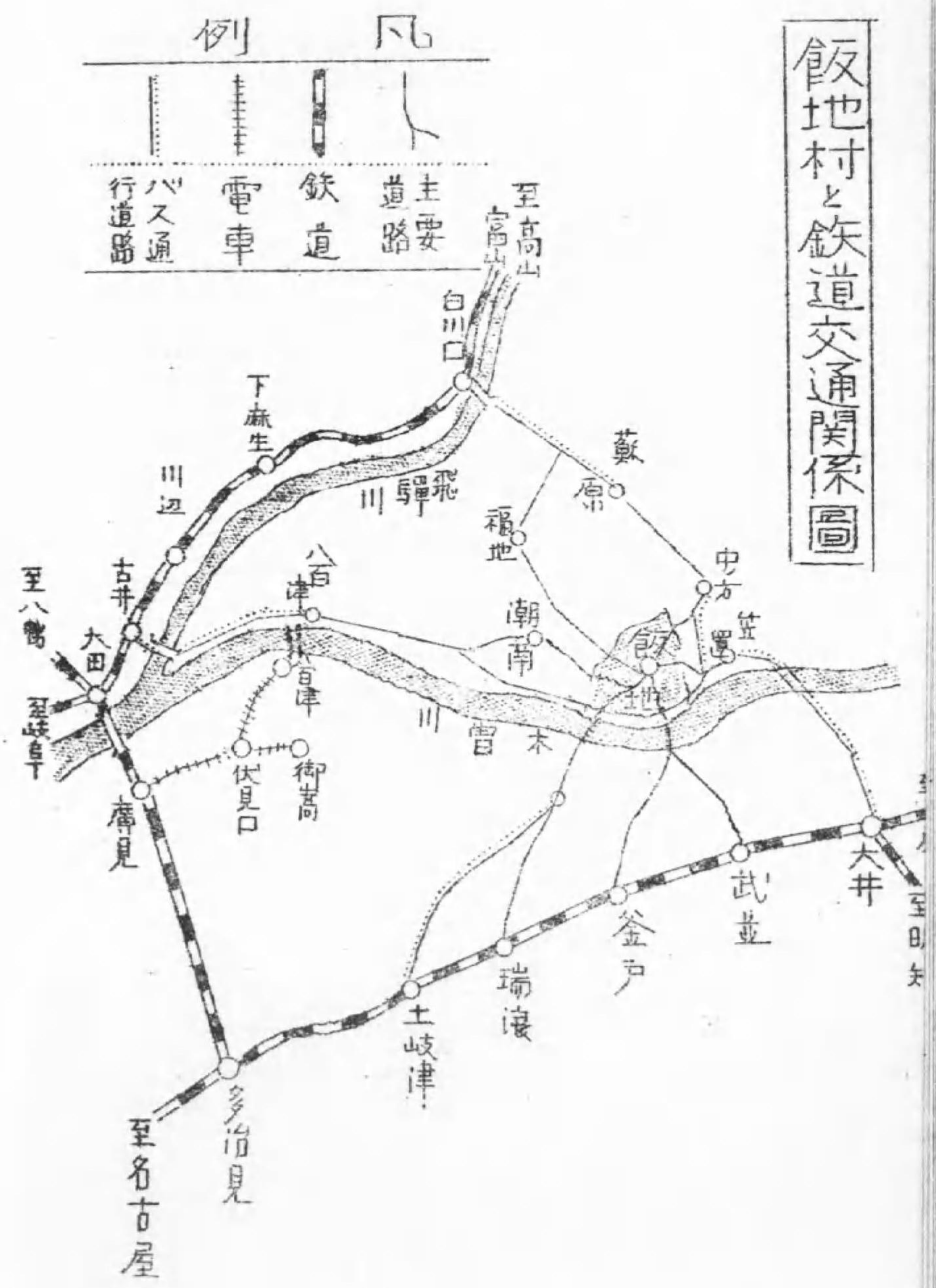


村中央部より村境に至る距離一覽

入野(潮南)村境	名場居橋	川平	岩浪	福原尾釣橋	同新道	笠置村境	中野方村境
八	七	六	五	四	三	二	一
三	三	五	三	二	四	二	二
三	四	四	九	六	〇	五	三
〇	二	六	三	三	〇	三	八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
米	米	米	米	米	米	米	米
三	三	一	一	三	一	二	約二
十	十	里十四	里十	里十	里十	里十三	里十一
町	町	町	里	町	里	町	町

基点、學校(坂の上り口)

飯地村と鉄道交通関係図



四、本村の鉄道交通利用について、
 本村は鉄道交通上の便にも甚だ恵まれて居ない。
 本村民の利用し得る駅とその距離を示せば左記
 の如くである。

中央線 大井駅

村中央より三里半、大井駅より
 笠置村河合迄バスの便あり
 (三〇分) バス乗場近約一
 里半(一時間半)

中央線 武並駅

貸自動車を村中央部へ通ず
 村中央部より二里半、徒歩
 二時間半、東南部民利用

中央線 釜戸駅

村中央部より三里、徒歩三
 時間、武並駅と共に東南部民

中央線 瑞浪駅

中央線 土岐津駅

東美鉄道 八百津駅

高山線 白川口駅

の間によく利用さる。

村中央部より四里、徒歩、

南組の一部（主として川平）に利用さる。

村中央部より五里、對岸日

吉村よりバスの便あり。バス

兼場迄二時間、バス四十分、

八百津と湖南村との間に貸

自動車は通ずるも使用者少

く、近く湖南村道渡近バス

開通の予定である由、五里、

途歩五時間

六里、途歩六時間、特殊の用

事あるもの、外、利用少し。

三、発電工事について

東邦電力八百津発電所取入口

東邦電力八百津発電所は明治四十一年一月着工

明治四十四年七月竣工、工費六百拾萬円を費し

た大工事である。その取入口は本村南組川平地

内にあり、発電所々在地たる八百津町諸田迄、

延長五千二百三十四間（九五〇呎）の水路、或は

地深く岩壁を貫き、或は架空路となり、時には道

路を構切つて蜿蜒と續いて居る。

八百津発電所概要

一、工費 六百拾萬円

一、工事期間 三年七ヶ月

一、電力 九千六百キロワット

一、送電先 名古屋一圓、一宮、枇杷島、瀬戸

愛知電鉄、大山電鉄等

B、大同電力笠置発電所
 タム式による大同電力笠置発電所は本村杉之澤の字岩浪地内にある。同発電所は昭和九年六月起工、昭和十一年十月完成、十一月より送電を開始するもので大同電力の発電所としては大井讀書に次ぐ大発電所である。殊に三台の水車発電機を始め一切の機械は悉く國産でしかも発電機はステーター（外持）の直径七・二米の巨大なもので現在の所、日本第一である。又川幅が非常にせまく兩岸の傾斜頗る急なる爲建物の建設に苦心し、変電所を発電所屋上に設置するなどの奇觀を呈して居る。工事中、笠置村河合より現地迄がワリンカーを

通じ、尚大井町及び長嶋町久棲の笠置橋附近より空中索道を架設してセメント及び砂を運搬する。なか、文明の利器應用の大工事で、岩浪は工事前後に於て全く劃期的大変化をなしたのである。今同発電所の概要を表示すると、

- 一、工費 八百五十萬圓
- 一、工事期間 二年四月
- 一、電力 三萬五千五百キロワット
- 一、送電先 大山変電所（十五万四千ボルトに変電後）
 大山より既設の電線により、それ
 へ必要先へ送電

一、堰堤について
 形式 重力形直線形
 高さ 三九・一米（約二十二間）

長さ 一五四・五米 (約八十五間)

巾 三五・九米 (約二十間)

水叩長 二二・一米 (約十二間)

一、使用水量 一四・一九二立方米

一、有効落差 三〇・三米 (約百尺)

一、湛水量 一一五〇〇〇立方米

一、流域面積 一四一三〇〇平方尺 (二里七町七流)

一、最大洪水排水量 二三〇〇一・二平方メートル (百四十九・二方里)

一、最大洪水排水量 毎時五〇〇〇立方メートル

C. 中央水力発電所

位置、恵那郡中野方村

竣工、運轉開始、大正拾年拾月壹日

電力、五十キロワット (大同電力設置発電所の七百十分の一)

送電先、中野方村、飯地村、笠置村の一部 (河合)

本村電燈取付の状況

第一回 七十八戸 五明、沢尻、福原尾 大正十一年三月一日

第二回 十七戸 西山及び南の各一部 大正十一年六月一日

第三回 四十戸 南 大正十三年七月十音

第四回 六戸 福原尾岩浪 昭和三年五月一日

二十戸 西山の一部

其他臨時取付及び中止者等あり現在二二〇戸

現在本村電力利用状態
 本村は前記の如く恵那郡中野方に発電所を有す
 る中央電力株式会社より電力の配給を受け、悉く
 燈火用に使用して居る。
 電燈取付なき所は極く少部分であるが近き将来
 に行歩するものと思はれる。

組別	戸數	点燈戸數	点燈數
五明	六七	四九	五三九
福原屋	二四一五	五一	六一三
杉之澤	三三五 (岩浪を除く)	三四	五一一
南山	四三	四二	五八
西山	五〇	四四	五八一
計	二六一一	二二〇	二八一四

上の表は中央電力より
 送電を受くるものにして
 此の外に、杉之澤岩浪
 には、発電工事の關係上
 同會社(大同)の電力を
 以て多數点燈されて居
 るが、表に加へず。

第八節 通信の沿革と現状

郵便の沿革
 一 郵便の沿革
 本邦郵便事業の開始されたのは明治四年六月で
 あるが、本村郵便集配に關しては、明治二十二年以
 前の事は文献の徵すべきもの無き爲、主として有
 志の記憶をかりて之を纏めたものであるから、多
 少の謬誤が含まれて居るかも知れぬ。

A. 驛遞局時代

明治十年頃(中野方郵便局は明治九年九月創設)から同年とも知れぬ(本
 村出店に郵便局が出来た)。

局長は栢植鎮太郎氏で、當時は郵便局と言はな
 いで、驛遞局と稱し、配達区域は飯地村及び潮南
 村の中、潮見(當時潮見村)とは確かであるが、福地の人が配達し

にと言ふから福地村も配達したのかも知れない。
遞送は久田見局との間に行はれた。
その存続期間は數ヶ年に涉つたらしいが、戸長時
代の事として役場に記録なく、又之を正確に記憶し
て居る人も無い。
當時お上から交附され、駅遞局で使用された小型
の台秤は本村役場に保存されてある。それには駅
遞局の文字が明白に残つて居るが年号はない。
乃、三川局集配時代
明治十三年頃本村駅遞局廃止と共に、本村郵便
物の集配は本郡三川村（現在の蘇原村三川）より行は
れた。この時代は毎日でなく二三日目に一回づ
つ集配されたと言ふ。

この集配状態が二三年續いた事は確からしいが
三川局より中野方局に移つたのか、或はその間に
他局（久田見又は細久手）より集配された事があるか
は記憶せる人もなく、郵便局に記録も無いらしい。
C. 中野方郵便局時代
明治二十二年頃よりは中野方郵便局より集配し
た。それ以前にも中野方より集配したのではな
いかと言ふ人もあるが、中野方局に記録なく、又
中野方局の集配開始は明治二十二年四月一日だ
とあるからはつきりせぬ。
明治二十二年四月開始した中野方局の集配区域
は、中野方、蛭川、毛呂窪、姫栗、河合、飯地
で、遞送は、苗木、及び久田見局との間に行はれ
た。

△潮南郵便局時代

大正十年四月六日潮南郵便局の創設と共に、本村の郵便集配事務は同局へ移管された。同局の遞送局は八百津局である。

△再び中野方局時代

潮南局が本村郵便事務を司る事満十三年、再び本村の郵便は中野方局より集配される事になつたのが昭和九年三月二十一日、以て本日に至つて居る。

潮南局より中野方局に移管された理由は、従来中野方局に属して無集配局であつた笠置郵便局の独立によつて、中野方局の集配区域減少の結果、同局よりの要求と

2、中野方局の遞送経路を大井局とし、自動車運般とした為、郵便物往復期間が短縮されるに至つた結果である。

二、郵便の現状

郵便局 惠那郡中野方局（村中央部より約一里半）

遞送経路 大井局 自動車を以て

集配回数 毎日一回

郵便物到達日数

縣内（飛驒を除く）名古屋、大阪 二日目
内地（九州西國を含む） 三日目

村内郵便切手葉書賣販所及び郵便函所在地 五ヶ所

五明一箇所 二葉屋
 杉之澤二箇所 笹屋、岩浪
 南一箇所 川平の中屋
 西山一箇所 大黒屋

電信
 本村への電報は従来

即時配達は大井局より
 郵便配達は八百津局で受信して配達されて
 居たが、(中野方局時代は大井局受信、中野方より)
 昭和八年四月二十二日中野方郵便局に公設電話
 開通以後、
 即時配達は同局より配達され
 同局より配達され

郵便配達も昭和九年三月二十一日以後は同局
 より配達されて居る。

即時配達電報持込料
 沖之洞 参拾錢
 其の他 五拾五錢

電話

本村には電気會社の事業用に架設されて居る電
 話はあるが、一般通信用のものはない。

唯岩浪の大同電力発電所より武並局へ通じて居
 るものに限り一般の使用が自由であるが、村中央
 部より離ること約一里の地点にあるから一般
 民の利用價值は割合少い。
 今本村内電話状況を擧げると

一、中野方へ通ずるもの
大正十三年頃中央水力発電所より本送へ送電
点燈開始と共に同発電所との間に會社関係の電
話がか村内敷箇所に架設された。その取付所は変
遷減少し現在では左記二戸のみである。
文告藤木郎氏（五明） 電工職
柘植賢司氏（南） 農

二、大同電力笠置発電所よりのもの
大井町及笠置村河合の大同電力事務所へ
武並郵便局へ……これは一般使用が許されて
る。

ラヂオ

一、試聴會。大正十四年九月六日、本村最初のラヂオ受信
が行はれた。それは名古屋新聞社の多田抱天氏を招き
同社の受信器により、小學校を會場とし、村内の老若男
女五百名競ひ集り、余り良好ならざる受信に息をこらし
て聴入つものである。その経費を各部落に割當て、各戸より
寄付させたのも面白い。

2、最初購入。本村で始めてラヂオを購入聴取したのは
五明の佐藤又四郎氏で、昭和二年一月である。

3、本村現在ラヂオ聴取数

五明 四、 福原尾 〇、 沢尻 四、 杉之沢 五
南 〇、 西山 三、 計 十六

日刊新聞

本村への新聞即日配達は大正初年頃既に行はれて居たが大正八、九年頃から本社又は八百津の新聞店などよりの郵便配達となり一日遅れの到着となつた。昭和二年二月に至り再び即日配達を開始せしめ取扱者に異同はあつたが昭和十年並経緯せられた。所が購読者の減少の結果中止せられ現在では再び共信社新聞店(武並)の手を経て、中野方局より郵便配達せられて居る。此の方法によると四月より十一月迄は同付の新聞が配達せられるが十二月より三月迄は一日遅れとなる。その結果読者も一時八十以上あつたものが左記の如く少くなつた。

新愛知 一、二、名古屋新聞 四、大阪朝日 二、大阪毎日 二、岐阜日々 二 計 二二

(岩浪は便利屋により即日配達、数部あり
此れを加へず)

第九節 氣候

本村には経統的な氣温観測記録無き爲、天氣は小學校日誌によつて調査せる外、大体記憶と習慣を基として記録する。

一、本村氣候の概要

本村部落の大部分は、海拔五百乃至六百米の台上に在る上に、四周は本村よりも低く、熱と風を留める様な背景物が顯著で無い爲に氣温は概して低い。

然し村南部の木曾川に沿つた方面は南面した急斜面である上に、海拔も三百乃至四百米である爲に、氣温が非常に高く、盛夏の高温と、冬の消雪の速かさ、他の部落に比して著しく目立つから、盛夏及び嚴寒の候には華氏八十一度(摂氏三十四度)、年平均氣温に於て華氏七十八度(摂氏二十三度)位、相違があ

ると考へられる。

此の本曾川斜面を除いた部分も北に行くに従つて幾分気温の低下を見る。大体十二月下旬より三月中旬迄は土表面十種以下位の凍結を見、晴天であれば午前十時頃から解け初め午後は道路泥濘歩行困難、自轉車の通行全く不能で、小學校庭も凹凸と泥濘の爲此の期間は屋外体操殆んど不可能の狀態である。かく冬期が長く寒さが相當厳しい割合に雪の降る事は少い。雪の消える事が遅い爲に、一度降つたら相當幾日も雪は存するけれども、降雪日數と言ふものは驚く程少い。

本村は降雨日數も他の地方に比して少いが、これも降雪日數の少いのと同じ理由で説明出来ると思ふ。
即ち本村は……

へ海に遠い。

2、日本海よりの影響日、飛騨の高原に遮られて全くなし。

3、太平洋よりの影響日、濃尾平野に大部分の水分を降し、こ

れを構切つて來たものは通過する事が多い。その理由は

本村は台地上にある。其の上同高度の地形が連続して、水分を遮る如き山嶽が附近にない。

等が主因であると思ふが、最近六ヶ年間の平均一年降水日數は百十五日でこれを、岐阜市の百六十三日、高山の二百二日に比する時は如何に少いか分る。

冬期が長い位であるから、夏季の暑さも著しくはなく、本曾川斜面を除いては華氏九十度(摂氏三十一・三三度)に達する事は殆んど稀で數年に二三度位ある程度で避暑地の感があり凌ぎ易い。

二、年平均気温

(前述の如く本村にはこれに関する記録なき爲想像気温である人の生活に最も適する気温は華氏四十度以上七十度(理氏五十一度)位で殊に五十二三度(十二三度)内外が理想とするとは多くの學者の意見の一致して居る處である。

本村は他町村と比較して見るに

一般部落は 年平均気温十四、五度C(五八、一度F)位
木曾川斜面部落は 十五、八度C(六〇、五度F)位

である様だ。これを縣内各地気温に参照すると

岐阜 十六、一度C(六一度F) 八幡十五、四度C(五九、七度F)
中津 十五、七度C(六〇、三度F) 岩村十四、三度C(五七、七度F)
御嵩 十五、五度C(六〇度F)

三、最高最低気温について

これも正確なる記録なきも

(毎年の記憶より見るに 最高は 平均

木曾川斜面方面 華氏九十五度位(三六度C)

其の他の方面 八十八度位(三一度C)と

見るを得べく、尚數年に二三回位

木曾川斜面以外にて 華氏九十度以上に昇る事がある。低気温は毎年 零下五―六度に下る事は多い。

昭和十一年一月三十一日朝 零下十一度Cに下つたのは近年の記録的低温である。

四、最近六箇年間の天気

年 度	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年	昭 和 八 年	昭 和 九 年	昭 和 十 年	平 均	備 考
晴	一九八	一七〇	一七九	一九五	一五五	一八六	一八〇	小学校日誌ニヨル、晴曇ハ日曇、曇雨ハ雨、小雪モ雪ナ
曇	七七	九九	九八	八四	二一	八五	九三	
雨	八四	八八	八八	八八	八一	八二	八四	
雪	六	八	七	三	九	二	一	

五、降雪について

前述の如く、本村は降水少き故、冬期の長い割合に降雪は少い。雪の消える事が遅く、一度降つた雪は仲々消えぬ爲、白雪を見る日数は相当多いが、雪の降る日と言ふものは教馬く程少い。

年 度	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年	昭 和 八 年	昭 和 九 年	昭 和 十 年	平 均
初雪月日	十二月三日	十二月三日	十二月八日	十二月十七日	十二月十六日	十二月十日	
十一月	二	三	一	一	〇	六	二・三
一月	三	二	一	一	六	八	四・三
二月	六	三	三	二	二	五	三・五
三月	〇	一	〇	三	〇	二	一
計	二	七	七	二	八	二	二
最終降雪	二月二十四日	三月十九日	二月二十六日	三月十五日	二月六日	三月九日	

これと他の地方の平均降雪日数と対照するに

本村	十一日	御嵩	十五日
岐阜	二十五日	中津	十八日
八幡	三十二日	岩村	二十七日

最深降雪について

昭和十一年一月十六日頃より降り初め二月四日頃迄に、しばしく大降雪を来し、全国的に數十年来の記録的大雪を齎した。

本村も従つて記録的大雪を見、新聞等には、本村積雪量を七十五糎と報じた。小學校附近は村内比較的積雪量少き所ではあるが

一月十六日 一回で 二十七糎
二月一日が最深で 四十五糎であつた。

第三章

第一節 本村の政治——自治

在藩當時の 庄屋組頭時代に端を発し、次いで戸長副戸長の設置となり、戸長役場をおき、郡長監督の下に村政を行ひしが、明治拾七年五ヶ村の聯合役場となり、明治二十二年に飯地村河合村の組合役場となり、三〇年郡制施行により河合村と分離し、こゝに本村独立となつて今日に至る。

飯地村	舊村名	所轄
苗木藩	藩縣ニ治	藩縣
苗木縣	廢藩置縣	縣
三山区	自明治六年	至明治十二年
飯地村	自明治十二年	至明治二十二年
飯地村	新町村施行	三十七年
飯地村	現町村制施行	

▲印役場所所在地

2. 明治維新前の政治沿革

本村は江戸時代の初期は苗木藩に属していた。當時の石高を示せば

所	領	太閤檢地	石見檢地	美濃口郷村
遠山美濃守	天正檢地高	元和郷帳	高附帳	
	五二八〇四六石	四八六五石	四八六五石	

當時代の年貢法

徳川時代の年貢賦課方法は大体において村の石高を定め之を基にして大略五公五民の税率で米を以て上納してゐた。参考考に天正以来の石盛表を掲げて見ると

上田	中田	下田	下下田	新田	上畑	中畑	下下畑	下畑	新畑	屋敷
一三	一七	九	一	九	九	八	一	七	七	一三

檢地の方法

前表の様に分類して地積を計り、之に各等檢定して收穫率(二段歩について若干の盛高同を乗じて石高を乗じて石高を定め之に取箇(免)歩合を乗じたものが其の土地の租であります。

苗木領は専ら檢見取の方法によりまして、秋の收穫期に領主の會計係を出張させて一々實地檢見を行つて免を定め其の二割増を以て收納高として金納をした。納高は不詳ですが百餘石とあります。穀納の方法は江戸米と云つて今の八百津地方へ廻送して江戸に納め其の他は苗木へ前方法で納めた。

明治五年の調べでは

田畑宅地の計、七六七町、穀高 六四一八石、納上高 一一五一石

職制：庄屋、組頭

在藩當時は庄屋(名主)組頭(年寄)をおいて一般の事務を扱ふ。庄屋は今の村長に當り一村の統轄者で公務を総理した。一般に世襲職であるが、組頭は数年で交迭したが其の役目は庄屋の助け役で相談にあずかり村民の権利を代表して村費其の他の割付、配當の際には必ず立ち合つた。

3. 明治の新制

前にものべた様に本村は明治四年七月迄は苗木藩に属してゐたが、大政復古により朝廷政をおとりになつて同年十一月ニ日廢藩置縣の結果、苗木縣下の分官にあつたが更に諸縣を廢し、新に岐阜縣をおき(初代縣令長谷部惣連)翌五年五月従来の庄屋組頭を廢して戸長副戸長をおくことになつた。

本村独立

明治三年郡制施行により、再び町村の廢合が行はれ河合村は恵那郡笠置村に編入し、本村独立となつて今日に至る。本郡ニセ、町村

町村役場 職員

村長

村長は村会で公民中三〇才以上の選挙権を有する規定であつたが四十四年町村制の改正によつて年齢の制限を省きました。

助役

助役も當初は選挙であつたが四十四年の改正に

よつて町村長の推薦によつて町村會が定む。
助役は町村長の代理者

収入役會計事務を掌る、町村長の推薦町村會定む。

書記

町村長の任命に係り、町村長指揮の下に庶政を掌る

租税

租税は地價に對する定率納額を土地所有者より戸長が徵收して其の筋に(金納)納付し現今の様形式となつた。

郡役所 戸長役場

明治十一年七月郡区町村編制法公布がせられまし
て縣の下に郡町村に分れ郡に郡長をおき町村には
戸長役場を設けることとなつたので本縣は十二年
二月十八日郡治分劃が定められ翌日戸長をおき郡
長の指揮監督の下に村政を行ひ郡町村の独立とな
つた。本郡は郡役所を太田町(現)に開き同月十五日
天野景昌郡長に就任三月十五日開庁の運びとなつ
た。十三年五月区町村會法の公布此に町村自治の端

を開幕しが今十七年九月従前の戸長役場を廢し町
 村會の規則により聯合町村會又は各町村會で町村
 費を議決しました。一役場を潮南におき潮南飯地河合南片
 福地の聯合村であつた、此の時郡内二十三役場
 町村役場の起り。
 八十六村

明治二十一年四月町村制の公布があつて、隣保團結
 の舊性を尊重し、地方共同の利益幸福を發達させ
 様々の有難い思召で各村の資力地勢を考へ二十二
 町村の分合改稱を行ひ七月一日飯地河合の組合
 場を設け自治団体となり公共の事務は官の監督を
 けて所謂町村自治制を得ました。同時に村長助役
 遷任して自治体の執行機関となつた。
 此の時郡内五十六村 二五役場

村會は町村の議決機関で明治二十二年四月本縣布達
 を以て町村會規則及町村會議員選舉手續が定まつ
 て同年六月始めて町村會を發會しました。
 方法は同年制定の公民によつて選舉せられた。任期
 も色々であつたが明治四拾四年の町村制施行によ
 り議員の任期四年の現制となつた。
 郡會
 明治三十拾年七月郡制施行され依て郡會議員の選舉
 を行ひ第一回臨時加茂郡會を開會した。本村出身議
 員左の如し。

一期	三〇、六九	二期	三三、六九	三期	四〇、九九	四期	四四、九九	五期	四四、九九	六期	五〇、九九
	柘植豊太郎		文告重紀		柘植豊次郎		田中誠資		文告光儀		柘植鏡三郎

田口時五郎

印 補文當選者

参考 郡制廢止 (十二年) 郡長廢止 (大正十五年)

現 縣會議員 昭和十年九月二〇日普選第三回

藤井紳一(民) 黒川村

加藤春幸(政) 八百津町

井上木十郎(政) 井深村

現 衆議員 昭和三十二年二月執行(第三区)

二六八七五 牧野良三(政再) 縣下黨別(十二=衆議投票)

二〇六七八 日比野民平(民新) 民... 一〇七五八七人

二〇五三三 古屋慶隆(民再) 政... 一〇七四〇五人

有権者	縣	加茂	三	区一本	村	多	考
二六、七〇、四〇	一七、六四、二	一〇、五二、三	三三二				

明治四年以来の戸長村長一覽

職名	在任	氏名	事務所	摘要
戸長	明治四年	各務 源吉	氏子帳(初案)	(戸籍帳上り了)
"	"	伊東 五郎左衛門	内見帳製	地租改正の初め
"	"	交告 近三郎	"	"
"	"	交告 喜八	勤務三月	"
"	"	田中 竹三郎	自皂	地租改正
"	"	交告 吾市	"	地券証授與中
"	"	交告 近三郎	"	復仕
"	"	伊東 浦三	"	甲下小中学校新築中
"	"	安部 敬儀	潮南	五ヶ村聯合役場
"	"	田中 竹三郎	五輪	新村制施行、領地可令
村長	至自	柘植 豊次郎	"	震災

三、最近六年犯罪調

件数ハ一人一件トシテ計上ス

種類/年度	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和拾年	昭和十一年六月
賭博	1	3件	5件			5件
狩獵違反	1	2件				2件
選舉違反	1		5件			
工場法違反	1		1件			
傷害罪	1					
詐欺	1					
横領	1					2件
失火	1					1件
其他	1					
計	0	5	1	2	1	10

五、司法及び刑事警察、警察機關、
 地方裁判所管下ト司法刑事機關トシテ本村關係御出高に裁判所
 本村署 御出高署
 中津 多見
 岩村

五、本村ノ條例

一、公告式條例

第一條 本村條例規則其他公告本村役場ノ揭示場ニ
 揭示スルコト以テ公告式トス

第二條 本村條例規則其他ノ公告ニシテ施行ヲ要スルモノハ
 揭示ノ日ヨリ起算シ五日ヲ経テ之ヲ施行ス

第三條 本村條例規則其他ノ公告ハ總テ揭示ノ年月日
 ヲ記入シ本村長又ハ其代理者之ニ署名ス

二、諸收入督促手数料徴收條例

第一條 本村稅課ノ但諸收入金ヲ其ノ納期内ニ納メサル
 者ニ對シ督促ヲ爲ストキハ本條例ニヨリ督促手数料
 ヲ徴收ス

第二條 督促手数料ハ督促狀一通ニ付金拾五錢トス

第三條

本村役場ヨリ一里以上ノ他町村ニ在ル帶納者ニ
對シテハ前項手数料ノ外脚夫ヲ以テスル場合ハ其
里數ニ依リ一里毎ニ金參拾五錢 郵便ヲ以テス
ル場合ハ其ノ實費ヲ增手数料トシテ徴收ス
督促手数料ハ帶納金ト同時ニ之ヲ徴收ス

三 小學校基本財産蓄積條例

第一條

本村ハ本條例ノ規定ヨリ大正拾三年度ヨリ三〇
ケ年間小學校ノ基本財産ヲ蓄積ス

第二條

基本財産トシテ蓄積スベキモノ左ノ如シ
一 小學校基本財産ヨリ生ズル收入
二 教育ニ関スル費途指定ナキ寄附金

第三條

前條ノ外一ケ年度金三〇円宛一般收入ヲ以テ蓄積
ス但制限外課税又ハ時別税ノ新設若クハ増額ヲ
爲ス場合ニ於テハ課税以外ノ收入ヲ以テ補充シ得
ル限度以内ニ止ムルモノトス

第四條

非常ノ凶歳ニ遭遇シタルトキハ其ノ年度ニ限り又ハ公債
ヲ起シタルトキハ其ノ償還ヲ了スルモテハ村會ノ議決ヲ經
テ第二條及第三條ノ蓄積ヲ停止スルコトヲ得 此
場合ニ於テハ其ノ停止年數ニ依リ第一條ノ蓄積年數
延長ス

第五條

基本財産ノ收入收支ノ精算ノ要項ハ毎翌年度
ニ於テ之ヲ村內公告スベシ

四 手當金給與條例 (明治三十四年五月告示)

第一條

本村名譽職及有給吏員ニシテ傳染病予防救治
ニ從事シ左ノ事項ノ一ニ該ルトキハ手當金ヲ給與ス

一 傳染病予防救治ニ精勵シタル者
 二 〃〃〃〃ノ爲病毒ニ感染シタル者
 三 〃〃〃〃ニテ死亡シタル者

若クハ治療ニシテトキ

第二條

手當金ヲ分テ左ノ四種トス。

第三條

一 慰勞金 二 療治料 三 扶助料 四 吊祭料
 慰勞金ハ傳染病予防救治ニ爲患者ニ接シ其職務ニ精勵シタル者ニ限病毒撲滅ノ時期ヲ待テ之ヲ給ス其額ハ金拾円以内トス。

第四條

療治料ハ職務ノ爲傳染病ニ罹リタル者ニ之ヲ給ス療治料ハ癸病ノ日ヨリ始テ瘥ノ日迄一日金拾五円若クハ病院入院料ノ実費額ヲ給ス

第五條

扶助料ハ職務ノ爲傳染病ニ罹リ死亡シタル者遺族又ハ治瘥シタル者ニ給ス扶助料ヲ分テ二等トシ其ノ一死亡者ノ遺族ニハ一等額其ノ治瘥シタルモノニハ二等額ヲ給ス

一等報酬

若クハ給料年額ノモハ其十二分ノ十月額ノ

二等報酬

若クハ給料年額ノモハ其十二分ノ三月額ノ

第六條

吊祭料ハ職務ノ爲傳染病ニ罹リ死亡シタルモノ遺族ニ給ス其額ハ報酬若クハ給料年額ノモハ其十二分ノ二月額ニモハ六月分日額ノモハ六十日分

第七條

第三條ノ慰勞金給與額及無報酬名譽職吏員ニ支給ス可キ手當金額ハ左ノ範圍ニ於テ其都

第八條

度村會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム
 扶助料ハ第五條第二項ヲ適用ス
 臺等 拾円以上參拾円以下
 貳〃 五円以上拾五円以下
 吊祭料 五円以上拾円以下
 但第六條但書ヲ適用ス
 本例ニヨリ一時給與金ヲ支給ヲ受クル遺族ノ順位
 次ノ如シ
 一 官勞 婦 二 孤兒
 孤兒ハ家名統襲者ニ給與ス若シ戸主ニ非サル者
 ノ孤兒ニ在リテハ長子ニ給ス其統襲者及長子死
 亡シトキハ順次年少者ニ轉給ス但シ數子アルトキハ
 男子ヲ先ニ女子ヲ後ニス
 三 父 四 母 五 祖父 六 祖母
 七 同ノ籍内ナル年未滿又ハ一疾 疾 不具ニシテ主在者ホ

第九條

ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹
 本例ノ手當金ハ職務ニ基因シタル確證アルニ非レバ
 給與セス

五、一時給與金條例

明治三六年八月告示

第一條

本村有給吏員ニシテ退職若クハ死亡シタル時ハ本
 條例ノ規定ニ依リ退職給與金若クハ死亡給與金
 ヲ給ス但左ニ掲ケル事項ノ一ニ該ルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 一 六十才未滿ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ
 二 徵戒裁判ニ依リ解職セラレタルトキ但シ自己ノ所爲
 ニ非ラズニテ職務ヲ執ルニ堪ハサルが爲解職セラレタル
 場合ハ此ノ限ニアラス

三、隨時解職ニ得ベキ有給吏員ニシテ不都合ノ所

爲アリタルが爲解職セラレタルトキ

四、犯罪ニ依リ失職シタルトキ

第二條

五、職ニ就キタル為公民タルノ叔ヲ得バキ職務ニ在ル者ニシテ公民罰奪若クハ停止ヲ附加スルハ重罪輕罪ノ為公判ニ付セラレタルガ為解職ニ付トキ但後ニ免訴若クハ無罪ノ言渡アリタル場合又ハ有罪ノ宣告セラルモ禁錮以上ノ刑ニ該ラル場合此ノ限リニ在ラス

六、本村ヨリ退隱料ヲ受クルトキ有給吏員退職シタルトハ左ノ區別ニヨリ計算シタル金額ヲ支給ス

一、在職滿一年以上ノモハ給料月額ノ十分ノ五ヲ在職年數ニ乘ジタル金額

二、在職中公務ノタメ疾病又ハ傷疾ヲ受ケ不具廢疾ト為リ其職ニ堪ハサルニ因ルモハ給料月額三分ノ分

第三條

一、第一号ニ該當スル者第二ノ事由ニ依ルトキハ又ノ号ニ準ジ計算シテ之ヲ併合シタル金額

二、有給吏員在職中死亡シタルトキハ左ノ區別ニ依リ計算シタル金額ヲ其遺族ニ給ス若シ遺族アキトモハ死亡者ノ葬儀ヲ擔任スルモノニ給ス

一、在職中一年未滿ノモノハ給料月額一ヶ月分

二、在職滿一年以上ノ者ハ前号ノ金額ニ第二條第一号ニ準ジ計算シタル金額十分ノ一ヲ増シタル金額

三、公務ノ為疾病又ハ傷疾ヲ受ケ死亡シタル者ハ前号各号ニ準ジ計算シタル金額ニ給料月額三ヶ月分ヲ増シタル金額

第四條
第五條

遺族ノ順位ハ官吏遺族扶助料法ノ規定ニ依ル在職年數ハ認可若クハ任用ノ月ヨリ起算シ退職若クハ死亡ノ月ヨリ以テ終ルモノトス

第六條

給料月額ハ退職若クハ死亡ノ現時ニ依リ年給ニ在
リテハ其十二分ノ一日給ニ在リテハ其三〇日分トス
退職給與金若クハ死亡給與金ハ退職又ハ死亡ノ日
ヨリ四〇日以内ニ之ヲ給ス但第一條第五号但書ノ
場合ニ於テハ其裁判確定ノ日ヨリ四〇日以内ニ之ヲ
給ス

六基本財産蓄積條例

大正五年十二月告示

第一條

本村ハ本條例ノ規定ニヨリ基本財産ヲ蓄積ス
基本財産トシテ蓄積スヘキモノ左ノ如シ

第二條

基本財産ヨリ生スル收入ノ内金壹百円也
費途指定ナキ寄附金

一

前各号ノ外一般收入ヨリ金五〇円

臨時多額ノ費用ヲ要シ村民ノ負擔過重ナルトキ

第三條

或ハ制限内課税又ハ特別税ノ新設若クハ増額ノ
爲ス場合ニ於テハ前項第三号ノ蓄積金ハ課税
以外ノ收入ヨリ口税徴收法ニ依リ收入スル交附金
及特ニ費途ヲ定メタル收入ヲ控除シタル剩額ヨリ蓄
積シ得ル限度ニ止ルモノトス

非常ノ凶歳ニ遭遇シタルトキハ其ノ年度ニ限リ又公債
ヲ起シタルトキハ其償還ヲ了スルマテノ間村会ノ議決ヲ
經テ前條ノ蓄積ヲ停止スルコトヲ得

第四條

基本財産ノ收支精算ノ要領ハ每翌年度ニ於
テ之ヲ村内ニ公生ロスヘシ

七手数料徴收條例

大正十五年三月告示

第一條

本村ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴收ス
手数料ヲ徴收スヘキ事件ノ種類及金額左ノ如シ

第二條

租税公課ニ關スル証明 一件ニ付 拾五錢

- 一 土地建物所有証明
- 二 清算産所有証明
- 三 鑛業所有証明
- 四 營業職業者所有証明
- 五 法人所有証明
- 六 本籍住所居住所有証明
- 七 族稱身分氏名年齢所有証明
- 八 在學修業者所有証明
- 九 兵役所有証明
- 十 在學修業者所有証明
- 十一 兵役所有証明
- 十二 在學修業者所有証明
- 十三 兵役所有証明
- 十四 在學修業者所有証明
- 十五 兵役所有証明
- 十六 在學修業者所有証明
- 十七 兵役所有証明
- 十八 在學修業者所有証明
- 十九 兵役所有証明
- 二十 在學修業者所有証明
- 二十一 兵役所有証明
- 二十二 在學修業者所有証明
- 二十三 兵役所有証明
- 二十四 在學修業者所有証明
- 二十五 兵役所有証明
- 二十六 在學修業者所有証明
- 二十七 兵役所有証明
- 二十八 在學修業者所有証明
- 二十九 兵役所有証明
- 三十 在學修業者所有証明
- 三十一 兵役所有証明
- 三十二 在學修業者所有証明
- 三十三 兵役所有証明
- 三十四 在學修業者所有証明
- 三十五 兵役所有証明
- 三十六 在學修業者所有証明
- 三十七 兵役所有証明
- 三十八 在學修業者所有証明
- 三十九 兵役所有証明
- 四十 在學修業者所有証明
- 四十一 兵役所有証明
- 四十二 在學修業者所有証明
- 四十三 兵役所有証明
- 四十四 在學修業者所有証明
- 四十五 兵役所有証明
- 四十六 在學修業者所有証明
- 四十七 兵役所有証明
- 四十八 在學修業者所有証明
- 四十九 兵役所有証明
- 五十 在學修業者所有証明
- 五十一 兵役所有証明
- 五十二 在學修業者所有証明
- 五十三 兵役所有証明
- 五十四 在學修業者所有証明
- 五十五 兵役所有証明
- 五十六 在學修業者所有証明
- 五十七 兵役所有証明
- 五十八 在學修業者所有証明
- 五十九 兵役所有証明
- 六十 在學修業者所有証明
- 六十一 兵役所有証明
- 六十二 在學修業者所有証明
- 六十三 兵役所有証明
- 六十四 在學修業者所有証明
- 六十五 兵役所有証明
- 六十六 在學修業者所有証明
- 六十七 兵役所有証明
- 六十八 在學修業者所有証明
- 六十九 兵役所有証明
- 七十 在學修業者所有証明
- 七十一 兵役所有証明
- 七十二 在學修業者所有証明
- 七十三 兵役所有証明
- 七十四 在學修業者所有証明
- 七十五 兵役所有証明
- 七十六 在學修業者所有証明
- 七十七 兵役所有証明
- 七十八 在學修業者所有証明
- 七十九 兵役所有証明
- 八十 在學修業者所有証明
- 八十一 兵役所有証明
- 八十二 在學修業者所有証明
- 八十三 兵役所有証明
- 八十四 在學修業者所有証明
- 八十五 兵役所有証明
- 八十六 在學修業者所有証明
- 八十七 兵役所有証明
- 八十八 在學修業者所有証明
- 八十九 兵役所有証明
- 九十 在學修業者所有証明
- 九十一 兵役所有証明
- 九十二 在學修業者所有証明
- 九十三 兵役所有証明
- 九十四 在學修業者所有証明
- 九十五 兵役所有証明
- 九十六 在學修業者所有証明
- 九十七 兵役所有証明
- 九十八 在學修業者所有証明
- 九十九 兵役所有証明
- 一百 在學修業者所有証明

三四、公簿公文書圖面印鑑簿、閱覽 一回金拾五兩
 三五、公簿公文書圖面、謄本抄本、交付 一件 貳拾兩
 第三條 前條第一項第三号乃至三十二号中、事項ヲ一括シテ一通ノ
 証明書ヲ作成スル場合ハ、紙數一枚ヲ以テ一件トシ一枚ヲ增
 減ニシテ金拾兩ヲ加フ
 第四條 手数料ハ証明又ハ謄本抄本、閱覽ノ申請ト
 同時ニ之ヲ徴收ス

第五條 現ニ公費ヲ以テ救助ヲ受ケ居ル者、若クハ救助ヲ受ケルニ要
 スル者又ハ村長ニ於テ納付ノ義務カナシト認メタル者ニ限
 手数料ヲ徴收セズ
 特別税、戸數割條例
 第一條 戸數割ハ本村内ニ於テ一戸ヲ構スル者一戸ヲ構ハサルモ獨立
 ノ生計ヲ営ム者ニ之ヲ賦課ス
 第二條 戸數割ハ四月一日ヲ賦課期日トシ、其ノ日ノ現在ニシテ賦

課入賦課期後納稅義務ノ發生ニタル者ニ對シテハ其
 發生ニタル日ヲ以テ賦課期トス
 戶數割ハ左ノ期限ニ依リ毎期年額ノ四分一ヲ徵收ス
 第一期 其ノ年 六月三十日限
 第二期 〃 〃 〃 八月三十日限
 第三期 〃 〃 〃 十月三十日限
 第四期 翌年 二月二十八日限
 隨處時賦課ニシテ前項ニ依リ難ク徵收期限ハ村長ニ
 可定ム

第三條 戶數割追加税ノ賦課期日及徵收期限ハ其
 時々別ニ之ヲ定ム

第三條

戶數割追加税ノ賦課期日及徵收期限ハ其時々別ニ
 之ヲ定ム

第四條

大正指五年法律第二十號ノ第五條ニ規定スル納稅義
 務者ノ所得額ニ依リ治貝力ヲ算定シテ賦課スヘキ額ハ戶
 數割總額ノ指分ノ六分一ニ依リ治貝力ヲ算定
 シテ賦課スヘキ額ハ戶數割總額ノ指分ノ四
 分一ニ依リ者ハ戶數割ヲ賦課セズ
 實困ニ依リ生活ノ爲公費ノ扶助ヲ受ケル者

第五條

戶數割納稅義務者ハ毎年四月二十日限治貝力ヲ算
 定ノ標準ニ依リ所得額ヲ村長ニ申告スベシ
 其年四月二十日以後ニ於テ新ニ納稅義務ノ發生ニタル者
 ハ納稅義務發生ノ日ヨリ二十日以内ニ前項ノ申告ヲナスヘシ

第六條

前條ノ所得額申告書ハ細則ノ定ムル所
 ノ種類及金額等ヲ詳記スヘシ

第七條

大正十五年十月內務大臣省令地方稅商法法律施
 行規則第二十四條ノ規定ニ依リ控除金額ハ左ノ通トス

第八條

一 所得十円以下ナルトキ

年額十圓未満若クハ六十圓以上ノ者又ハ不具癡疾者
ヲ含ム人ニ付 金五拾円

二 所得二十円以下ナルトキ

金 上 金 拾五円

三 所得三十円以下ナルトキ

金 上 金 拾五円

第九條

前條ノ規定ニ言控除ヲ要セトスル者ハ前條ノ申出ニ
ト同時ニ細則ノ定ル所ニ依リ其ノ申清書ヲ村長ニ
提出スヘシ

第十條

村長ニ於テ必要アリト認ムル者ハ前條ノ申請者ニ付シテ
所轄ノ謄本若クハ抄本又ハ醫師診斷書其ノ他
必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十一條

詐欺其他不正行爲ニ依リ戶數割ノ逋脱ニシタル者
ニ村会ノ議決ニ依リ逋脱シタル金額ノ三倍ニ相當
スル金額以下ノ過料ヲ科ス
故意ニ第六條ノ申告ヲ爲サル者ニ村会ノ議決
ニ依リ五円以下ノ科料ヲ科スルコトアルヘシ
村長ハ村会ノ議決ヲ經テ本條例施行ノ爲ニ必要ナ
ル細則ヲ設クルコトヲ得

附則

九 餘地村 本條例ハ昭和二年ノ度ヨリ適用ス

第一章

第一條

吏員ノ報酬額及給料額ハ第一号表ニ依リ村長
之ヲ定ム但村長ノ報酬額又ハ給料額ハ村会ノ議
決ニ依リ之ヲ定ム

第二條

報酬又ハ給料中ノ年額ノモノハ十二分ニ毎月之ヲ支給ス
但年額指円未満ノモノハ其年度最終ノ月ニ於テ支

給エルトヲ得

第三條

報酬又ハ給料ハ新任ノ場合ニ於テハ就職又ハ発令ノ翌日ヨリ増給又ハ減給ノ場合ニ於テハ決定又ハ発令ノ翌日ヨリ日割計算ヲ以テ支給ス

第四條

退職、失職又ハ死亡シタルトキハ報酬又ハ給料ノ當月分金額ヲ支給ス但刑事裁判ニ依リ失職又ハ懲戒處分ニ依リテ解職セラレタルモノハ報酬又ハ給料ハ日割計算ヲ以テ其ノ當月分迄支給ス

第五條

陸海軍ニ召集セラレタルトキハ其ノ間報酬又ハ給料ノ支給ヲ停止ス但陸軍給與會又ハ海軍給與會ニ依リ要否俸給又ハ給料ノ額其ノ報酬又ハ給料額ヨリ官后少ナクハ其ノ差額ニテ支給ス

第六條

退職又ハ失職後其ノ當月中ニ於テ再就職シタル者ノ其ノ月ノ報酬又ハ給料ハ之ヲ支給セズ但報酬又ハ給料ガ前職ノ報酬又ハ給料ヨリ多額トキハ其ノ差額額ニテ支給ス

第七條

退職又ハ失職シタルモノヲ以テ職務執行ノ特ニ事務ニ従事セシメタルトキハ仍従前ノ報酬又ハ給料ニ相當ノ手当ヲ給與スルノ日迄日割計算ヲ以テ支給ス但退職又ハ失職ノ際報酬又ハ給料ノ金額ヲ支給ス者ニ付テハ其ノ當月中ノ手当田ヲ支給セズ

第八條

病氣ノ爲引續キ職務セラルト元日ヲ起スルトキ及私事ノ故障ニ依リ引續キ職務セラルト三日ヲ起スルトキハ報酬又ハ給料ノ半減コトス但公務ノ爲傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ又ハ眼心ヲ受ケル者ハ此ノ限りニ在ラズ前項ノ場合ニ於テ病氣ト私事故障ト連続スルトキハ之ヲ通算セズ

第九條

報酬又ハ給料ハ毎月二十日之ヲ支給ス但休日ニ當田ルキハ順延トス
退職、失職又ハ死亡ノトキニ於テハ報酬又ハ給料ハ其別項ノ規定ニ拘リ其實際支給ス

第一項ノ期日後増給ノ者ハ當田月ニ居ルニ付廿一月末迄ニ支給之減給又ハ第四條第一項但書ニ該當田ル者ハ當田月過渡ニ居ルニ付其ノ月末迄ニ還付セリ

第十條

日給ハ其勤務日數ニ依リ前月二十日ヨリ當田月二十日迄ノ令ヲ其ノ月二十日ニ支給ス但休日ニ當田ルキハ順延トス
休日ハ勤務日數ニ算入ス但休日ノ前日及翌日其缺勤セラルトキハ此ノ限ニ在ラス

公務ノ爲傷疾ニ付又ハ疾病ニ罹リタル者ノ休養期間ハ其勤務日數ニ算入ス

第十一條

日割計算ハ其ノ現日數ニ依ル

第二章 費用辨償及旅費

第十二條

吏員村會議員、選舉立會人及出納立會人ノ費用辨償額又ハ旅費額ハ第二號表ニ記シ費用辨償及旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、宿泊料及日當田、五種又ハ日額トス

第十三條

鐵道旅行ニ鐵道賃、水路旅行ニ船賃、陸路旅行ニ車馬賃任便ヲ支給ス

第十四條

宿泊料ハ夜數ニ依リ之ヲ支給ス日額ハ日數ニ依リ之ヲ支給ス

第十五條

旅行日數ハ出張地ニ於テ止滯在日數及已得得ナル事由ノ爲要ニ付日數ヲ除ク外鐵道旅行ハ三百三十料、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十二里付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルトキ得ス但一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

第十六條

陸路六里未滿、鐵道七十八料未滿、又ハ水路三

海里未滿、旅行ニ在リテハ公務ノ都合ヨリ泊止シタル場合ヲ除ク、外莫ク支給スヘキ日當ハ定額ノ半額トシ、旅行ニシテ陸路、鉄道、水路ニ亙ルトキハ、鉄道ハ十三料、水路ハ五海里ヲ以テ一里ト看做ス

第十七條

鉄道賃、船賃又ハ車馬賃ハ各其ノ路程ヲ通算シテ之ヲ支給ス、但シ定額ヲ田老ニスルモノニ付テハ各別ニ之ヲ計算ス、通常一料、一海里又ハ一里未滿、端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

第十八條

旅行中退職、失職又ハ死亡シタル者ニ付テハ其ノ旅行先ヨリ前任地ニ至ル前職ノ費用、辦償又ハ旅費ニ相當スル金額ヲ支給ス、但シ刑事裁判ニ依リ失職シ又ハ懲戒處分ニ依リ解職セラレタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十九條

村内、旅行ニ付シテ車馬賃ヲ支給セス日當ニ限リ、縣内旅行定額ノ半額ヲ支給ス

第二十條

費用辦償及旅費、支給ニ關シ、縣内、縣外ヲ區別スル場合ニ於テハ、縣内旅行、爲縣外ヲ通過アルモノ之ヲ縣内旅行トシ、縣外旅行、爲縣内ヲ通過スルモノトアルモ、縣外旅行トス

第三十五條

雜則

第三條 在職中死亡シタル者ニ付シテ諸給與ハ其ノ遺族ニ支給ス、遺族ノ順位ハ恩給法ニ定ムル所ニシテ

第 卅五号表 甲

職名	給額	學務委員	年額
村長	年額金三六〇円以内	諸稅監督委員	一二月以内
助役	金一三〇円以内		二五月以内
收入役	月額金五〇円以内	書記	月額四五月以内

此の外免租地：保安林 一一八三町官有地：一〇五坪
所有別一臨見

村有林：五九四(台帳)実測七四〇町
社：一六八
私：七三九七
計：一三三四六町

民有所有者別土地調
(昭和九年十二月末現)

△ 將來開墾可能面積
山林：一六八〇反

計	合	山林	宅地	畑	田	町
坪數	二八〇〇	一八八	一〇	二七三	六五五	九四四
地租	一一一七	一三〇〇	七	一六	四一	六〇
反別	一三九八	三三三	七	一六	四一	六〇
反別	一三九八	三三三	七	一六	四一	六〇
坪數	二八〇〇	一八八	一〇	二七三	六五五	九四四
地租	一一一七	一三〇〇	七	一六	四一	六〇
反別	一三九八	三三三	七	一六	四一	六〇
反別	一三九八	三三三	七	一六	四一	六〇

土地賣買價格田一段步當賣買價及地價

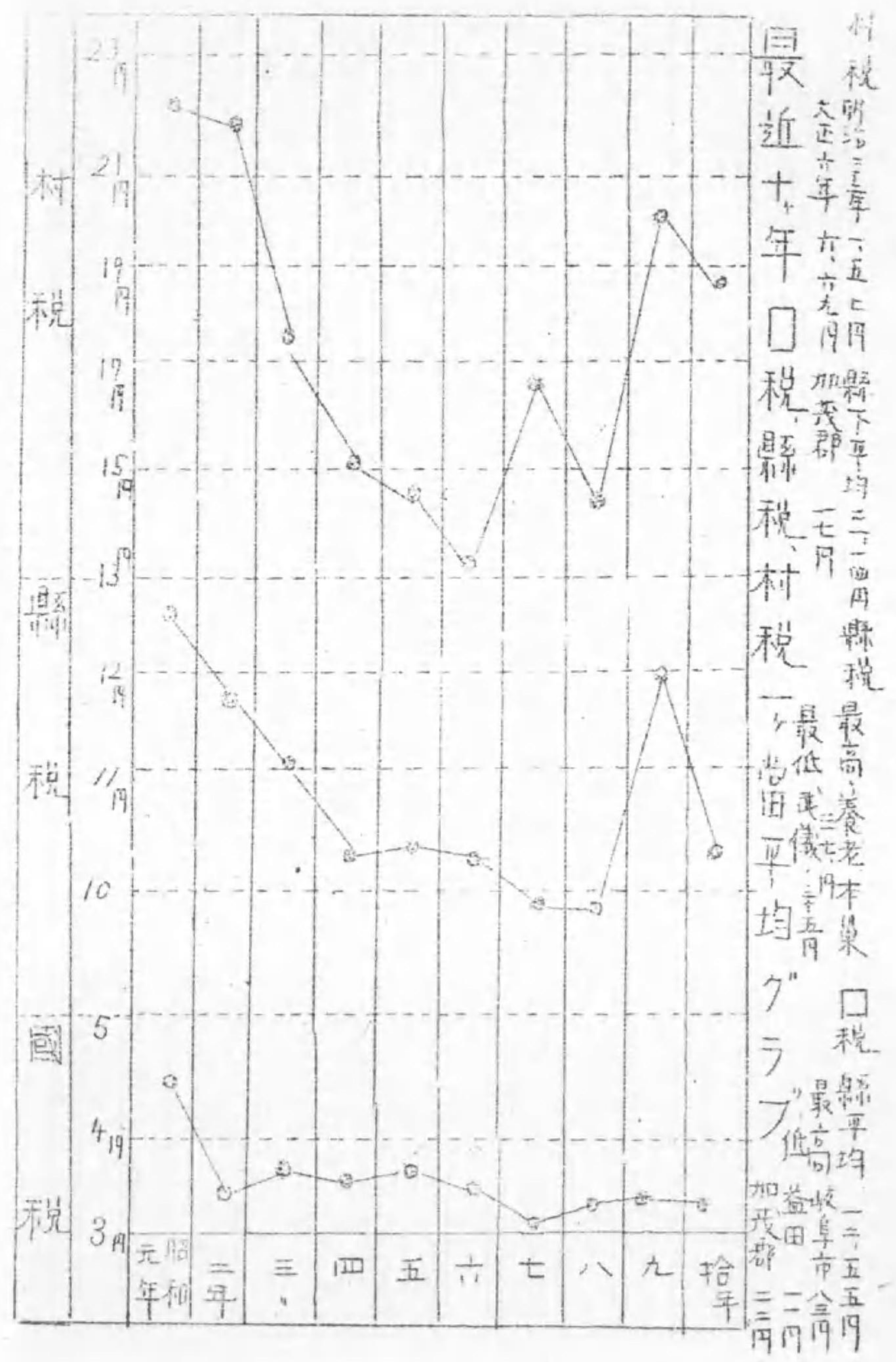
上下別	地目	上	中	下
宅地	六〇〇	四〇〇	三〇〇	
田	六〇〇	四〇〇	二〇〇	
畑	二〇〇	一〇〇	六〇	
山林	四〇	二五	一〇	
原野	三〇	二〇	一〇	

三村有財產調 (昭和九年現) B

種別	數量	額面	見積高	一年後收益	管理方法
山學社債	一〇〇	一〇〇	五	農工債券額面一〇〇円	金庫保管
本財現金	四〇五	四〇五	一三	信用組合	
特別罹災	六六六	三五			
會計窮民	三五	一〇九			
就學	一	三一坪			
公用建物	三一坪	二八〇〇			
合計		一七九六八円			

最近の納税成績

年度	七年度	八年度	九年度	拾年度
年度	七年度	八年度	九年度	拾年度
調定額	七九二、八八八	七九二、二〇〇	八六五、五一〇	九四三、八二二
納期内収入	七九二、八八八	六九九、六六二	八四九、二二一	七八九、九二二
同百延	一〇〇	八八	九八	八三
督促状	一	九二五八	一六三〇	一
前収入	一	一	一	一
滞納額	一	一	一	一五七、二〇〇
備考				所得税、及出資等 税、不納税
村	三五四、〇〇〇	三五〇、〇一七	七五	三五九、〇〇〇
税	二九七、七三三	二六五、八二四	八九	二六八、一三〇
七年度	二五九、五三三	二七〇、五二四	八九	二〇八、九二二
八年度	二七〇、五二四	二八〇、八八一	九一	二〇八、九二二
九年度	二七〇、五二四	二八〇、八八一	九一	二〇八、九二二
拾年度	二九七、七三三	二六五、八二四	八九	二〇八、九二二



八年度	四六八〇・八	三六七九・一〇	七八	四四一・〇〇	四六五・九八
九年度	五二五七・九	三七二一・六六	七一	八一九・九四	六九三・一三
十年度	五七九〇・〇	四三二二・七四	八〇	三一八・二二	五七二・六六
十一年度					十一年三月十五日現

村税額及課率表

種別	年度	昭和四年度		昭和七年度		昭和八年度	
		税額	課率	税額	課率	税額	課率
地租附加税		四七二	〇・四六	四三〇	〇・四六	四一九	〇・四六
特別地租		三五八	〇・三六	三一七	〇・三六	三二一	〇・三六
營業收益税		五〇	〇・六	二五	〇・六	二六	〇・六
家屋税		三五〇	〇・五	二八九	〇・五	二九二	〇・五
營業業税		七〇	〇・八	四〇	〇・九	五四	〇・九
雑種税		二四八	〇・八	二四二	〇・八	二六七	〇・八
特別税		二九二	〇・五	二〇〇	〇・五	三二〇	〇・五
合計		一、四一七		一、三二二		一、三二二	

本村歳入(決算)

科目	年度	大正六年	昭和元年	昭和三年	昭和五年	昭和九年
財産生ズル收入		二五二・三六	一四一・六四	二七〇・〇〇	三六九・〇〇	三六三・八四
使用料及手数料		一一〇・五	五三・九五	四一・〇〇	七〇・〇〇	七四・五五
交附金		一一七・四六	一四七・七一	一一一・〇〇	二一九・〇〇	三二一・九二
口庫下渡金		部下三渡金	一九二・八〇	二八八・三〇	二八三・四〇	二七〇・九六
補助金		一〇	三七・一九	一〇・九〇	九四・五〇	三二四・五四
寄附金				一五・九	二一・〇〇	一六九・五四
繰入金		二二	二八・七六	三八・八三	九三・三〇	一三五・八八
財産賣却						三〇九・二三
其の他						一五・一七
雑收入		一五	六七・九八	三三〇・〇〇	一六六・〇〇	
村税		一、四一五・七四	五七〇・一七	四四七・〇〇	三七六・五〇	四五四〇・一一

内戸数割	三二五六六	四三一六四〇	二九二二	二二〇〇〇〇	二九九〇四一
地租附加	二五八九九	六五四三三	四七二七〇	四七二六八	三七六四五
特別地租附	一	一七八六六	三五八〇〇	三七一四五	二六一六五
營業收益	一	一	五〇五四	三六二六	二三五八
左營業稅	一〇七七	二二〇	一	一	一
家屋稅	一	一	三五〇三一	三三〇四二	二五二八九
營業稅	三九〇八	一四八六四	七〇四四	六八八七	四八七六
雜種稅	二一五六	三八七六八	二四八七二	二八五〇三	五八六三七
所得稅	三九六八	一三八二	一	一	一
合計	三〇〇八一七	九九九四三五	四五六〇一八	一七三三三八〇	二〇六〇二一五

▲歳入額を最近昭和九年度に比べて見るに ▲
 町村制施行當時……三七九円……約五四倍
 二〇年後の明治卅五年……五二五円……約八倍
 四〇年後の昭和四年……三九八円……約一五倍

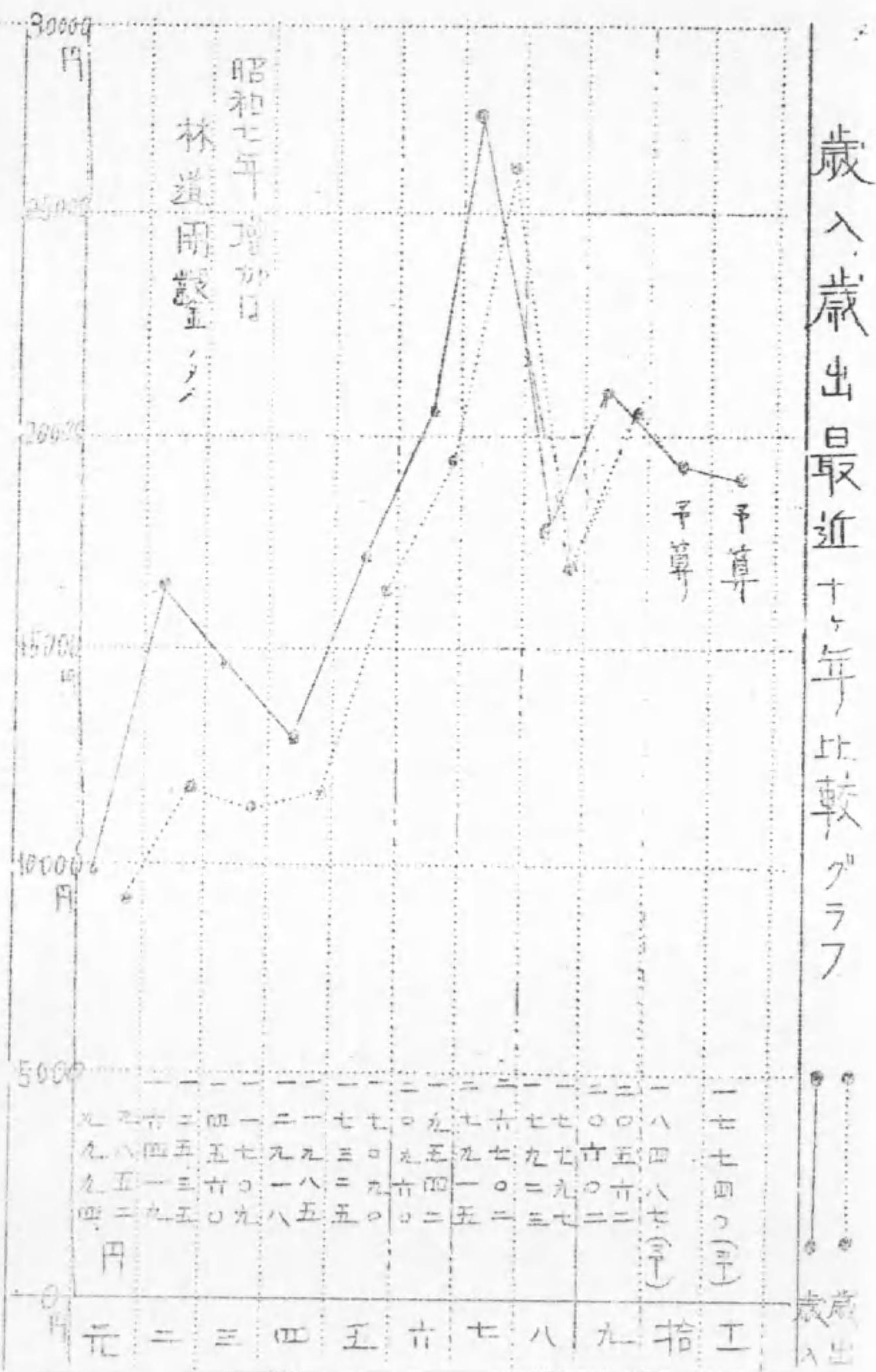
本村の歳出（經常費決算）

科目	年度	大正六年度	昭和元年	昭和三年	昭和五年	昭和九年
神社費		一三〇	三〇	三六	三〇	三〇
會議		一三六	三八五	二七	五二	三七二
役場		八六一九	二九二六八	二五八九	二九六七	三〇七一九
土木		二一五	三八三〇	五三八	七一四〇	四四一三七
小学校		一〇八一三四	四七九四〇八	六二三四	五四一〇	五三三四三八
農林			二二一九	(教育)	(教育)	二八九三五
衛生		一八六九	二〇七七	二〇	二〇	一三二
統計		一	一	八三	九〇	一二三八〇
救助費		一	一八	四八	四八	一八七五〇
財産造成		二三一六	三六八四三	四九一	四一三	二七九九六
公債					一六	

本村の歳出(臨時部決算)

科目	年度	大正六年	昭和元年	昭和三年	昭和五年	昭和九年
御業補助		1	1	1	1	47000
土木費		25		54805	44916	201100
積立金		25	19	3208	27	250
補助金		190	420	610	54150	6900
借入金	利子	1	1385	1		
寄附金		1	300	23133	24	
村債						53980
救助費						
造林		1	山林調査 122 40		7280	20200
小学校経繕		310	1	66679	28311	
救農土木						11020

科目	大正六年	昭和元年	昭和三年	昭和五年	昭和九年
諸税及負担	23423	5904	1000	59	15953
雑支出	3	3274	210	79	5153
寄附補助	1	1	841	565	
予備	10	9208	97		
図書館	1	2894	2999		2931
公金取扱	1	284			351
其の他	271				
計	245913	912265	946398	170000	1335731



△昭和九年度の歳出
 村制施行明治三十二年の三七九円に比すれば五四倍
 二〇年前の「四十二年 二五二五円」約八倍
 四〇年後の昭和四年一一九八五円「約一六倍」

合計	計	算の他	更生計畫	校区設置	学校給食
二七三七九二	二一八	一三四五三			
九八五四三	七九七八	奉祝費用 一三五〇			
一一七〇九	二三四五	林道開闢 二一〇〇			
一七三三五	八一四三				
〇〇					
二五六一九三	七二〇五	九	九百〇	八〇〇〇	二〇六四八
元三	元七	元八	元〇	元〇	元八

町村制施行當時より今日まで四十餘年間勤続本
村自治のため御盡瘁の伊東書記殿は本年の天長
の佳辰に岐阜縣知事より表彰されました。

表彰状

加茂郡飯地村書記勲八等 伊東 敏夫

多年在職克ク其ノ責務ヲ盡シ功勞顯著
ナリトス 仍テ茲ニ銀杯壹箇ヲ授與シ之
ヲ表彰ス

昭和拾一年四月二十九日

岐阜縣知事 正五位勲四等 坂千秋



第三節 公益各種団体

一 消防組

本村消防組を大別して左の如くに分かれ組織す。

本部……全村 第一部……五明組、内沖洞、沢尻組、福原尾組、

第二部……杉之沢組

第三部……西山組

第四部……南組

第五部……五明組、内中洞、裏洞

最も設立の古きは第一部（昭和三年四月）最も新しきは第四部にして昭
和拾一年春、何れも自警、火防、月紀、匡励、公設となりては一層警
察力を扶翼し以て初期目的達成。為精進してあり。

1. 飯地消防組第一部沿革の大要

昭和三年二月七日即ち農業基礎団体員団体事務所（佐藤秀雄
に会合し時勢の進運に伴ひ和衷懐同、口法を遵守し自警、火防、思
想善導、昇紀匡励一朝有事の場合犠牲的社会奉仕をなす敬。

察力を扶翼し普稱共榮の由を擧げることと登議し之を沖の洞及沢尻組に
 提案し其の同意を得たり。同月十日創立第一回委員会を文告彦藏
 氏宅に開き鈴木巡査を腹の組織に關する諸事を開き同日二十日名稱
 を飯地消防組第一号と定め、洞部落とす。組員年
 令を満二十より満四十五才迄に定む。組織顧問の推薦役員選舉及任命
 を行ひ其の基礎を固む。昭和三年四月三日天長寺社尾及出店に警鐘信
 号所の施設をなし同日五日天神社前にて創立發會式與舉行、同年
 十月十日仰筒一台設置。同月五日機械器具略整理せるを以て舞台口に
 假倉庫の設置、昭和四年四月十三日婦人消防隊の組織をり發會式
 を舉行し本消防組の附設とす。昭和五年三月五日沖の洞に信号所
 を設置。同六年三月第一回發隊を組織。選任五の才迄の者を
 以て組織。昭和六年三月二十五日福原尾自警團と一切を擧げて合併
 の議決し同年四月六日合併式を舉行す。依て第一部設置区域
 は沢尻福原尾一円及沖の洞部落となる。

附記

福原尾自警團は昭和四年四月六日同組に出火あり第一部消防の敏活
 なる活動に刺激せる壯年者の發議により組内の同意を得同月二十五日
 田土神社境内に信号所を建設同日各戸に一個の防火用具を備へ
 付く。今年十二月各戸に非常提灯一張宛を備へ付く合併並文告
 美信氏團長となる。

昭和八年四月三日 飯地消防組統一問題は久し懸案なりしが機熟し五
 部(五明)も新設せられ茲に統一なり本組は飯地消防組第一部となり
 四月廿九日統一發會式を小學校の庭に舉行し以て消防のアウトライ
 ンを成し昭和拾一年三月八日私設消防解散式同年六月二日附を
 以て公設消防認可今日に至る。

組頭	氏名	副組頭	渡辺孫兵衛	部頭	文告 山市
昭和三、四、一、二 八、一、二、三	文告長太郎	三、四、一、五、一	五、一、七、一	六、四、一、七、一	七、一、九、一
昭和九、四、三	今へ本部組頭	七、一、九、四	文告美信	七、一、九、四	山口豊三郎
				七、一、九、四	渡辺孫兵衛

2. 第二部沿革の概要

先年未有識者間に於て自衛消防組又は自衛団の組織の要を唱導せられし其の機到らず昭和三年新春偶賭博犯檢舉事件發生し有識者は風紀の頽廢其の極に達したるを歎じ奮然此の機に消防組を新設し自衛自警の目的を貫徹せんと有力者数名協定し断固たる決心を以て杉沢組内一般民に語り大に奨勵設置へと精進したり昭和三年四月十日神明神社に組合会を期し消防組設置の件議決委員大脇峰三郎各務清松文告弥右衛門三氏設置の速進を図る今年四月五月消防組員總會の結果大脇峰三郎氏組頭に選任同月二十三日火の見櫓正丸山頂上片岩浪坂東に設置同年五月一日神明神社前に於て発会式を舉行す昭和四年五月一日創立一週年に組内婦人部設置部長安田正三昭和五年三月十七日唧筒倉庫落成式昭和八年四月三日村統一安田村長を組頭に推戴昭和十年私設消防解散當日役員選舉部頭文告義一氏拾二年六月一日附設認可

3. 第三部消防組(西山)沿革の概要

昭和五年三月十七日本村田中屋旅館に於て八百津署長伊藤勝氏の臨席を得第三部消防組創立發起人會を開催す出席者文告助一文告善八館林万次郎平井士太二平井美治各務芳晟肥田定次郎平井鏑市柘植末吉の九名同月二十七日西山説教場にて創立準備總會を開催出席者三十六名にして役員選舉の結果組頭館林万次郎副組頭文告助一氏以下山頭文告善八組頭の指名により各係の任命顧問八名推戴す同年四月十四日服装小器具を新調組員各戸に交附す〆〆〆〆〆十五日警鐘二所に建設す同二十日岡田神社に設立発会式を舉行名稱飯地村第三部消防組昭和八年四月三日村統一準備總會出席同二十九日統一發会式昭和拾年四月三日腕用唧筒を名古屋市鈴木

商店より購入、初運轉並に演習実施、公設認可今日に至る。

4. 第五部消防組(五明)設立の大意

昭和九年一月二十日設立準備会を五明組舞台に開会す。同年二月十日紀元節のよき日敬鐘を設置し役員選舉を行ふ。部頭山本健一、部員部頭以下二十九名。庶務文告覺一、組員部頭以下二十九名。

同年三月廿八日本村小幸校庭に於て設立発会式を行ふ。

〃〃四月三日私設飯地消防組へ第五部として編入

昭和拾年部頭病氣の爲辞表提出一月三日第五部總會

後任部頭文告誠一に當選

昭和十一年六月二日附公設認可 部頭 館林繁郎

今日に至る

5. 飯地消防組第四部(南)設立について

他の部落は既に消防設備をなされたるも、當南組のみ未設置なりし爲既設消防組幹部駐在所巡查等の諸氏より當部落に設立する様、勸誘せらる、事屢々なりしも地形の険僻と財界不況の爲其の設置を早速に見る能はざりき。然るに此の度設置するの期を得たり。今設立までの大意を記さん。

昭和十一年一月十四日八百津署長船中勝治氏、末村、消防組幹部村會議員と会せられ消防未設置の所は設立なし村一円舉つて公設消防となす様、勸誘せられ當部出身の村會議員柘植傳一、各務敏栄氏、末会せられ署長の意見を拜聽せられ、設立の且緒を廬く。翌十五日惣代柘植美濃氏の宅に於て組合あり消防設置の議題あり協議の結果各組合より二三名宛の代表者を選び重なる協議するも、意見纏まる事なく時を過す。

同年三月十七日組集會召集再び消防設置の議案提出、此の時

組頭 交告長太郎氏、副組頭 各務秋次郎氏、安井巡查の臨席あり
 種々創立案を提出せらる、も意見合せず創立の曙光を見ずして
 散会 同月二十三日再ニ組集会召集し消防設備をなすは時代
 の要とする所でもあり、亦尚田南組として村の統制円満上にも
 絶大必要との意見一致設置することとなる。

當部落内に住居する年令二十年以上四十年以下、男子を以て組
 織することとし役員選挙の結果 部頭 各務敏栄、小頭 藤井司郎
 交告 鑑二、副小頭 栢植美濃雄、栢植 優

同年三月二十四日消防手志願書を役場に提出（二十六名）

同月二十八日小支店に於て公設消防創立準備総会に部頭以下
 十五名出席 四月三日組専会召集消防設置費據出方法
 及賦課額決定 総額 一金三百五十四也 五月九日火の見櫓
 三基建設各一個宛の敬言鐘を設備 同月二十日消防手服装
 注文の爲大井町へ出張 六月二日附公設認可飯地消防第四部となる。

公設飯地消防組

多年の懸案なりし公設消防も消防組幹部諸氏の努力と尚田
 駐在巡查の請説により、昭和十二年六月二日附を以て公設編入組
 織左の如し

設置区域	部						計	初代	
	本部	第一部	第二部	第三部	第四部	第五部			
飯地村	全村	沖戸	沢尻	福登尾	杉之次組	西山組	南組	五明、中洞、裏洞	六部
組頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
副組頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
副小頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消防手	七	四	五	五	五	五	五	一五	一五
計	八	五	五	五	五	五	五	一八	一八
初代	交告美信	渡辺孫兵衛	交告義一	交告藏一	各務敏栄	各務敏栄	各務敏栄	館林繁郎	館林繁郎

組頭 安田亦三郎
 副組頭 館林 万次郎

事業概要

消防精神を発揚し併せて社会奉仕敬告、察力を扶翼するたため

大要次の如き事業を行ふ。

1. 出初式 共同訓練、模擬演習、

2. 出征軍人、在營者 武運長久祈願祭

3. 羨長蚕上り族火防夜敬告、其の他年末年始の夜敬告、

4. 木曾川溺死体搜索、

5. 冬期の除雪作業

6. 煙突、かまじの検査

7. 非常時変の出勤

信号一遠火信号 ○○○○ニ 広接信号 ○○○○○○

三近火 ○○○○○○ 四鎮火 ○○○○ 五召集 ○○○○○○

二、飯地産業組合沿革の大要

大正拾二年度、縣産業課の産業組合未設置町村設置運動に基き、郡役所駐在清水産業主事補は、當村に設置の要を説くことと説き、當時村長交告重紀も亦農村の重要機関なることを痛切に感ぜられ、諸種の会合毎に組合の主旨即隣保互助の精神を基調とする中山産右の経済生活を確立する重要機関なることを説き、市、市村民も四圍の状勢よりして、必要を感じ大正拾二年の歳暮には相當の話題として論議され、越えて拾三年の一月には急速に設立運動となり、一月十四名の設立委員をあげ、二月七日付を以て縣へ設立許可の申請書を提出することとなつた。

其の間設立委員の誘に努められた結果組合員一四八名

出資口数に於て二〇〇〇口の加入となった。
冬眠を食つていた畦も大地を蹴破つて櫻花爛漫り
村社祭典の日附を以て、時の岐阜縣知事上田万平氏
より有限飯地信用販賣貸買組合と名づけて、認め
指令を受けたま。同年七月一日より愈々事務所を役
場に設け事業開始。初代組合長文告重紀氏之に當
り事務員役場書記文告美信氏兼職として事務を
られた。貸付金一十年間九七七六〇〇円 預入総額 五三五九七五
設立第三年度より大正十五年貸買事業を開始二四五
円取扱ふ。
組合員の利用状態の増加に依つて、事業分量も年々
重なる毎に増加を示し、役場内に於て執務するは不
便を感ずるに至り昭和二年一月頃より事務所新設
に因する臨時總會を開き満場一致設立に決し今年

拾月二日起正式を舉げ翌三年一月拾八日工終り新
築の事務所は役場に接続し総坪数八坪総工費六百
拾九円。昭和三年五月新事務所にて執務事務員兼
職のままなりしが翌四年四月専任書記常置
創立七年を経り昭和五年に至りて、殺人的不況は養
蚕を以て収入の根幹をなす當村は特に深刻を加へ
貸付金の大部分は固定し、然し近隣金融業者の營業
休止等の餘波も手傳つて流出し組合資金は殆ど枯
竭の状態となり。此の儘の推移せるが日成ずして
解散の憂目を見る状態となつたため組合経営當事
者は勿論、村有力者は大いに憂へて再興をなすべく
飯地産業組合振興会を組織し出資金の増加、借入金
の低利借替、貯金の強制預入等の運動を起したるも
極度の信用失遂のためにはかた成績は向上せざる

も系統上級機関の絶大の援助等と相待つて（借入金
 の低利借替）経営に稍々樂觀を許す様になつた。
 昭和八年度には貯金向歩調を辿り、貸付金亦固定の
 ものも夫々償還計畫樹立せしめ年度末には内容
 小康を得る様になつた。又同年には危険を押しして購
 買事業の中肥料取扱を開始、昭和九年の組合
 員と経営者一丸の奮闘は遂に効を奏し内容に於て
 事業分量に於て相當の成績をあげることが出来た。
 越えて拾年度には倉庫と店舗の必要に迫られ自己
 資本を以て之が新築を完成、今日に至る。

厂代組合長、事務員一覽

大正三、四	昭和二、一	文告	重	紀	大正三、七	昭和三、五	文告	美信
昭和二、一	〃四、一	安田	亦三郎		昭和三、五	〃五、三	各務	時一郎
〃四、一	〃八、一	植	植	十郎	〃五、四	現	永井	利久
〃八、一	現	館林	石次郎					

産業組合事業概要

1. 信用：貯金、貸金
2. 販売：農産物
3. 購買：酒、肥料、日用雜貨
4. 利用

年度	販売	購買
昭和三年		一、二八〇円
〃十年	九〇六円	四七二円

1. 沿革
- 三. 飯地村分会

岐阜聯隊区司令官砲兵中佐木田梧樓及郡長石田英
 壽氏の指導誘掖により明治三九、八、一四〇年迄の間は在郷軍
 人団を設立することになり本分会は明治三十九年十月十三日
 在郷軍人団を設立、明治四十二年十月十日在郷軍人會飯地村分
 會と改稱今日に至る。本分会は事務所を飯地村役場内に置く。
 2. 目的及事業の概要
 本分会は聖旨を奉体し軍人精神を鍛練し軍事能力を増進す

ルヲ以テ本旨トシ、延テ社会ノ公益ヲ圖リ凡教ヲ振作シ恒ニ口家ノ干域
國民ノ中堅タルノ實ヲ與テクルヲ以テ目的トス

前條の目的を達するに本分會生左の事業を行ハ

- 一、勅諭勅語詔書ノ捧讀式を行ヒ又四方拜・紀元節・天皇節
明治節及康ある宮中ノ式典當日は小學校と合同遙拜
式を行ハ
- 二、軍人精神ノ鍛練・軍事學術ノ研究及演練並ニ休日月普
及のため射撃會・銃劍術・軍刀術等ノ競技會を催ス
- 三、国防思想ノ普及に努ム
- 四、過去戰役を記念シ戰役死亡者及公務に起因する死亡者ノ
祭典を毎年三月十日に執行シ且其ノ遺族並ニ戰(公)傷(公)病軍
人を優遇ス
- 五、會員をして広召準備を整頓せしむること、及召集事務を幫助シ又は徵
兵検査・箇箇點呼・際其ノ業務を援助ス

六、現役兵又は補充兵として入營若くは入團するもの及補充兵にして

未だ入營せざるもの、軍事教育を行ヒ且入退營(團)者を送迎

七、青年學校ノ訓練を補助シ且青年團・少年團員ノ誘掖指導
に協力ス

八、思想ノ善導、凡教ノ改善に協力シ社会公益事業を補助ス

九、御警衛に關シ責任官憲を援助シ公安ヲ維持並非常

に於ける防衛及救護事業に協力ス

十、階級秩序を重んじて會員ノ一致和諧を圖リ延テ社会ノ融和協

調ノ美を助成し併テ會員相互扶助ノ途ヲ講ズ

十一、會員・現役者ノ戰(公)傷(公)病軍人及其ノ家族に對シ必要に

及ビ慶弔慰藉藉若クは扶助を行ハ

十二、精神修養、軍事及一般知識ノ増進並團體・會員ノ指導
連絡のため講演を行ヒ雜誌・圖書等を發行シ其ノ他

各種施設を講す

3 組織

一、本分会は飯地村区域内に在る會員を以て組織す
 二、本分会は左、右分に隨ひ各其の区域内に在る會員を以て班を組織す

- 第一班 五明 第二班 福原尾 第三班 沢尻
- 第四班 杉之次 第五班 南 第六班 南

4 會員

- 一、正會員 六五名
- 二、特別會員、名譽會員、顧問 二名

厂代分會長一覽

官等級	就任月日	氏名
步兵上等兵	明治四十四年四月一日	山口桂太郎
軍曹	大正三十四年四月一日	保母啓次郎
上等兵	大正四十四年四月一日	交吉新四郎
伍長	大正六十四年四月一日	交吉友十郎
上等兵	大正八十四年四月一日	山田備三郎
軍曹	大正十一年四月一日	館林石次郎
上等兵	大正十二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	交吉鹿太郎
陸軍三等看護長	昭和四十四年三月十一日	交吉美信
步兵一等兵	大正八、四、一、二、三、三	交吉藏一
砲兵少尉	大正十六、四、一	花村朝

厂代副會長

官等級	就任月日	氏名
步兵一等卒	大正十四、四、一	交吉友十郎
工兵	大正十六、三、三	交吉長太郎
步兵	大正十八、三、三	柘植傳一
騎兵	大正十九、三、三	交吉伊左衛門
步兵上等兵	大正二十、三、三	大脇鉄次郎
步兵	大正二十一、三、三	平井清次
上等兵	大正二十二、三、三	交吉藏一
上等看護卒	大正二十四、三、三	藤井司郎
砲兵上等兵	大正二十六、三、三	交吉美信
步兵	大正二十八、三、三	柘植芳吉
三等看護長	大正三十、三、三	藤井司郎
步兵	大正三十二、三、三	交吉美信
步兵	大正三十四、三、三	交吉美信

特殊事業の概要

大正九年三月本会定期總會に於て戰病没者忠魂碑及出征記念碑の建設事業を決議す翌十年二月竣工し同年三月十日陸軍記念日を卜し除幕式を舉行せり

忠魂碑及記念碑建設の經費

一 収入の部	一 金七百九拾二円六拾五銭也	一 寄附金	一 金 百。三円六四利
一 支出の部	一 金 參百七拾八円	石工費	一 金 百。三円六四利
	一 金 拾円	碑石書料	一 金 三三円一五利
	一 金 一百。八円九拾七利	敷地費	物品買入
	一 金 六拾六円五。	鉄柵代	其他雜
	一 金 二拾八円八八利	人天信賃	
	及運賃		
一 金 伍円	設計費		
	合計金 七百三十四円拾四利也		
	差引残金 五八円五二利也		
	(予備維持費)		

射的場設置

昭和四年八月三日事務所に於て標記の件に付協議設置すべく決議昭和五年二月九日知事宛設置方申請翌三月十三日許可直ちに工事に着手す本工事は總て本分会員の勞力奉仕事業にして其出役せし人工左の如し

土工作業 一ニ〇人 大工作業 五人 青訓援助 二七人
 今年三月五日八百津署長の使用許可を得たり
 巨高 二百米、及三百米 標的 二個

一 収入の部

一 金 貳拾八円六〇利也	不可付金
一 金 七拾五円	補助金
一 金 二拾五円	潮南分会ヨリ
一 金 二拾四円	中之方分会ヨリ

一支出の部

一金 二四六一円 地境祭費 一金 七拾五円七八割 二車費
 一金 五月八〇円 備付費 一金 二六四一四円 雑費
 合計金壹百三拾四三三円也 残高同 三七四六七円 予備費
 皇太子殿下御降誕記念事業費

昭和九年七月十日皇太子殿下(明仁親王)御降誕記念事業上
 して本村有林壹町五反歩を借受り職員をして植栽せり

一植栽地畧 飯地村 字 山塚 二〇〇一

一位置 水曾川支流名場居川沿ひにして湖南村名場居谷

造林組合林道路上面一町として至便の地点

一植本数

杉 一ヶ五〇〇本、 檜 三〇〇本

四公益団体

文明の進運に伴ひ社会一般の幸福を増進せんため各種公益団体的事業起り、本村にも足等の団体の事業を具備するもの逐年増加するのほ真に嬉ばしい。

一日本赤十字社 (昭和十年二月一日現)

区別	種別	有印章特別会員	終身正会員	正会員	計	人百	備考
岐阜縣	加茂郡	一	七七	一九八一	二〇三八	三四五三	四〇〇
飯地村		一	三七	二四	六一	三六〇	郡位
岐阜縣	加茂郡	二六二	五、四〇〇	五八、〇五八	六四、二五七	一〇、一	三六一
飯地村		一	一五二	三、一九一	三、三四四	八一四	一九
計							
種別	特別會員	特別會員	普通	計	百分比	補助員	備考
岐阜縣	加茂郡	一	一五二	三、一九一	三、三四四	八一四	一九
飯地村		一	九三	九三	一一、〇二	一	郡位

日本海員救済会

年度	特別会員	普通会員	計	備考
大正六年	1	8	9	
昭和十一年	1	8	9	

恩賜財団済生会

明治天皇至仁至慈にましまし、明治四年の紀元節に施薬救療の資として一金百五〇万円御下賜ありせらる。官民聖徳の渥きに感ぜ之を基礎として組織、施薬救療事業を經營す。

特別会員	通常会員	計
1	4	5

第四節 郷土の金融

一 緒論

本村の金融機関として、銀行信用組合頼母子講郵便局、村内外の個人あるが、銀行郵便局設立前は専ら個人間の金融に止まつていた。(個人の信用保証無盡等)明治初年に銀行郵便局の設置により資産家高貴家は利用せしが昭和二年四月我が國經濟界は極端に金融梗塞を示し各地に休業銀行無盡講は不掛金状態を見る様になつた。此に於て金融の不安から郵便貯金は極度に増したが大正十三年本村産業組合の設置によつて信用組合最も利用されて現在の状態となつた。銀行関係はごく僅かになり頼母子講信用組合等の負債は昭和七年更生計畫の樹立と共に遂次整理され現在となる。

二 金融機関

昭和十七年十二月末現況

組合数	組合数		組合数		組合数	
	資本金	貸付金	資本金	貸付金	資本金	貸付金
産業組合	一	五四四〇	九二四一	三二一三三	七七八〇	二〇五四
賴母子講	二三	二七七五五	五七八一	四一四二五九	二〇	三二八三二
計						

三 負債及原因調 昭和十六年末現況

種別	種別		種別		種別	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
信用組合	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五
工業	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五
銀	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五
縣町村	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五
村外金貸	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五
一般個人	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五	二五三五六	一五五
計						

負債整理計畫 (昭和七年更生計畫より)
 前表に掲げた様に莫大の負債存するも昭和七年更生
 計畫樹立(十一年間)し生れ更なる覚悟の下に負債の整
 理に務められた結果現在では(昭和六年調)の1/3位に
 減り現狀なり。

一 信用組合

本村産業組合扩充計畫に則り優良貸付に限り、年
 賦均等償還に変更不良貸付に対しては相当英断
 的処置を執り之が爲歎損を生ずるも亦矢むを得ず
 農工銀行債につきは以後三、四年乃至五年中には概
 本償還満了となるを以て此際困苦を忍び償還に努
 め以後借入に考慮を拂ふこと。現在殆んど償還
 三 賴母子講

本村頼母子講は以後三年を以て大部分満了するを以て此の際講金一齊に続行し、之が爲期間の延長を要するものは其の方途をとり掛金の物納を認め或は解散をして得るものは円満処置をとり速かに拂済せしむること。

四村内外個人債

本債務に關しては時局極有の財界不況に鑑み債権者債務者共に穩健を思想する目標とし此際徹底的に債務關係の消滅を計ること。

五信用組合 一〇 貳拾円也

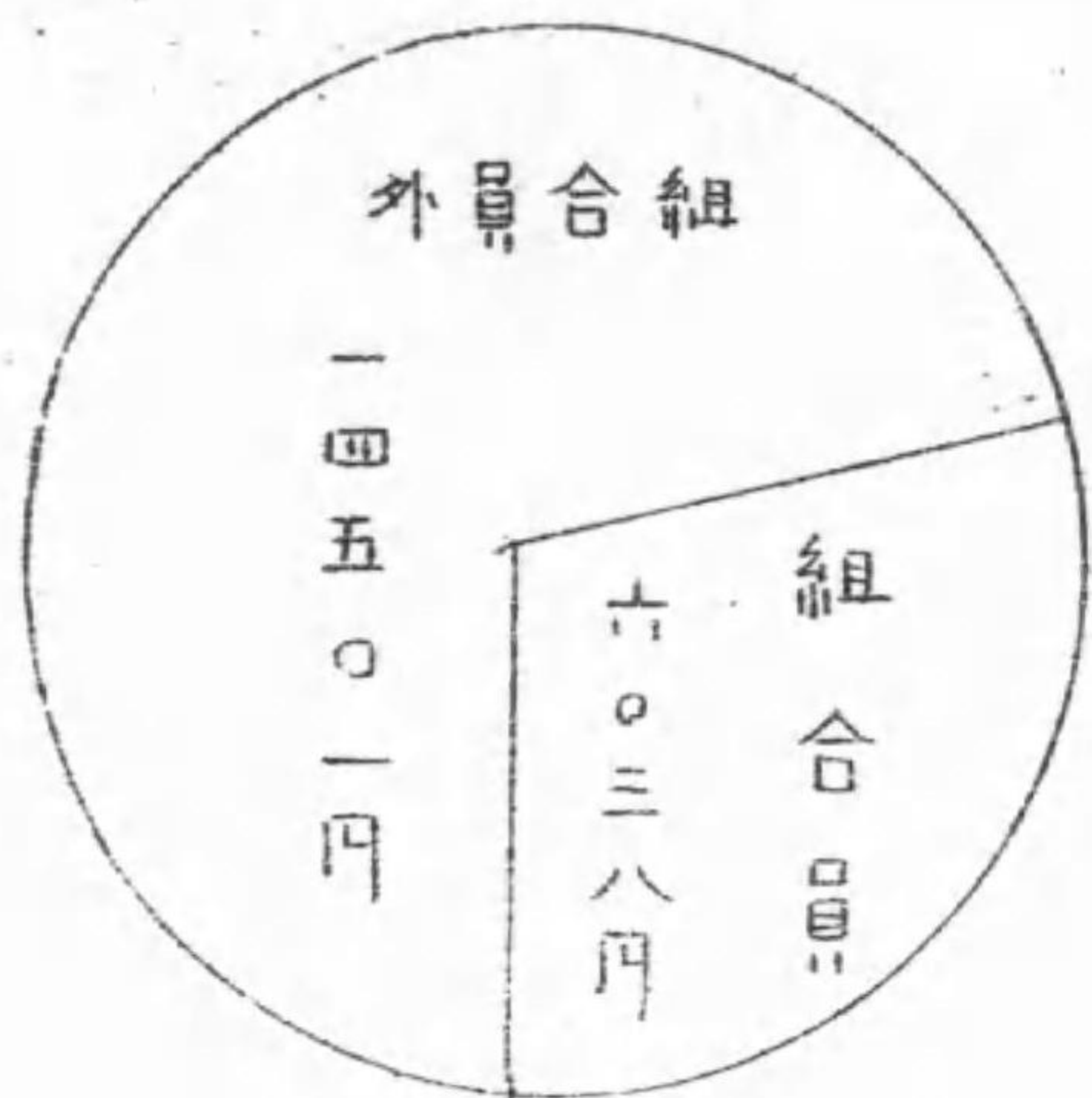
口数	組合員数	出資総額	年度	貯金	貸附高	年度
二二八	一八二	四五〇	大正拾三年	二三七七	四〇	大正一三年
二七二	二三一	五三〇	昭和六年	一三一三〇	二九二九九	昭和五年
三八八	二三五	七七〇	八年	二〇五四〇	三二八三二	拾
三八九	二三七	七七八〇	拾六現			

各種団体別貯金表 昭和拾一年六月一日現在

団体名	同団体貯金	高	団体基金	備考
自彊会	一七一七	八二	二五二九	
婦人会	一三九〇	八三	三四四八	基金ハ一未據金
青年団	六四七	八六	二三四〇	分団ノモノ含マズ
在郷分会	六六七	六五	二三九六八	班ノモノハ含マズ
処女会	三四九	三		支部ノモノハ含マズ
消防組			一〇〇〇	各郡ノモノハ含マズ
児童貯金	四四五七	三		
合計	四四〇四	八二	六三三四五	

合計 五〇三八円二拾七角

昭和拾年度市現在



組合貯蓄金利率 (十二年六月現)

- 定期……四分五厘
- 普通……三分六厘
- 當座……二分五厘六毫
- 普通……三分
- 振替……三分三厘四毫
- 貯蓄……二分
- 一時押年金……四分三厘五毫
- 分割年金……四分
- 組合貸付……有担保 無担保
- 賴母子講……一分
- 一般個人間……日歩百四三付

六 金利について

六 郵便貯金及び保険

郵便貯金制定當時明治八年は一般に貯蓄の思想がなかつたが最近経済界不況に基く金融の不安と當局が貯金思想の普及と遂養に努められた結果益々郵便貯金は増加した。本村は當村に郵便局がない点又信用組合を利用してゐる為貯金は小額と推察される。今般一本誌編纂に當つて中野方郵便局へ紹介し、村別預金高は調査困難。参考は最近の貯金高を表示せば

局別	口数	金額	口数	金額	現	在	高	昭
東草野	八八二	三三三	五八二	二七一	七四三七	三三	八〇五五	五〇
湖南	二九八	八八〇	五四五	一〇二三五	八六六	一六五九	九	和
中野	一三三	四四九	六三八	三〇〇〇	八四三	七二七	三	年

全額二〇億 本縣八〇〇三五五八〇円(全口十位)全口一人當田六八三〇円 本縣全口三位

第四章 郷土の産業

第一節 總説

第一 主なる産業

(一) 職業別戸口より見たる主産業

職業	農業		商業		工業		其他
	本業	副業	本業	副業	本業	副業	
戸數	二一〇	一三	一七	四	七	一一二	四〇

右職業別戸口表に見る如く農業は其の戸數に於て断然他業の及ぶ所にあらず、而して右表は本村の主産業が農業であることを明らかに示すものである。

本業農家戸数全國との比較 全國……四四、二 本村……七六、六

(二) 生産額より見たる主産業

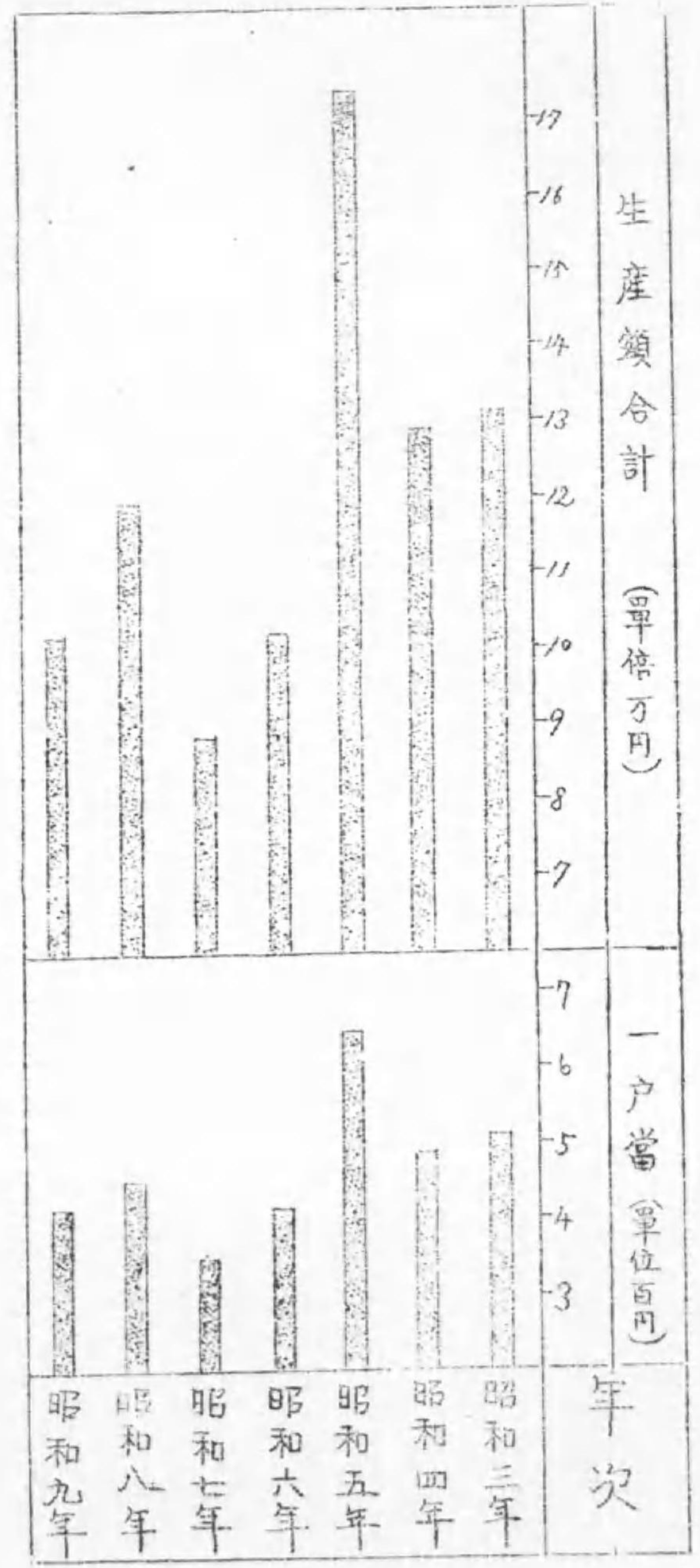
産別	農産	林産	工業	水産
價額	七八七七六円	二四八四九円	二八二八円	六四円

其の生産額に於ては右表の如く農産を第一とし林産之に次ぐ。以上二項即職業別戸口及生産額より考察して本村の主要産業は農業及林業である。

(三) 生産總額及一戸當生産額

生産總額十萬六千五百十七円にして之を現住一戸當りに割當つれば平均四百十六円八錢である。

生産總額及戸口當累年表



第二節 農業
第一總説

耕地面積表

農家戸数	面積		合計	
	田	畑	田	畑
二〇七戸	九四六・七反	四・五反	八七七・六反	四・一反
	戸当	戸当	戸当	戸当
	四・五反	八七七・六反	八・六反	一・二反
	面積	面積	面積	面積
	戸当	戸当	戸当	戸当
	四・五反	八七七・六反	八・六反	一・二反
	面積	面積	面積	面積
	戸当	戸当	戸当	戸当
	四・五反	八七七・六反	八・六反	一・二反

耕地面積比較

耕地と全面積との比	全國		本縣		本郡		本村	
	耕地一戸當	畑	耕地一戸當	畑	耕地一戸當	畑	耕地一戸當	畑
一五%	五反六畝	五反三畝	五反	三反	四反一畝	三反八畝	四反五畝	四反一畝
一〇%								
一三%								
一二%								

本村の農業は之に従事する戸數から言つても、其の産額から言つても、共に第一位を占むる産業である。而し右表に示す如く耕地面積の實に僅少であるのを遺憾とする。

耕地所有別及使用別表

所有別	五反未満	五反以上	一町以上	三町以上	五町以上
使用別	一八九戸	七九戸	四九戸	五戸	二戸
	八九戸	八一戸	四〇戸	一	一

農作三業

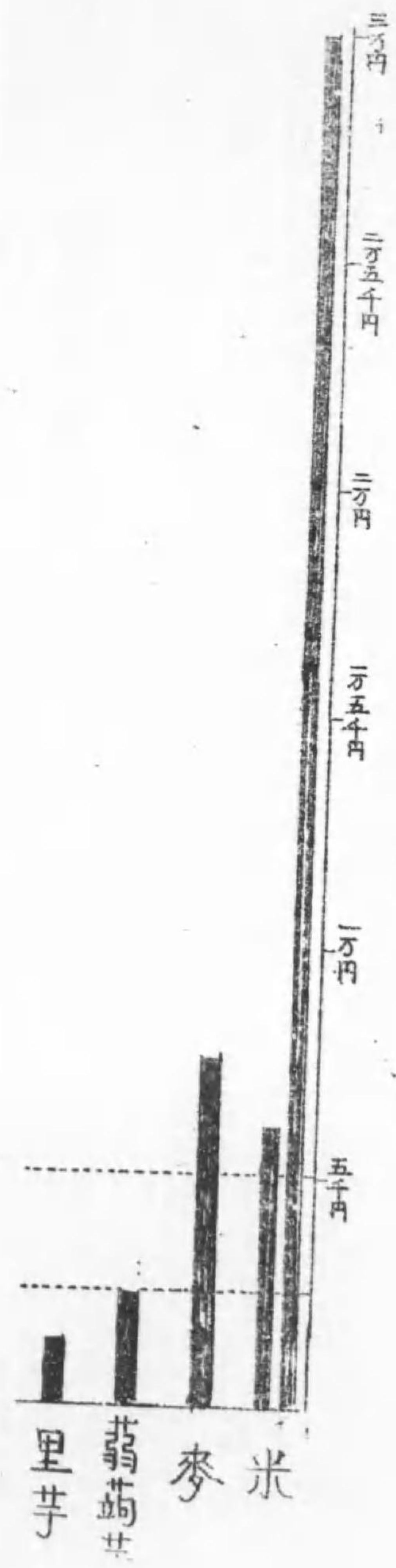
農作業は米麥を始め穀類を主として耕作する業で諸農業中最も重要なるものである。又農家の大部分が之に従事して居るのである。即ち岐阜縣に於ては農を本業とする總戸數十二萬五千七百餘戸の中、其の九割八分に當る十二萬二千六百餘戸が之に従事してゐるのである。本村に於ては農を本業とする二百十戸が全部之に従事してゐる。

農作業を耕地の所有權の所在より分ちて、自作農、自小作農、小作農の三とする。其の三者の割合は左表に示す如く、自作農最も多く、自小作之に次ぎ小作最も少し。

農作三業の割合

農家總戸數	自作農	自小作農	小作農
二一〇戸	一二六戸	六七戸	一七戸

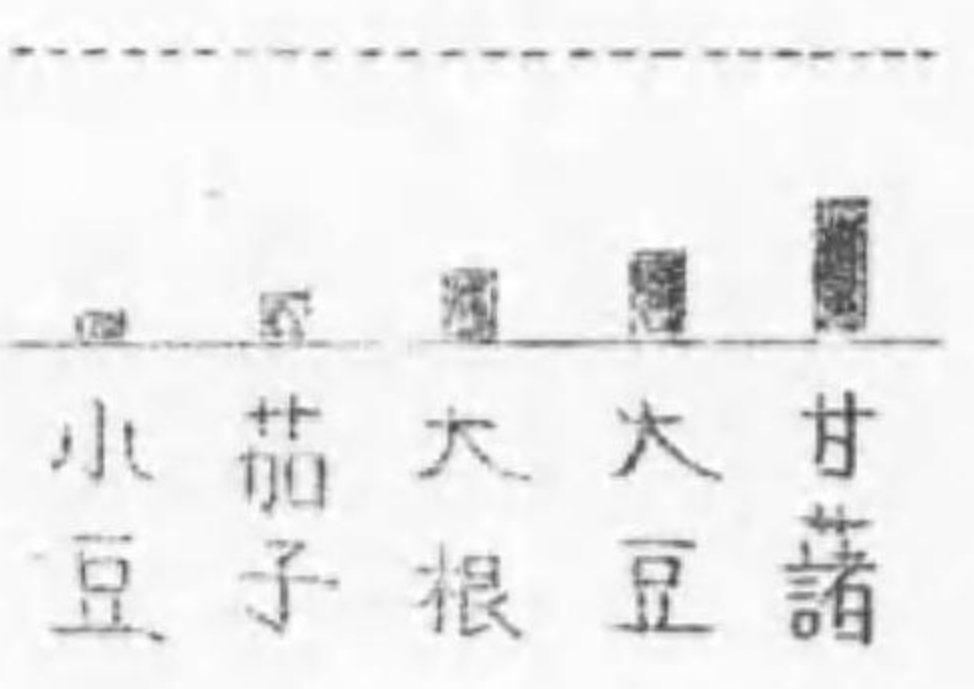
主要農産物生産高表



第二農産物各説

(一) 米

米は本村農産物中の首位を占めるもので、其の作付反別は昭和十年に於て、水稻粳七十八町同糯四町九反、陸稻糯一町六反にして、其の收穫高は粳千二百六十三石、價格三萬三千四百七十円、糯九千十四石、價格二千七百二十六円、合計作付反別八千十四町五反、收穫高千三百五十七石、價格三萬六千



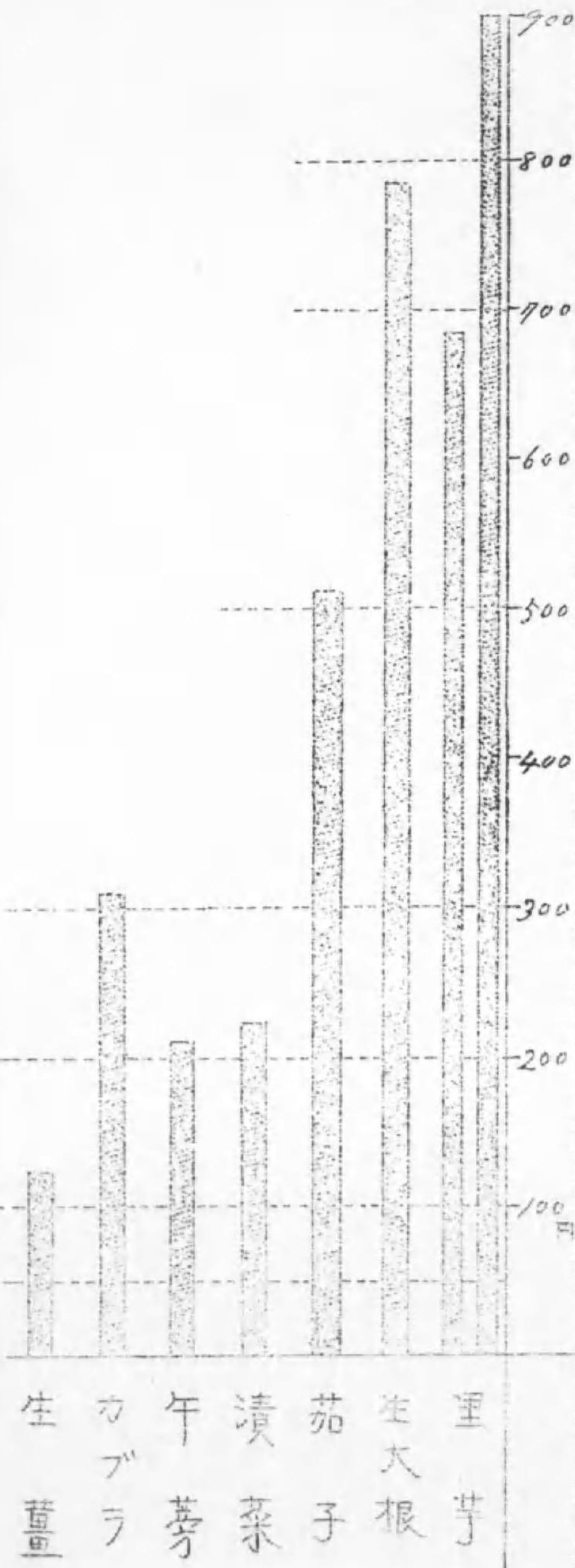
百九十六円である。
 今この米の收穫高を農家戸數二百十戸に割當てると、一戸平均約六石五斗となり、之を全國の平均と比較するに遙かに少いのである。
 收量の最も多きは五明組にして、杉之沢組に次ぎ、以下西山組、澤尻組、南組、福原尾組の順である。
 需給關係
 村内住民の米の需要量は一人に付一年一石乃至一石八斗位であるが、今少く見積つて一人一石と假定すれば千八百一人では千八百一石を要すること、なる。従つて本村の米で村内住民が自給自足出来るまでには尚五百石の增收を要す。

米作累年統計表

	昭和五年	今六年	今七年	今八年	今九年	今十年
粳米	一〇・二五石	一一・八二石	一〇・〇四	一三・二四石	一二・四五石	一二・六三石
糯米	一一・九	一四・九	九六	七六	七三	九四
合計	二二・五四	二六・七四	一九・〇〇	二六・四〇	二四・二八	二五・五七
總價額	二七〇・八二円	二〇・二四円	一五〇・九七円	三〇・八三八円	三九五・四〇円	三六一・九六円

(二) 麥

麦は米に次ぐ重要農産物にして、種類は大麥小麦裸麥の三種である。收穫高は大麥最も多く小麦之に次ぎ裸麥最も少し。
 其の栽培は稲の裏作として田に作るものと畑作との二種行はるゝも、畑作大部分を占め田作は畑作の五分の一に足らず、斯く本村の麦作に畑作の

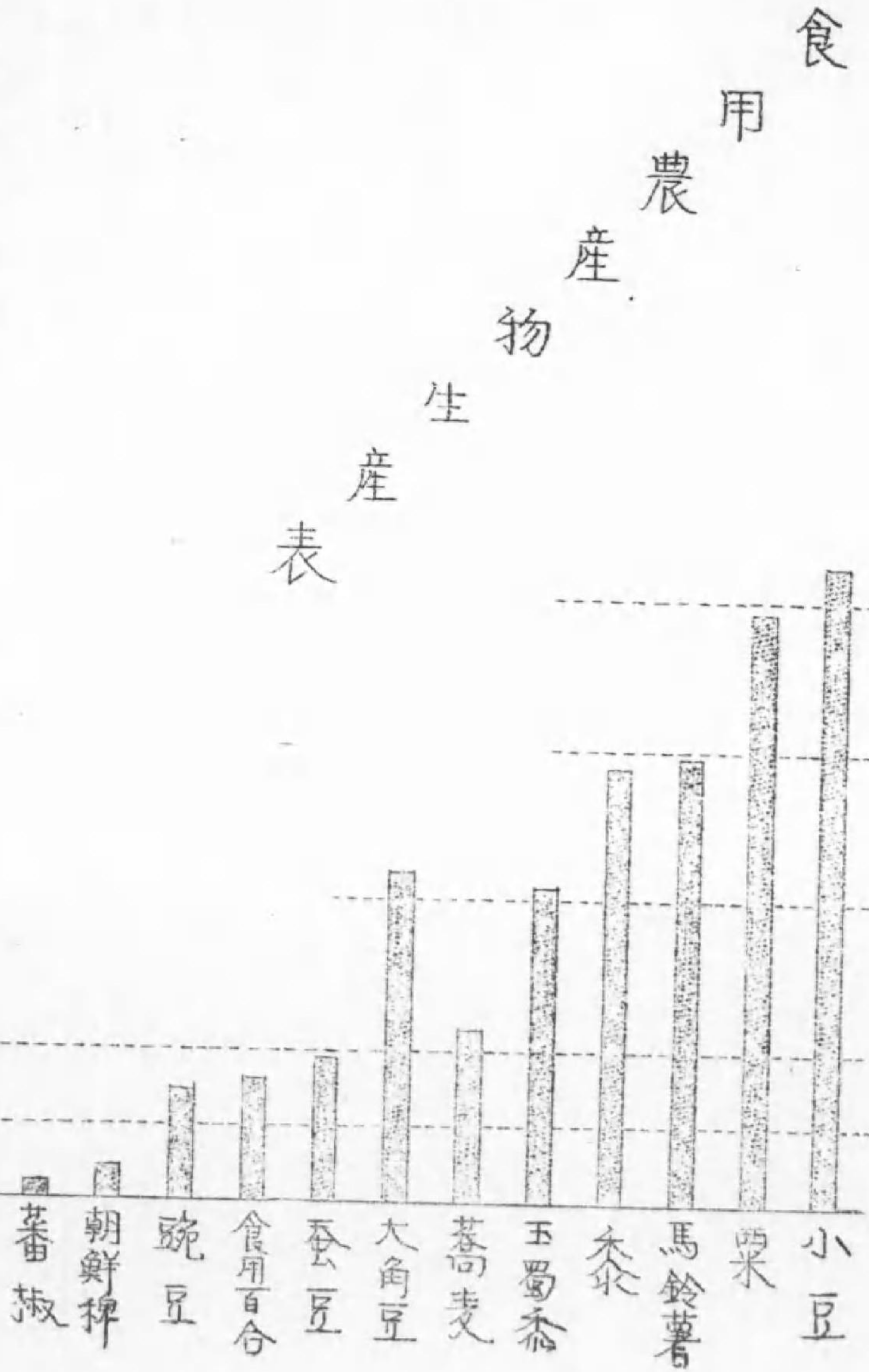


(四) 蔬菜
蔬菜類生産額表

(昭和十年)

萬五千六百貫 粟三十五石 馬鈴薯四千貫 黍二十七石 玉蜀黍三十石 蕎麥十三石 大角豆十三石 蚕豆七石 食用百合百二十貫 豌豆七石 朝鮮稗四石 蕃椒二十五貫である。

尚其の收穫高は大豆七十五石 小豆二十一石 甘藷一

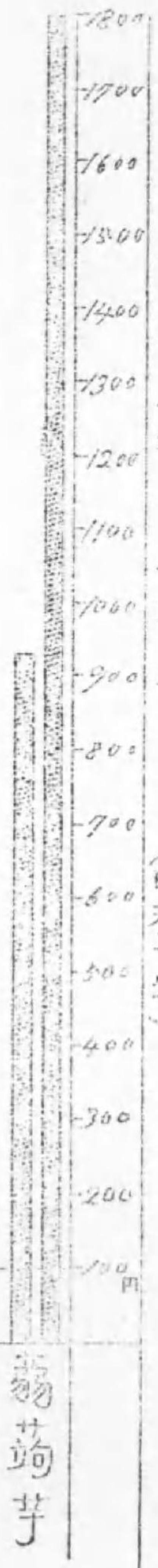


食
用
農
産
物
生
産
表

(五) 工藝農産物

工藝農産物生産額表

(昭和十年)

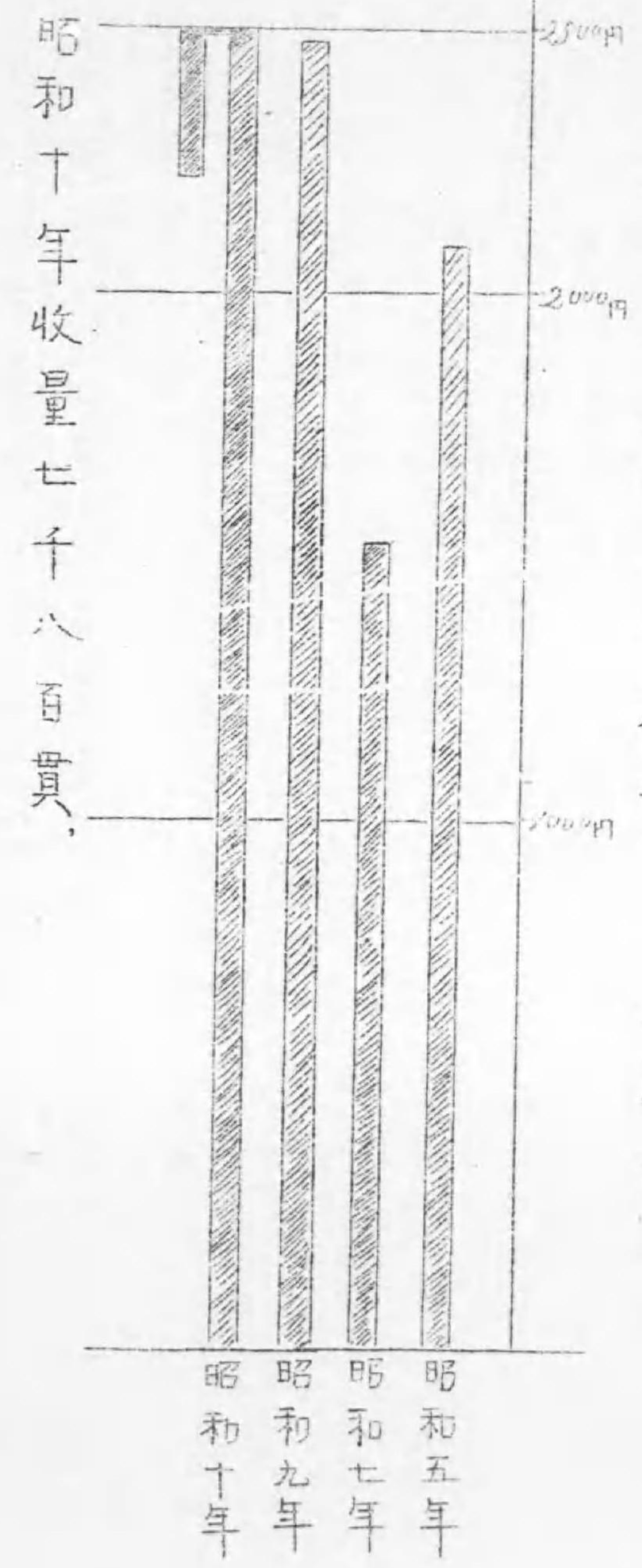


本村に於ける工藝農産物は右表に示す如く蕪苧芋は工藝農産物芋菜種胡麻等にして、其の中蕪苧芋は工藝農産物

中の首位を占むるばかりでなく本村農産物中米交に次ぎ重要な位置を占むるものにして年産約八千貫三千円に上る。村外移出高亦他農産物の追従を許さず。

本村には古くより蕪苧山野に自生し居たり、之が今より約三十年前、交告長太郎氏先人にて栽培でらるゝに至り各戸竟りて之が栽培に着手し或は専用畑を設け或は桑園の間作とし、現今では其の栽培面積七町歩に及び、大正六年に於ける之が収量は現今と比較するに、当時は未だ栽培の初期とは云へ、今では其の六十五倍を産するに至り、短期間の間に於ける躍進を見る可きものあり。斯く躍進の道を歩み、我蕪苧栽培は遂に昭和七年農林省より副業奨励補助金の交付を受け、蕪苧製

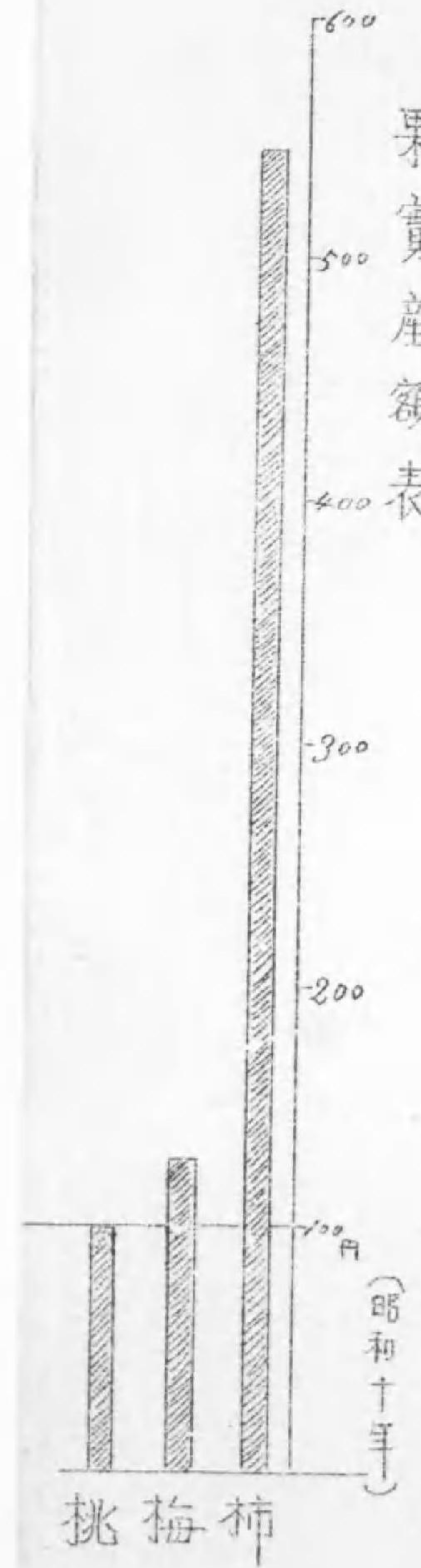
粉所を設置し郷土の蒟蒻栽培に一維新を來す可
 く精粉の製造に着手す
 而るに惜しいかな約一十年間に於ける經營の結
 果は採算取れず之を廃止するに至れり。



第六 果實

本村に於ては従前果樹園藝の思想幼稚にして、其
 の栽培は、宅地の周囲或は空地等に点々と栽植せ
 られるのみにして、管理の如きも殆んど放任の有
 様なりしが、近年稍々果樹園藝思想の普及せるあ
 り柿、栗等の栽植も年を追ふて増加し、或は又剪定
 整枝、施肥等の手入れも相當行はれるに至れり。
 然し未だ発達稚々たり。
 果實の主なるものは柿、梅、桃等なり。

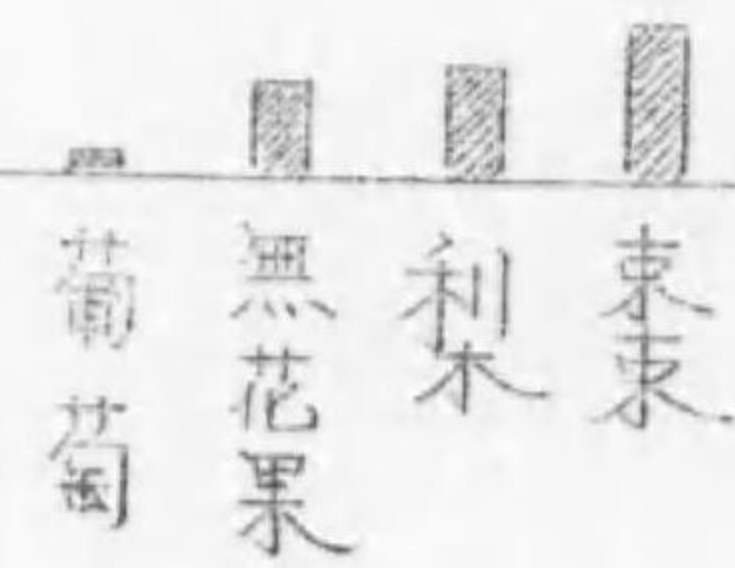
果實産額表



柿最も多く全産額ウ五割を占む

第七 茶

本村に於ては茶樹は多くは畑の境に垣代用に栽培せられ茶園と見なす可きもの極まれなり。故に正確なる栽培面積を知ることは困難なり。昭和十年度見積面積二町四反である、其の産額は煎茶二百四十貫、額五百二十八円、蕃茶四百貫、額百六十円なり。



第三節 養蚕業

(一) 養蚕戸数

昭和十年度本村に於ける養蚕戸数は春蚕百二十戸、夏秋蚕百二十六戸にして全戸数の約四割六分に當る。

(二) 桑園

同年度桑園反別は六十町八反にして其の収桑葉量十二萬九千七百餘貫なり。仕立方は大部分根刈仕立にして、中刈仕立も点々と行はる。

(三) 蚕種掃立量

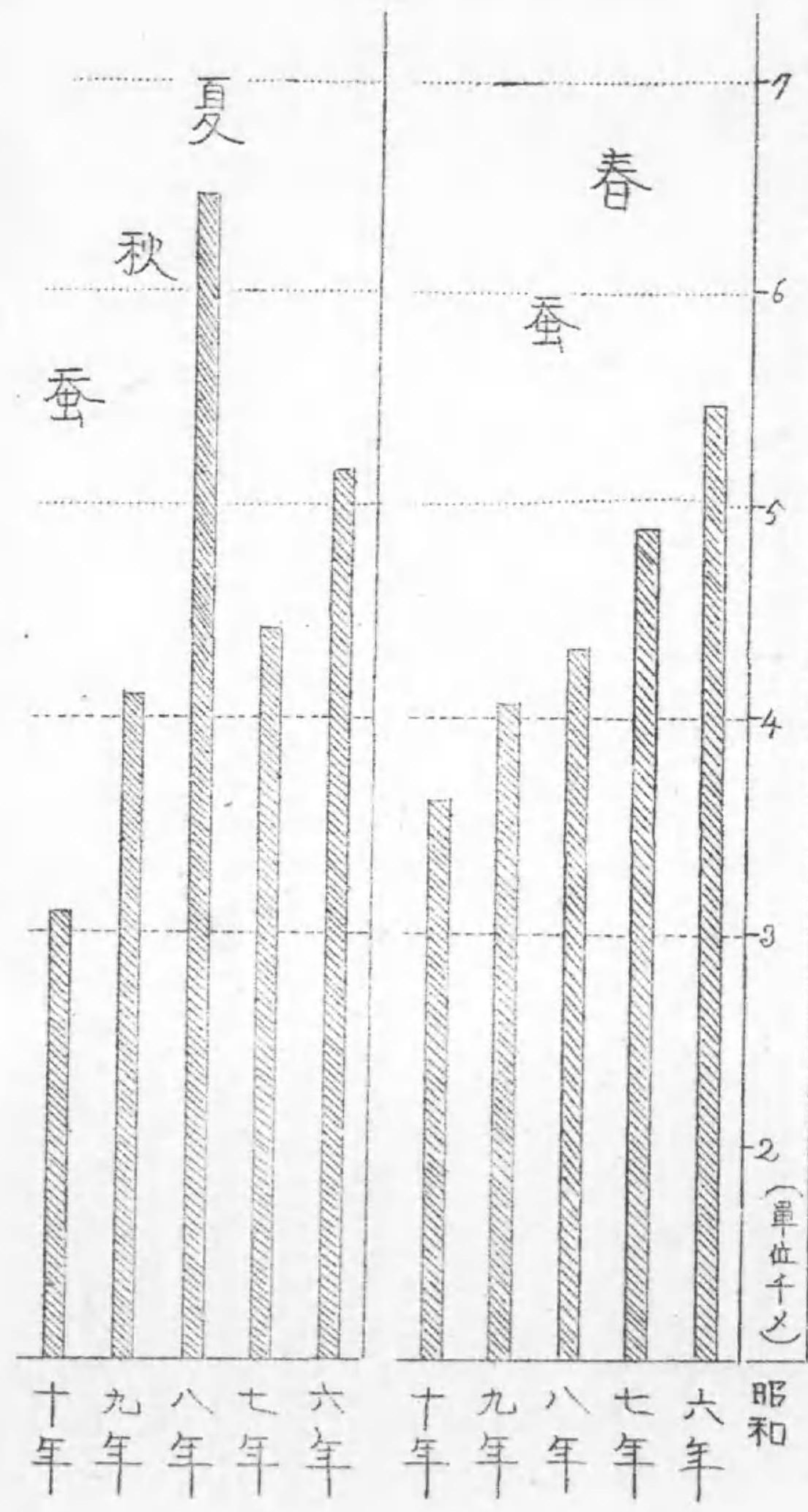
同年度に於ける蚕種掃立量は、春蚕四千九百四十七グラム、夏秋蚕七千九十二グラムにして之を養蚕家一戸當りにすれば、平均春蚕四十四グラム、夏秋蚕五十六グラムである。

(四) 收繭量
 其の收繭量を示せば左の如し。

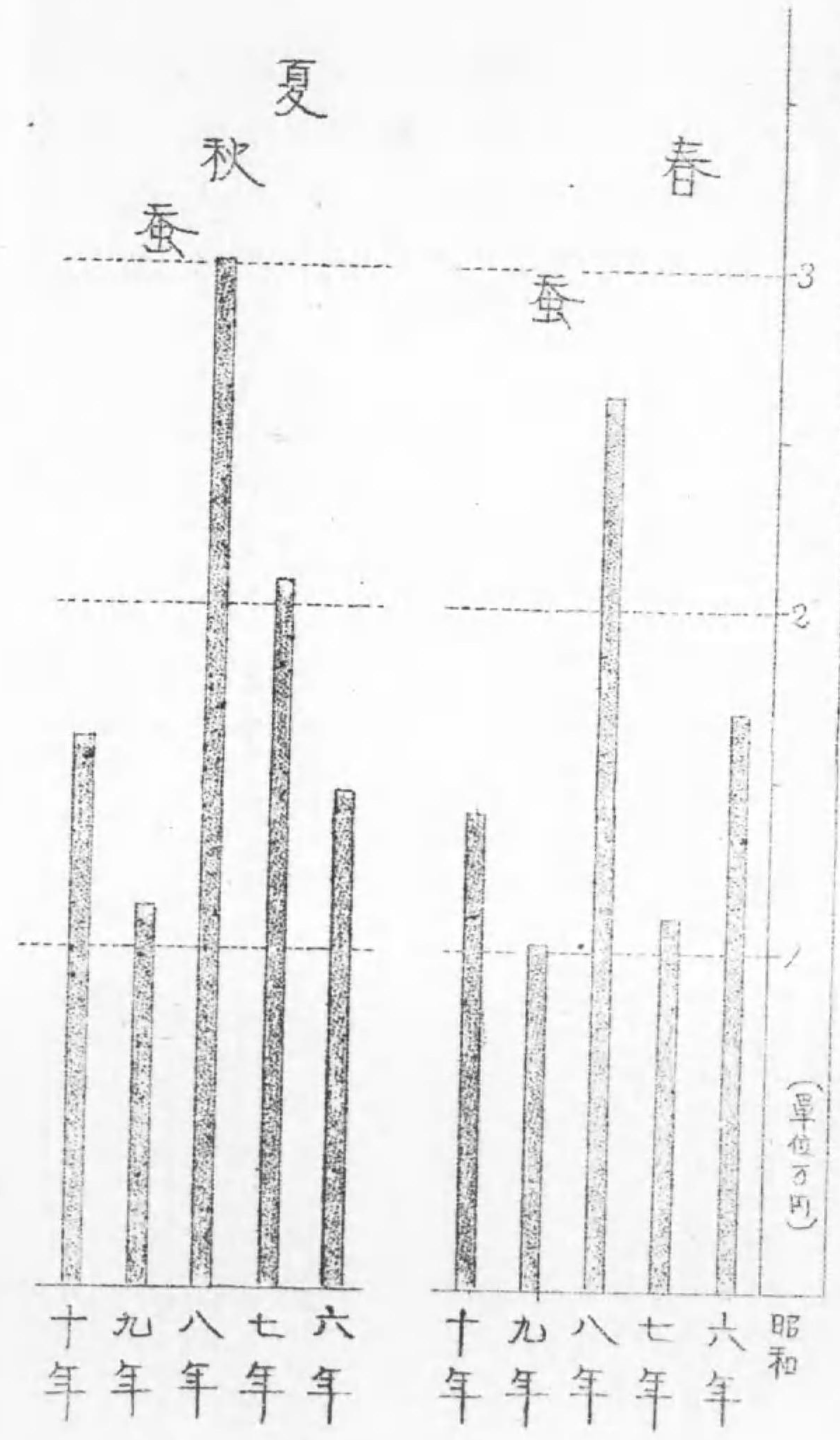
春蚕
 上繭 三千二百五十七メ……一萬三千二十八円
 玉繭 百六十七メ……四百六十七円
 屑繭 百五十二メ……三百七十九円
 一萬三千八百七十四円

夏秋蚕
 上繭 二千五百九十七メ……一萬四千七百五十一円
 玉繭 二百二十六メ……六百五十五円
 屑繭 二百二十八メ……六百八十四円
 一萬六千九十円

右收繭量を養蚕家一戸當りに割當れば、春蚕收繭量三十二貫、價額百二十五円。夏秋蚕二十四貫、百二十八円となる。合計一戸當り收繭量五十六貫、其の價額二百五十三円である。



最近五々年間に於ける收繭量表 (一) 量



(一) 價額

本村に於ける養蚕の起原は頗る古きも邈として温ぬ可きの資なし。漸く今より三百余年前、天正、慶長年間に桑樹の栽培ありしこと本郡東部の檢地台帳に見ゆ。蓋し往時の養蚕は概ね林野に自生せる桑樹の葉を摘採し供用せしものなる人も漸次斯業の発達に伴ひ田畑の畦畔又は宅地附近に野桑を轉植し立通しと爲し栽培するに至りたるものなり。而して當時は所謂戦國時代より未なれば養蚕の如きも之を營むもの稀なり。其の後家康出でて天下治りたるも徳川幕府は鎖國の政策を採り加ふるに暫々質素勤儉の布告を發し絹物使用に制限を付したれば、斯業その發達を阻止せられて本村の養蚕亦見るべきなし。

されど後泰平久しきに互り人民漸く安逸に慣れ、郡鄙何れも奢侈の風に染み絹糸の需要漸次増加するに至り、本村の蚕業發達

の機運に接し、次で幕末互市開けて生糸の輸出始まるや著しく活況を呈せり。

明治維新後は政府専ら斯業の奨励に意を用ひ、本村又其の意を受けて斯業の改善発達を圖りたれば、年を逐ふて産繭額を増し、今や農家経済の一半を支へんとするに至れり。

而るに前表に見る如年々多かる可き收繭量が近年漸減の傾向にあるは實に憂ふ可きことなり。

『明治十九年に始めて本村に養蚕教師入る。

而して春蚕飼育法を指導す。』

第四節 牧畜業

本村に於ける牧畜業は極めて微々たるものにして記するに足らざるも左に現在飼育せられ居る家畜家禽の種類頭數並に飼養戸數等を記す

一、馬—五十八頭—五十二戸
二、牛—十二頭—十二戸
三、兎—二百三十三匹
四、雞—千八十三羽

本村に於ける馬の飼養は其の時代詳ならずと雖も農馬及駄馬として古くより行はれ居たるものなり。昔時は殆んど農家全部に飼養され中には一家數頭を有するものもあり、種類は木曾系のものをもとし、飛驒産三河産之に次ぐ、是等は何れも体軀矮小なり。而るに運輸交通機運の発達、金肥の普及は漸次頭數減少の傾向を來せり。

明治三十年頃より馬匹改良の声大いに改善せられ、明治二十年分の状態に比すれば面目を一新するに至れり。又本村に於ては古来種付行はれ居りしも種馬は何れも民有の血統明らかならざる内國種にして配合亦合理を缺き産駒多か

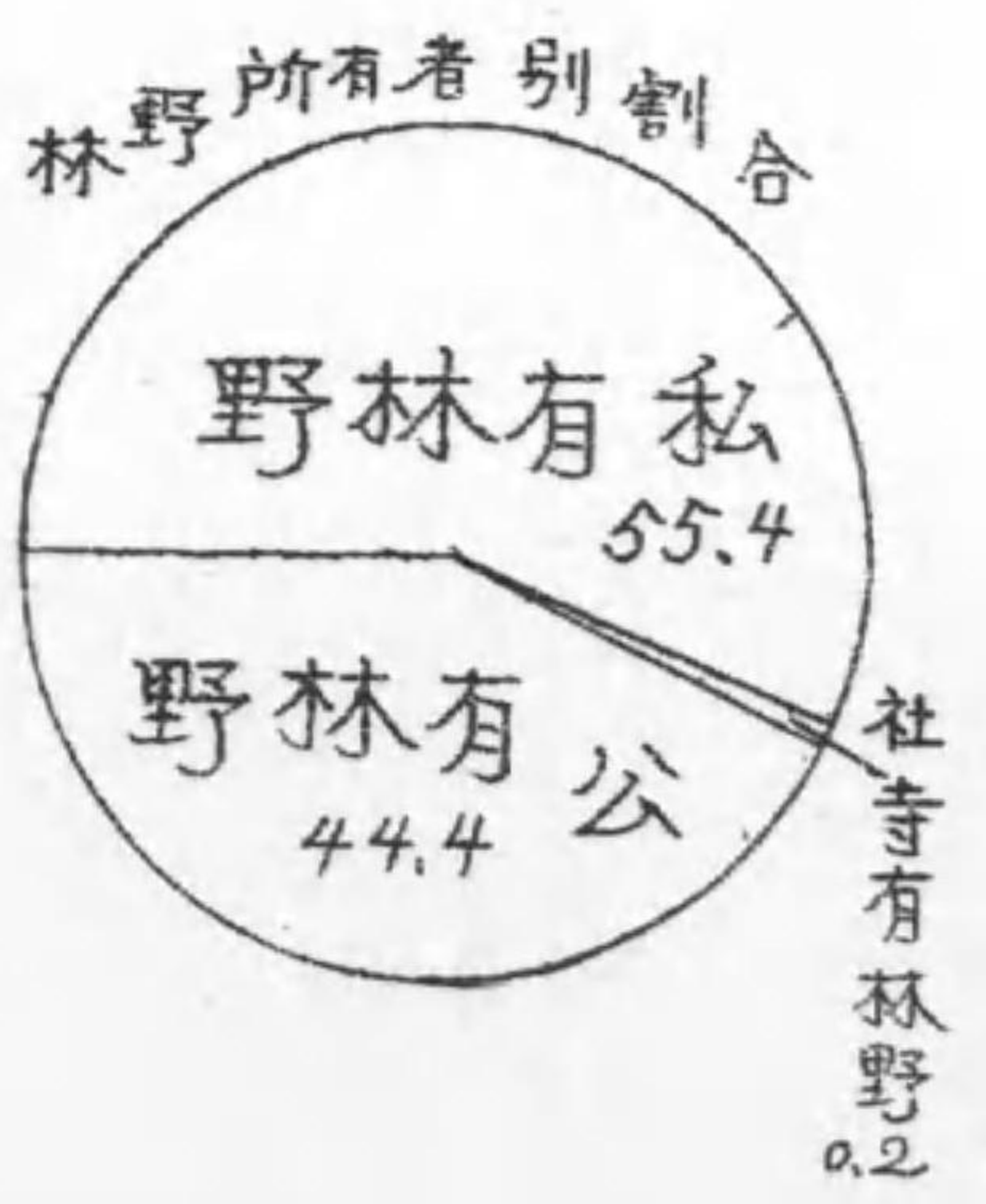
らず、誠に微々たるものなりき。明治四十三年本縣種畜場より種馬の交付を受け、字形之沢神明堂地内に種付所を設置し本格的に馬匹改良のスタートに立つも僅かニ十年にて撤廃さる。

又昔時は馬市の開設、或は馬匹評會を周催する等上の奨励に基づき畜産熱盛なりしも時代の變遷は斯く盛なりし玄田産業の衰微を招來し現今にては各務増吉氏が個人にて補助馬を飼育し種付を行ふのみにて又飼養馬の頭数も石に記した如く多からず全く昔時の面影失せたり。然るに近年堆肥厩肥等自給肥料の増産による金肥の節減又之が使用に依り地方の維持増進は金肥を以て之を代用する能はず、一面又畜力の利用により勞力の分配を適當ならしめ、生産費の輕減を計る等農業經營の改善上養蚕田の改良増加を計るは現下農村に郷音く敬言鐘にして我郷土にも再び畜産熱の抬頭を見るに至れり。

第五節 林業

第一 林野面積

本村林野の總面積は千三百三十四町六反にして總面積に比し約八割五分に當る。之を所有者別に見る時は私有林野最も多く五十五、四%に達し、其他公有林野四十四、四%、社寺有林野〇、二%である。



第二 林産物
林産額累年表 (一) 用材

昭二	三	四	五	六	七	八	九	十
数量 七一〇石	四〇〇	四五〇	四五〇	三六八	三六八	三〇〇三	五二〇〇	五二八〇
價額 三〇〇〇円	一四〇〇	一三四五	一三四五	一六三三	一三三三	五〇五六	九八〇九	一四〇九〇

(二) 薪炭材

昭二	三	四	五	六	七	八	九	十
数量 一〇〇〇棚	二〇〇〇	八〇〇	八〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	二〇五〇
價額 一三〇〇円	一三〇〇	一六〇〇	一六〇〇	二〇五〇	一三五〇	一〇五〇	一四〇〇〇	一四三五

用材の主なる樹種は杉、扁柏である。
竹材の産額は年約百余円である。

木炭

木炭は林産加工品として最も重要なものにして、其の年産二萬數千貫價額にして三千數百円である。

木炭産額累年表

昭二	三	四	五	六	七	八	九	十
数量 二五〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二六〇〇〇	七二八〇五	三三五〇〇	二四〇〇〇	二五〇〇〇	三五六〇〇
價額 六二五〇円	四四〇〇	四四〇〇	五〇〇〇	一四三六一	二七〇〇	三一三〇	三七五〇	三三三八

其の他の林産物

1. 樹實——栗五石五斗・胡桃四石五斗——二百十円
2. 樹皮——杉三千坪・扁柏千坪——百七十円
3. 竹皮——三十貫——六円。
4. 柴草(生の)——六萬五千貫——千三百円
5. 松茸(生の)——三百五十斤——百二十三円

- 6. 椎茸(乾)——二十斤——二十七円
- 7. 筍——三千五百貫——七百円
- 8. 山葵——一貫——二円

昭和十年公私有林伐採状況

用針杉	伐採面積				公有林	私有林
	合計	薪炭材	針葉樹林			
			材	針湖混着樹林		
數量	三反	三反	二反	二反	反	反
價額	三反	三反	三反	二反	反	反
數量	三反	三反	二反	二反	反	反
價額	六八五反	三五〇反	三三五反	二〇反	反	反
數量	五〇石	一二五円	三七五〇石	五八〇石	一四七〇円	五五七五円

薪炭材	材					
	合計	樹葉	樹葉			
			計	樅	松	扁柏
數量	七〇石	一五五円	四八五〇石	二〇石	五〇〇石	一四七〇円
價額	一五五円	四八五〇石	二〇石	五〇〇石	一四七〇円	五〇〇円
數量	一〇〇石	一〇〇石	四八五〇石	二〇石	五〇〇石	一四七〇円
價額	一八〇円	一〇〇石	四八五〇石	二〇石	五〇〇石	一四七〇円
數量	四九五〇石	一〇〇石	四八五〇石	二〇石	五〇〇石	一四七〇円
價額	七七四五円	一〇〇石	四八五〇石	二〇石	五〇〇石	一四七〇円
數量	二〇五〇棚	一〇〇石	四八五〇石	二〇石	五〇〇石	一四七〇円
價額	一四三五円	一〇〇石	四八五〇石	二〇石	五〇〇石	一四七〇円

昭和八年及九年に於ける本材消費員

杉	扁柏	昭和八年		昭和九年	
		數量	價額	數量	價額
三五〇〇	一三五〇石	四〇五〇円	一五〇〇石	六〇〇〇円	
五二五〇	四〇五〇円	二五〇〇	一五〇〇石	五五〇〇	

新炭材	計	其他	朴	樺	椴	栗	松
一八〇〇 <small>柵</small>	五二〇〇	五〇			二〇	三〇	二五〇
一二六〇	九八〇九	五〇			二四	六〇	三七五
二〇〇〇 <small>柵</small>	五二八〇	-			五〇	二〇〇	一〇〇〇
一四〇〇	一四〇九〇		四	四	一一〇	六〇〇	一八〇〇

第二 林野造林

人工及天然造林面積累年表

	昭二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
人工造林	四四反	七二	三六	四三	四三	七六	八〇	一七七	二〇八
天然造林	六〇反	一二三	一二三	八四	八四	一〇〇	一四〇	二五〇	三二〇

昭和十年公私有林野人工造林状況(一)新植

種別	公有林野		私有林野		合計	
	面積	数量	面積	数量	面積	数量
杉	四〇反	一〇〇〇〇本	七五反	一九二五〇本	一一五反	二九二五〇本
扁柏	一五反	四五〇〇本	七八反	一九四五〇本	九三反	二三九五〇本

同

(二)補植

種別	公有林野		私有林野		合計	
	面積	数量	面積	数量	面積	数量
杉	六〇〇〇本		一二〇〇〇本		一八〇〇〇本	
扁柏	三〇〇〇本		七〇〇〇本		一〇〇〇〇本	

昭和十年公私有林野天然造林状況

種別	公有林野		私有林野		合計	
	面積	数量	面積	数量	面積	数量
針葉樹林伐採跡地	五〇反		八〇反		一三〇反	

湖葉樹林伐採跡地	三〇反	一〇〇反	一三〇反
針瀧浪清伐採跡地		六〇反	六〇反
合計	八〇反	二四〇反	三二〇反

第四製材工場

現在本村には左の如く五つ製材所有るも其の中平井信吉氏の經營に係るものは自家用のものなり。又交告峯三郎氏の經營せられるものは現在製材作業を行ひ居らず

經營者 平井信吉 大正十二年三月設立
 佐藤又四郎 九月
 館林繁郎 昭和九年六月
 拓植傳一 十一年四月
 交告峯三郎

荷造方法及び寸尺數量等の要点(参考)

- 一、檜杉樅板 本四分長六尺五寸(八分五厘掛ニッ割)並四分長六尺三寸(八分掛ニッ割)但し挽尻ニ枚離
- 一、杉 樅 三分板 長六尺三寸(六分掛ニ枚割)
- 一、杉 樅 柵 六分板 長六尺三寸(二寸二分掛ニ枚割)
- 一、椶 樅 八分板 本八分掛
- 一、杉 樅 サンカ 丈六尺五寸厚一寸三分
- 一、小 板 杉 樅 栗 丈一尺五寸厚一分五厘四寸角束百枚入
- 一、貫 松 杉 樅 檜 丈李一丈三尺中三寸厚八分
- 一、天 井 棹 丈一丈三尺 方一寸二分
- 一、垂 木 丈六尺五寸至一丈二尺五寸 二寸角 並垂木一寸七分
- 一、敷 居 巾四寸厚二寸 長六尺五寸 九尺五寸 一丈二尺五寸
- 一、角丸太の物川狩木材の類

一間七尺五寸一丈一丈一尺 二間一丈五尺 二間半
一丈八尺七寸三間 メドウチニ丈一尺 長木二間七尺五寸

補遺

昭和五年木炭統制の爲木炭検査員を駐在せしむ

検査員 田口蚕吟

◎木村に於て最初に制炭を始めたのは安藤鈴吉氏にして明治三十六年十二月田中式炭竈を以て始む

◎明治四十三年島田本縣知事來村植林品評會を行ふ

第六節 水産業

本村は其の位置地勢其の他總ての事情が水産業に恵まれて居る、従つて之を本業とする者も少なく、唯農閑を利用して村民が遊散的に本村の南端を流る、木曾川又は村内の小川にて微々たる魚獲をなすのみにして、其の年額約百円内外である。尚石魚獲の外、水産養殖として毎年幼鯉を少量宛購入して育成を行ひ居るも、自給の程度に留り末だ移出を見るに至らず。

養殖場は稲田、養魚池、溜池、沼等にして之が場數約百八十、其の面積約五千三百四十五坪なり。收穫高は數量に於て三百余貫、價額七百円内外なり。

第七節 商業

主として雑品商にして、其の戸数十二戸あり、村内の需要を供給するに止まる。

其の他商業従事者

旅人宿及飲食店……三戸

其の他商業(理髮屋)……二戸

第八節 工業

本村の工業は全部個人工業にして見る可きものなれども、左に工業現況を示す。

種別	場数	職工徒弟
製糸(座)	六	七人
豆腐	六	一人
糺	一	二人

- 工業産物
- 1. 生糸——三十六メ——千二百六十円
 - 2. 生皮帯——十二メ——四十六円
 - 3. 豆腐——四百円
 - 4. 糺——四石——百四十八円
 - 5. 乾ワドン——五百メ——三百二十五円
 - 6. 織物——六百円
- 自家用木綿織物

其他産物を挙ぐれば左の如し (昭和十年度)

一、藁製品

- 繩——二百二十五円
- 蓆——四百十円
- 俵——二百八十七円
- 蓆——八十円
- ひ——三十円
- 蓆——百四十六円
- 番(毛)——六十二円
- 螺——八円
- 蚕簇——二百十三円
- 蚕網——四円
- 草履——二百五十四円
- 草鞋——二十四円
- 藁蓆——五十円
- 改良蚕簇——百二十五円

二、竹製品

- 籠——五十円
- 笊——十円
- 箕——十円
- 蚕箔——二百九十五円
- 竹筥——六十円
- ガゴジ——七十円

三、雑工作品

- 炭團——百六十円
- 眞綿——五十円
- 玉糸——二百四十円

第九節 鑛業

本村の鑛石の種別中知られ居るものは金・銀・銅・亜鉛・滋鉄・重石・青酸銅にして其他マンガン・アンチモニウム・鉄等を含有する個所点在するも鉍床の完全に露出するもの未だなし

鉍石中鉍床の露出せるものは恵那郡笠置村河合より本村秋葉山を貫脈する金・銅(試堀願中)字鳥帽子岩地内銅(金含有)(試堀願中)字奥屋滋鉄・重石(試堀願中)字澤尻鉛(銀含有)(試堀願中)字廉路山字新田亜鉛(青酸銅含有)なり。

前述の如く鑛石の試堀願中なるもの多々有るも未だ採堀に到らず。

然れ共本村將來に於ける鑛業は相當有望視せられりものなり。

第十農事改良團體

ノ農會

一、明治二十九年設立

加茂郡農會 飯地村 支會

會頭 拓植 豊次郎

副會頭 平井 百衛

幹事 山口 寅吉

拓植 健三郎

二、明治三十三年四月一日農會法の實施に伴ひ右の如き支會の會則を改正、組織の変更を行ひ同年五月飯地村農會とす。

当時の會員数は八十名なり。

三、現任會長保母啓次郎氏、副會長 交吉長太郎氏、其他役員に評議員、幹事、總代有り、縣農會派遣技手一名を設置し郷土の農事改良に邁進す、現技手 小野 木光正 現任會員數 三百五十七名なり。

2. 農業基礎團體

農事の改良進歩を圖る爲昭和二年沖沢農業基礎團體設立し遂次各町に設置せられ成績見る可きものあり。概而左の如し。

名	稱	設立年月日	事業概要	現□ □ ₁ 社長	當時□ □ ₂ 社長
沖沢	農業基礎團體	昭二、八、二	粟栽培、流穀、 有畜、 米、麥、 各種團設置	佐藤 稔	佐藤 秀雄
福原尾	〃	〃三、二、二四	米、麥、 各種團設置	安田 桐五郎	田口 蚕吟
戊辰	〃	〃三、七、二四	杉苗口 菊、菊、 共同組合	菊 植 保	菊 植 春太
五明	〃	〃四、一、四	博多百合栽培	伊原 六作	同上
裏洞	〃	〃四、一、二八	合	山本 俊一	同上
杉之沢	〃	〃四、二、二一		交吉 進平	交吉 義一
川平	〃	〃五、四、三	菊、菊、 共同組合	藤井 司郎	菊 植 博
西山東部	〃	〃五、一〇、一〇		菊 植 末吉	肥田 金四郎
〃南部	〃	〃		保母 馬太郎	交吉 助一
〃西部	〃	〃		交吉 宅右内	各務 辰次郎
〃北部	〃	〃		交吉 貝治	菊 植 栗三郎

参考

農家の副業に就いて。

我國の農家は封建時代には自家必需品の大部分は自ら生産し所謂自給自足の經濟を營んで居たが明治時代に入り諸制度が改まり交通通信機關が発達するにつれ、自給自足の經濟が破れて國民全体が相互に經濟關係を結ぶ協になり、更に進んで海外貿易の開拓進展に伴ひ世界經濟とも密接なる關係を持つ様になつた爲に、農家の經濟は著しき変化を受けることになつた。

即ち現在に於ては農家の仕事は自家用品の生産よりも他に販賣することとを目的とせる生産物に力を注ぐ様になり、其の經濟は生産物の販賣收入により支配せられることが多くなつたのである。然るに農家生産物の價格に就いてみるに、大戦当時の如き一般經濟界の好況なる時にあつては相當高値を見たり、其の後經濟界の不況に依り漸次低落し、農家經濟は益々逼迫を告げる様になつた。

繚つて農家の作業状態を考へるに、其の勞力の分配状態は季節により非常に繁閑があり、又従来の仕事ぶりを見ても勞力を節約し得る事情にあるものが少くない。こゝに農家が餘剩勞力を利用して副業を經營する余地がある。依つてこの逼迫せる經濟を緩和せんとして、各農家は副業に対して重大なる関心を持つ様になつた。

副業に依り困窮せる經濟状態をばん回せる實例は各地に於て見受けられるのである。而し乍ら本村に於ては副業として未だ見る可きもの無きは

遺憾とする所である。

斯くの如く副業は農村経済の更生上離るべからざる関係にあるが地方に於て適當な種類を選んで健全な経営を圖る爲には次の如き二事項に就き充分の考慮を必要とする。其の一は副業選定上の注意、第二は副業経営上の注意である。

△副業選定上の注意

一 需要状態を調査すること。

副業の經營によつて生産物を上げても其の需要が乏しく、販路に困る様なことであれば、反つて經濟上に打撃を受けることになるから其の生産物は販路が広く、然も其の需要は一時的のものでなく、持続の見込が確實なものを選ぶことが必要である。

二 収入の多き事をもみ望まざること。

副業の經營は、經濟の助長を目的とするが故に、之を選定する場合に収入の多きものを望むことは自然であるけれども、單に収入の多いもの丈を捜すことは不可で、一攫千金を期して投機的な氣持で仕事を選ぶことも不可である。収入は左程多くなくとも、確實な仕事を選ぶことが必要である。

三 原料、飼料、餌料等に就き調査すること。

加工副業を選定する場合には、其の地方に安く豊富に得らるる原料があるならば、之に加工することをお考へることが適當である。又養畜、養魚を行ふ場合には、其の地方で飼料、餌料が取得出来るならば、經營がより有利に行はれるから副業を選ぶには之等の取得關係を予め調査するを要す。

四 技術的能力を考慮すること。

副業の發達を期する爲には、優良品を生産して之を有利に販賣するに努めなければならぬ。經營者に技術的能力がなく、品質の悪いものを生産するならば、其の生産物の販路に窮する様になることは當然である。故に副業を選ぶ場合には自己の技術的能力を顧みて相慮したものを選ぶなければならぬ。殊に工藝的副業の如きについては、需要者の趣味嗜好の變遷に應じて製作を變へる能力が必要である。

五 資金關係を考慮すること。

副業の資金は副業の種類に依り、機械設備をなす場合には、相当多額の資金を要するが、副業を選定する場合に使用した資金の回收が確實で、然も早いものがよい。

△副業經營上の注意

一 生産方面の注意

副業の選定が終れば生産に着手することになるが、之が經營に際しては自分獨り孤立して經營することにはさけざる可く、一部落全体が同一副業に従事し共同して經營する様にするれば、經營が永續し且つ利益も多いものである。即ち技術の習得には共同講習を受け、器具機械の料、餌料等は共同購入し、且つ共同採種場、共同作業上、共同貯藏庫等の設備をなす時は生産費の軽減を求むのみならず、優良品を多量に生産することが出来、且つ品質規格の統一をはかることが出来るものであり、更に上の補助奨励を受けるに都

合がよいのである。

二 販賣方面の注意

販賣上の注意としては、組合を作つて共同販賣又は共同出荷を行ふことである。組合に依る大量取引の利益は、販路を広げて有利に販賣が出来又資金等に就いても之を得る便利がある。組合は産業組合を理想的なものとするが、其の前提として農業基盤団体等でも可である。故に本村にはもう遠に此の販賣機関は完備されてゐるのである。

郷土の経済状態は一刻も早く適当なる副業の選定を要求してゐるのであります。故に以上のべた事項が先覚者諸賢の斯業選定に当り幾分なりとも参考になる所あれば幸甚と存じます。

〔参考〕 農家副業としての蒟蒻について

我村に於ける蒟蒻は重要な特産物的位置を占むる主要な物産なるも今少し之が栽培法の改良並に加工をして郷土の一大副業的物産たらしめることは経済更生上重要な一項目なり。依りて参考までに之が経営方法を記す。

山間の傾斜地利用、菜園の間作等に適し終日日照のある場所よりも然らざる場所に適して居る。生芋のまま販賣すれば不利

農家は荒粉まで加工することを要す

一 生産

需西女 蒟蒻芋から蒟蒻荒粉、蒟蒻精粉を製し、製衣粉は現在最も普通な副食物となつて居る。この外近年製粉用以外に織物、製衣等々の糊に用ひ又模造パナマ防水布等の製造用及び染料粘着剤として用ひられて居る。

生産額 我村に於ける年産額は芋一五〇八三三九メー四三八五九九円 荒粉一八〇四七六〇介—二三三〇二九六円 精粉一五八五三〇〇介—三三三六七九四円にして国内自給自足する能はず年一三九七二七介—二七七八八円の輸入を見て居る。

芋及び荒粉の主産地は郡馬縣北甘泉郡、広島縣神石郡、岡山縣川上郡、茨城縣久慈郡、福島縣東白川郡一等等であり、精粉の主産地は郡馬、岡山、茨城の諸縣である。

(イ) 蒟蒻芋の栽培

適地 生育期間に相当の温度と湿気が有れば大抵の土地に栽培することが出来る。最も関係のあるのは雨量で、夏土用に降雨ある時は一般に成績よく、早魃續きの天候に會へば秋の成績がよくなる。日光の直射を最も嫌ひ、桑畑等の間作となし自然に日光の直射をさける程にすれば成績がよい。適地は礫質壤土の腐植質に砂を混ぜるか如き土壤が最も理想的である。地形は東側に面せる傾斜地が可である。

種 蒟蒻種玉としては三年玉が最良である。一二年玉も使用する、場合がある。種玉は扁円形で外皮の美しいものがよい。又凹凸なく幼芽の色が鮮紅色なものが理想的である。種蒞を自給する場合には、越年のため貯蔵しなればならぬ。貯蔵方法には火室貯蔵法、火棚貯蔵法、土穴貯蔵法とがある。(各貯蔵方法は省略す)

整地 専用畑の整地は普通作物の收穫期即ち十二月上中旬頃に反當堆肥二百メー五百メ、厩肥の場合には約千メ、兩者混用の場合は堆肥五百メ、厩肥五百メ位を畑一面に撒

布し直ちに二尺位の深さに土と共に切り込み耕やし、春八十八夜前後に五―六寸の深さに耕耘す。次に間作の場合には普通桑、麦畑、桐畑、猪畑を利用するが、特に整地の必要がない。麦畑の場合には春期麦の中耕又は土寄の時に畦向を打つて軟かにし、種玉を定植するに便利を依り、種溝を掘つて直ぐ、桑畑等では畦間に堆肥を撒布し、後中耕して春に再び耕耘するのである。

肥料 蒟蒻の肥料は他の作物の如く最初より多く施す必要はない。堆肥、草木の類は如何なる肥オにも必要である。大豆粕、茶種粕の如き有機質肥料も必要で速効肥料はさけたオがよい。下肥、硫酸アンモニア等は蒞者が大きくなるが製粉の止つ合ツく、病氣にかかり易い。磷酸肥料、加里肥料を適当に混合して用いる時は蒞者の發育を良好にする。蒞肥に當つて注意すべき事は、浅く蒞肥すること、又、肥料を蒞者に接觸させぬこと。3、元肥の場合には種蒞に土をかけてからやること。4、追肥の場合には発芽して地上三寸位芽の出た時(六月の初から七月の初頃)根際より五寸位離して小穴を掘りそこに施すこと。等である。

植付の季節と方法 蒟蒻の植付季節は收穫に非常に関係がある。適期は八十八

夜で、これより早く植付けける時は薯の発育前に雑草が生えて牛入に困難を感じ又害虫が多
く集まり成績良からず。又遅れる時は莖葉の発育は良好であるが玉の発育が良くない。
植付けは三年玉の如き大球のものでは大体二―三寸の深さに植込むが小球の場合は単に溝を掘り
種球を二列又は千鳥形にならべ其の上に土をかける位で止める。植付けの深浅は適当の傾斜を
持つ土地にありては種玉の大きさの約二倍以上に穴を掘り、下度芽がかくれる程度に止める。乾燥
地はこれより稍々深くし、湿地は浅植とする。蒟蒻の球莖は中央の芽の出る所が凹んで居る
故真直に植付けける時は水が溜り芽を腐敗せしむることがある。依つて約三―四寸位に
東南の方に傾けて植付けける。反當種球量は専用畑の場合は一年子約六十貫、二年子約
百六十貫、三年子約二百七十貫、四年子約四百五十貫を程度とする。連作はさけ三―四年
毎に大小麦、そば、胡麻、大豆類等を一回作る必要がある。

牛入 植付け後三週間で追肥を行ふ。下肥のうちすいもの又は米糠、蚕番共等を一旦腐敗せし
めたものを球にふれない様に注意して施す。同時に一回の中耕を行ふ。根本へ土を寄せ勿減にする。
芽二回の中耕は其の後三週間頃に、元の方へ土を寄せ平地にする。此の際に三百貫位の草を畦向
に撒布し、日光の直射を防ぐことに努める。

收穫

十月下旬に至り莖葉が枯れたる時は收穫の適期である。薯が凍傷を受けない程遅く
も十月中旬までには全部の收穫を終らなければならぬ。堀取れる薯は販賣用薯又は製長
粉用薯に分ける。よく土を洗し二―三日間日光に乾かし、種芋とするものは貯藏し翌年を待
つことになり販賣用のもの又は加工用のものは十貫位を標準として俵に入れ各々販賣な
り荒粉を作るまで保存するのである。反當收量の標準を示せば次の如くである。

一年子の種薯 反當五百貫位 二年子の種薯 反當七百五十貫位
三年子の種薯 反當九百五十貫位 四年子の種薯 反當一千二百貫位

種薯の採り方 二年子以上のものを本園に植付けると、其の年の秋に反當約五十貫
位の一年子が出来る。之を親薯と一所に堀取り貯藏し翌春より種薯用として繰返して行
く時は種薯を毎年得ることが出来る。今一つの方法として自然生畑より採る方法もある。

(ロ) 荒粉の製法

蒟蒻粉は價格の変動甚しきもので、一ヶ年中四―五割の値開きがある。十二月の生芋販賣の
時期が最も安價である。依つて農家では荒粉と存し一時貯藏して置く。荒粉製法の時
期は土月下旬より翌年三月下旬頃までの間で、寒期間は良品を産する。

先づ生薯を取出し竹筥^{バシ}で芽^メを去り根を去り水の入れる桶に入れよく洗ひ、後取出して二三日間陽光にあて乾燥し、晴天の日を選び午前中に之を輪切にする。午後に行へば半面黒色となり品質を損ずる。輪切は厚さ一分五厘乃至二分とし、長さ三尺幅八・九寸の大鉋^{カシヤ}を用ひる。あまり薄ければ精粉^{セイコ}が少く厚く且つ費用を多く要する。輪切にせるものは細竹(長さ三尺寸三分)の串に通し七一八分の間隔を持たせ、日當の良き場所で乾かす。其後筥の上で竹を抜き取り、五味十貫内外づ、俵に入れ乾燥せる場所に貯蔵する。之を荒粉と云ふ。普通生薯百貫より荒粉二十貫位作ることが出来る。

荒粉製衣造の際最も注意を要するは乾燥である。即ち薯の輪切を作る場合には向ふ三・四日間降雨のないことを見当をつける。又串に通せる切薯は隣りの切薯と着き合はせてはならない。又乾燥中一雨に当れば黒色となり、凍れば白色となる故夜間は屋内に收め兩者に會ひせぬ様に注意を要す。

(ハ) 精粉の製造

荒粉の製造を更に進めて農家の組合工場を設け共同製粉を行ふ場合は一々有利なるも之を経営するには各種の諸注意を要しなければ採算のとれない様になる。

終

